

ものなり。而して作戦上の要求には自ら限度あるものとす。

一、動員用戦用の大部 平時より整備す
二、動員用戦用の一部補給用の大部戦時之を調達し軍に併給す

國家總動員

國家總動員の意義 國家總動員とは有事に際し國家を戦争遂行に適する態勢に移し舉國一致國軍の需要を完全に充足するに努むると共に一面國家の存立及國民の生活を保障し以て戦争を有利に遂行する爲國家の利用し得べき人馬、物件、有形、無形一切の資源を最有効に統制按排する事業を謂ふ。
國家總動員の由來 現代國防の要は國防の骨幹として精銳なる國軍を擁すると共に緩急に方り國家、國民の全能力を擧げて國防に

當るに存す。即ち有事に際しては一面國軍の巨大なる需要を完全に充足し他面國家の存立、國民の生活を保障し以て戦争を有利に遂行する爲國家の利用し得べき一切の人的及物的資源を最も有効に統制按排し以て最大の國防能力を發揮する所謂國家總動員の實施に俟たざるべからず。

國家總動員なる語は世界大戰に於て列國が右の目的を以て舉國一致國家の全智全能を盡して戦争能力の維持増強に勉めたる事實に發したるものなるも此等各國の施設は多く戦争の推移に伴ひ必要に迫られて逐次に實施せる應急彌縫の窮策なるを以て其事蹟は直に國家總動員の範例と認め難きものありと雖將來の戦争の爲準備し且實行せざるべからざる國家總動員は頗る廣汎にして複雑なる内容を有するに至れるは容易に觀察し得るも

のとす。

彼の世界大戰に於て苦き經驗を滿喫せる歐洲諸國が戦後の復舊に汲々日も猶足らざるの時に於て尙且此種施設に専念せるは寔に故ある所にして國家資源乏しく而も未だ之が統制、運用に關する經驗を有せざる我が國に於ては之が研究準備は特に一日も忽せにすべからざる所なり。

國家總動員業務の内容

- 一、國民の統制
- 二、産業及消費の統制
- 三、交通の統制
- 四、財政並金融に關する施設
- 五、情報、宣傳の統一
- 六、其他有利に戦争を遂行する必要なる一切の手段を講ず

抑、有事の際に於ける總動員の實施は國民に對し極度の犠牲的奉公心を要求するものなるが故に之が圓滑なる遂行を期する爲には戰

争の目的を明にして常に民心の歸嚮を一にし戦勝に向ひ一致邁進するの氣概を振作し且逐日累加する艱苦缺乏と敵國の企圖する有害なる宣傳とに對し志氣の頹廢を防止する手段方法を講ずること極めて必要なり。此國民精神の緊張は實に總動員の根柢たり。

國家總動員の準備

國家總動員の事業たるや極めて危大、複雑、多岐に亙り平時豫め之が準備を爲すにあらざれば有事に際し圓滑なる實施を望む能はざるは勿論なり。而して其準備を要する事項は頗る多端にして凡そ國家の諸政策及諸機關悉く之と關係を有せざるものなきも其大綱を掲ぐれば概ね左の如し。

- 國防資源の調査
- 不足國防資源の保育、培養
- 戦時總動員實施を容易ならしむる爲の平時施設

國家戦時の施設

總動員計畫の策定 戦時總動員に必要な法令の立案

抑、國家總動員準備の目的は素より國防に存すと雖此準備は平時より諸般の施設を行ふものなるを以て併せて産業の助長及社會政策の企圖等一般國力の伸展に重大なる効果を齎すものにして國家經濟及國民生活の向上の爲極めて緊要なるものなり。

各國總動員準備の概要

イ 米 國

陸軍省所管 總動員業務は陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數個の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究、補給計畫並戦時諸機關の編成等に關し、徹底せる具體的準備を進めつゝある。

總動員法、産業大學 一九二六

年上下兩院に提出せられた總動員法案は、大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものであるが、未だ制定公布を見ない。然れども工業動員の要員と思惟せらるる豫備兵器將校の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。

國防記念日、教育註文制度

一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施して居る等吾人の注意を惹くものが少くないのみならず、一萬數千の民間工場に對しては、平時より教育註文制度に依て兵器の製造に習熟せしめ、戦時是等の工場が命令一下直に軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

ロ 蘇 國

國民生活極度の壓迫を意とせず國防勞働會議、國家計畫委員會に

於て、第一、第二次の産業五箇年計畫、換言すれば總動員計畫を立案し、各省は其擔任に従ひ、銳意之が實現に向つて奮進しつゝある

業等に於て、一段の進歩を見たることは事實であつて、特に其の工業地の中心が、逐次東漸の勢を示して居るのは、吾人の最も關心を要する所である。

ハ 佛 國

高等國防會議に研究委員會及常置事務局を附して總動員計畫を定し、各省は各々其擔任に従ひ、具體的細部計畫を立案して居る。

總動員法 一九二八年上下兩院に於て可決せられたる國家總動員法案は、全國民の國家防衛義務及政府の資源強制取得權等を規定せるものであるが、未だ公布せらるるに至らない。

第二次五年計畫に於ては、累計千四百乃至千五百億留を以て、國民經濟の再組織を完成し、其全部門に互り最新の技術的基礎を創造すべく將に其第一年を終らんとして居る。

工業動員管區 然れども官公吏及豫備役將校に總動員業務の教育普及を圖り、又廣く人材を網羅せる軍需工業顧問委員會を陸軍省内に設置し、又工業動員管區を設けて總動員の實施を容易ならしむる

本産業計畫の成果が、蘇國當初の企圖に副はなかつたことは明らかであるが、其電化事業又は機械工

英の國防大學、伊國の總動員法 齊しく總動員準備に汲々として居るが、英國は國防大學を設け、一般官公吏及將校等に對する總動員の教育機關たらしむるを特徴とし、獨逸は純然たる總動員準備をも禁止せられて居る爲、國民の體育を奨励し、且、民間航空及機械並化學工業等を進歩發達せしめ、戰時直に軍需工業に轉換利用せんことを期しつゝある。特に伊太利は其特殊の國情に基き國防最高會議、國家總動員準備委員會、國防最高會議事務局、産業事務局、産業動員局を設置して、總動員を計畫準備し、一九二九年既に總動員法を制定公布した。

於て、第一、第二次の産業五箇年計畫、換言すれば總動員計畫を立案し、各省は其擔任に従ひ、銳意之が實現に向つて奮進しつゝある

業等に於て、一段の進歩を見たることは事實であつて、特に其の工業地の中心が、逐次東漸の勢を示して居るのは、吾人の最も關心を要する所である。

兵役關係事項

帝國兵役法の根本精神

帝國兵役制度の根本義は、我が特有の國體、建國の本義、國民の崇高なる道義心に基き國家の保護、皇獻扶翼の名譽及責任は全國民の負擔なりとの理念に基き制定せられあり

一、國體一致國民皆兵の主義に立脚せることは憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられあるのみならず兵役法に於て戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子（内

地又は樺太に本籍を有する）は特定の者を除くの外悉く何れかの兵役に服することを規定しあるに見るも明なり

二、兵役は國民の最高且榮譽の義務たると同時に忠良なる臣民の享有する權利にして兵役に堪へざる不具癡疾者及六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者の負ふ能はざる所なり

三、國民負擔の軽減生産の増加は素より顧慮する所なるも精兵主義を以て根本方針となす

四、兵役義務負擔の公平を圖る爲地域の公平主義を採用しあり
五、國民資質の向上を圖る爲文教及社會政策等の國家の重要政策

六、の關係を適切に顧慮しあり
制なり
帝國兵役法は必任義務の徵兵

兵役制度

國軍の兵員を充足すべき制度を兵役制度と謂ひ之を區分すること次の如し

必任義務兵制 徵兵制
兵役制度 度 民兵制

志願兵制度

一、必任義務兵制度 是強制兵制度にして國家は國民學つて防衛すべきものなりとの思想に基き國民に兵役に服する義務を負はしむる制度なり

イ、徵兵制 是國民皆兵の根本主義に立脚し兵員訓練の主眼を精兵主義に置き精銳なる兵員を以て國軍を組成せんとするものにして平時に於て戰時編制の基幹となるべき軍隊を常設し所要の兵員を徵集し一

定の期間教育を施したる後逐次新陳交代せしめ戦時又は事變に際し此等を召集して戦時編制を完成す。日、佛、伊及蘇國の兵役制度の如きは即ち是なり

ロ、民兵制 は兵員訓練の主眼を多兵衆兵主義に置き國民皆兵の實を擧げんとするものにして常備に任ずる軍隊或は軍隊の骨幹となるべき幹部のみは平時志願兵を以て組織し國民中の男子は特別少數の者を除き短期必ず軍隊教育を受くるものとす。瑞西の兵役制度の如き即ち是なり

二、志願兵制度 自由兵制度にして國家と國民との合意に依り兵役に服せしむるの制度なり即ち國民中獻身的に兵役に服することを志願する者を徵募して國軍を組織せんとするものなり佛國

國防を一部の國民に委するが如き結果となり國家存立上極めて不合理なり

國民の有ゆる階級より募集すること能はざるを以て所望の資格を具ふる兵員を得ること困難にして素質低下す有事の日兵員の増加及補充困難なり

軍紀を緊張し教育を徹底せしめんとせば應募者減少し或は離隊者續出の虞あり

多大の経費を要し之を以て本則とすることは實施極めて困難なり

〔利〕 志願者を長期服役せしむるを以て國民の負擔(経費を除く)を減少す 兵員の志願素質選擇の自由を有す 長期に服役せしめ得るを以て武技其他の技術の習熟に利あり 之を要するに必任義務兵制度の

の長期志願兵、英米及獨國の正規軍の如き是なり 志願兵制度の特例として義勇兵及備兵制あり 義勇兵制 は獻身殉國の大節に基き物質的欲求を度外に置き自ら進んで應募する兵員を以て要員を充足する制なり 備兵制 は一般國民時として外國人より志願者を募集し契約を以て一定の給與と服務年限とを定むる所謂職業兵制度なり 例へば英國の地方軍、米國の護國軍、伊國の護國義勇軍の如きは義勇兵制にして支那の軍隊は備兵制なり

兵役制度の利害

兵役制度の利害左の如し

〔利〕 必任義務役制度

一、法制上より見れば國民舉つて國家を防護するものなるを以て

利は主として形而上に存し志願兵制度の利は専ら形體上に在りと謂ふを得べし

兵役の種類及用途

兵役の種類

兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)後備兵役、補充兵役(第一及第二補充兵役)國民兵役(第一及第二國民兵役)に分つ

兵役の用途

現役兵は軍隊に入りて教育を受け戦時部隊の骨幹と成り、豫備兵は戦時の要員たるべきものとす。但安寧秩序を維持し若は最も迅速を要する出兵等の爲には現役兵のみを以て出征することあり。第一補充兵は現役兵に缺員を生じたる場合之が補充を爲し又必要に際し之を召集して所要の教育訓練を施し以て戦時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戦時若は事變に際し必要に應じ之を召

國家の存立上最も法理に適合す 二、編成上より見れば良好なる資格を有する多くの兵員を得るのみならず軍人精神の陶冶を完全にし其素質を良好ならしむることを得又有事の日兵員の増加若は補充容易なり 三、用兵上より見れば軍紀を緊張し教育を徹底せしめ得るを以て軍隊の團結鞏固にして統御並指揮容易なり 四、財政上より見れば最も經濟的に軍備を整ふることを得

〔害〕

一、國民の負擔比較的大なり 二、兵員の思想素質を選擇して徵集するの自由を有せず 三、在營年限の關係上武技其他の技術の習熟に於て志願兵制度に比し不利なるを免れず 志願兵制度

〔害〕

集して戦時の要員に充つ 服役の區分及年限次の如し 現役(二年)現役兵として徵集せられたる者之に服す 豫備役(五年四月)現役を終りたる者之に服す 後備役(十年)常備兵役を終りたる者之に服す 第一補充兵役(十二年四月)現役に適する者にして其年の所要の現役兵員に超過する人員の中所要の人員之に服す 第二補充兵役(同右)現役に適する者の中現役及第一補充兵役に徵集せられざる者之に服す 第一國民兵役、後備兵役を終りたる者及軍隊に於て教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者年齢四十年迄之に服す 第二國民兵役、戶籍法の適用を受くる者にして常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役

に在らざる年齢十七年より四十年迄の者之に服す

【一般服役の特例】

國民の兵役義務負擔は平等均一ならざるべからず然れども經濟教育、家上等の關係に依り服役上の特例を設く

一、在營期間の短縮 凡て現役兵は現役中之を在營せしむるを本則とするも特別の者に對しては在營期間を短縮すること次の如し。此の場合に於ては現役期間に未入營期間又は歸休期間を置く未入營期間とは現役に就き未だ入營せざる期間、歸休期間とは在營を了り尙現役に在る期間を謂ふ

- イ、歩兵(戰爭を除く)六月以内(在營一年六月)
- ロ、其他の兵種(輜重兵特務兵及陸軍衛生部兵を除く)六十日以内(陸軍は四十日、在營一年十月二十日)
- 1、青年學校未修了者軍事上妨げなきときは四十日以内短縮す(在營一年十月二十日)
- 2、特別の事由ある者品行方正學術勤務の成績優秀なる者及定員に對し過剩と爲りたる者
- 3、服役延期 左の各號の一に該當するときは服役の期間を延長することを得

- 1、戰時又は事變に際するとき
 - 2、出師の準備又は守備若は警備の爲必要あるとき
 - 3、航海中又は外國に於て勤務中なるとき
 - 4、重要な演習又は特別に觀兵の擧あるとき
 - 5、天災其他避くべからざる事故に因り已むを得ざる時
- 三、特殊の轉役及免除
- 1、貧困に因る現役免除 在營中本人に依るに在らざれば家族が生活を爲すこと能はざるに至りたるときは現役を免除し第二補充兵役に服せしむ但軍事救護法に依り救護し得る者を除く
 - 2、疾病其他身體の故障に因る轉役及兵役免除 現役兵豫備兵後備兵又は補充兵にして疾病其他身體又は精神の異常に依り當該兵役に服し難き者

は他の兵役に轉せしめ兵役に堪へざる者は兵役を免除す

四、短期現役兵年齢二十五迄に師範學校を卒業したる者(小學校の教職に就く)の資格を失ひたる者(除く)の現役は五月(但師範學校の教職を修了せざる者に在りては七月)とす而して現役中之を短期現役兵と稱し現役を終りたるときは直に第一國民兵役に服せしむ

短期現役兵は軍事上の必要に依り(本人の希望を斟酌す)陸軍又は海軍に於て服役せしめ陸軍に於ては歩兵科に屬せしめ入營後概ね二月の後一等兵概ね四月の後上等兵を命じ現役満期の際伍長に任す

經過したる日又は其後に於て小學校の教職に在らざるときは更に徴兵検査を行ひ一般徴兵としての徴否を定む

【准士官の服役】

現役准士官は特別の者の外現役年限年齢に滿つる日迄之を服役せしむ年齢左の如し

- 一、歩騎砲工航空及輜重兵科の特務曹長 四十年
 - 二、其他の准士官 四十八年
- 【豫備役及後備役】
- 「一」に該當する者各豫備役期間の終期は現役年限年齢に滿つる日より起算し六年目の三月三十一日、後備役期間の終期は現役年限年齢に對する年より起算し十一年目の三月三十一日とす
- 「二」に該當する者の豫備役期間の終期は現役年限年齢に滿つる年の翌年三月三十一日後備役期間の終期は現役年限年齢に滿つる

る年より起算し六年目の三月三十一日とす

【特別志願士官】

服務期間は補職の日より起算し二年とす。

爾後再服務を志願するときは年齢四十年(大學令に依る大學學部卒業者に在りては四十二年技術將校たるべき各兵科士官及各部士官に在りては四十五年)に滿つる日迄毎回一年を限度とし數次之を許可することを得

特別志願士官の順位は採用時に於ける官等を同じくする現役士官の低位とし相互間に於ては豫備役の者を上位とす

【軍醫候補生より見習醫官を命ぜられ次で衛生部士官に任ぜられたる者の服役】

とを志願する者あるときは陸軍大臣之を許可することを得而して爾後の服役は前者に在りては幹部候補生より豫備役士官となりたる者の服役に同じく後者に在りては陸軍武官服役令に依る

【下士官の服役】

下士官の服役は之を現役豫備役及後備役に分ち特に規定あるもの外現役の下士官は現役期間満つる日迄を服役せしめ現役を終りたる者は之を逐次豫備役に服せしむ

一、現役期間

- イ、歩騎砲工航空及輜重兵科 (砲工諸工長を除く) 並經理部及衛生部 前服役年月を通算し四年
- ロ、憲兵科 前服役年月を通算し六年
- ハ、砲工兵諸工長 任官年の十二月より起算し三年

を現役満期となすことを得

三、豫備役及後備役 豫備役期間の終期は任官の日より起算し九年目の三月三十一日、後備役期間の終期は豫備役期間満了の日より起算し十一年目の三月三十一日とす

但航空免状(自由氣球操縦士免状を除く)を有する年齢二十五歳未満の者にして志願して豫備役及後備役の航空兵科下士官と爲りたる者の豫備役期間の終期は年齢三十五年に満つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は年齢四十八年に満つる年の翌年三月三十一日とす

四、國民兵役及服役免除 下士官にして服役を終りたる者に於て年齢四十年未満の者は四十年に満つる迄第一國民兵役に服せしめ(疾病其他身體若は精神の異常に依り現役豫備役後備役を

- ニ、獸醫部 前服役年月を通算し五年
- ホ、軍樂部 樂手補を命ぜられた年の十二月より起算し五年
- ヘ、豫備役又は後備役の下士官にして再び現役に服したる者並歸休中若は豫後備兵の上等兵(同等級の兵を含む)にして現役下士官と爲りたる者は再び現役に服したる年又は現役下士官と成りたる年の十二月より起算し二年
- 二、現役定年限年齢
 - イ、歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の隊付下士官(砲工兵諸工長を除く)四十年
 - ロ、其他の下士官四十五年

採用せず

二、憲兵上等兵及樂手補 兵役は現役豫備役及後備役とし逐次に之に服せしむ其服役期間左の如し

- イ、現役憲兵は前服役期間を通算し四年、樂手補は之を命ぜられたる年の十二月一日より起算し五年、志願に依り延長することを得
 - ロ、豫備役 現役の期間を通算し七年四月
 - ハ、後備役、前服役を通算し十七年四月
- 年齢四十年に満つる前に於て後備兵役を終りたる者は第一國民兵役に服せしむ
- 三、兵の候補者 兵の候補者として兵籍に編入せられたる生徒の身分取扱は武官候補者に準ず
- 四、年齢四十年を過ぎ志願に依

徴集

り國民軍に編入せられたる兵は當該期間第一國民兵役に在るものと看做す

兵員配賦 毎年徴集する現役兵及第一補充兵の員數は陸軍大臣上裁を経て之を各師管に配賦す

師團長は師團に配賦せられたる員數を各聯隊區に聯隊區司令官は更に之を各徵募區に配賦す

徵兵検査 徵兵事務(抽籤事務を除く)執行の爲毎年徵募區又は検査區毎に聯隊區徵兵署を又抽籤事務執行の爲聯隊區抽籤徵兵署(五大都市及樺太に在ては聯隊區聯合抽籤徵兵署)を設く

聯隊區徵兵事務は毎年四月十六日より七月三十一日迄の間に於て行ふを例とす

聯隊區徵兵醫官は身體検査を行

【志願に依る兵及其候補者の兵役】

一、年齢十七年以上徵兵適齢未滿の者にして現役たることを志願する者は二年在營せしめ其服役は一般の現役として徴集せられたる者に同じ(輜重兵特務兵及補助看護兵は之を

免ぜられた)年齢四十年以上四十五年未滿の者は其翌日を以て服役を免す

服役中年齡四十五年に達する者は服役の期間に拘らず四十五年に達する年の三月三十一日を以て服役を免除す

五、免官

左の各號の一に該當するときは別に辭令を用ひずして其の官を免ぜられたるものとす

- イ、第一國民兵役を終りたる時
- ロ、兵役を免ぜられたるとき
- ハ、年齢四十年を過ぎ服役を免ぜられたるとき

【志願に依る兵及其候補者の兵役】

一、年齢十七年以上徵兵適齢未滿の者にして現役たることを志願する者は二年在營せしめ其服役は一般の現役として徴集せられたる者に同じ(輜重兵特務兵及補助看護兵は之を

ひ體格等位の決定に任じ聯隊區司令官は身體検査の監督、兵種の選定を爲し兵事官、支廳長又は市長は徵兵署に於ける身體検査の準備を爲し壯丁の身上に關する調査に任ず。市町村長は身體検査に列席し徵兵官の諮問に應ず

じ其身材、藝能及職業に依りて決定す

に依り事由止む迄

召集

身體検査 兵役の適否を定むる爲適齡壯丁の身體検査(體格検査及身上調査)を行ひ左の區分に從ひ徵否並兵種を決定す

召集の意義 召集とは現役兵として徵集する者を除くの外兵役に在る在郷者(歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵、國民兵)を軍隊に召致するを謂ひ召集せらるべき者を應召員と稱す

イ、現役に適する者(甲種及乙種) 第一、第二種 現役又は補充兵役

召集の範圍 召集は左の各號に該當する場合に之を行ふことを得るものとす

ロ、國民兵役に適するも現役に適せざる者(丙種) 徵兵免除

一、歸休兵、豫備兵、後備兵、國民兵は戰時又は事變に際し必要あるとき

ハ、兵役に適せざる者(丁種) 兵役免除

二、歸休兵は在營兵の補闕其他必要ある場合、服役第一年次豫備兵は警備其他の必要に依り歸休兵を召集するも尙兵員を要する場合

ニ、兵役の適否を判定し難き者 翌年に至るときは甲種又は乙種に合格すべき見込の者(戊種) 徵集延期

三、豫備兵及後備兵は勤務演習の場合

兵種は各徵募區の配賦人員に應

四、中學校又は其學科程度と同等以上の學校に在學する者本人の願に依り修學年限に應じ年齢二十七年(二十二年、二十五年、二十七年)に至る迄

五、徵兵適齡及其前より帝國外地に在る者(帝國外地の地を往復する帝國船舶を含む) 本人の願

五、徵兵適齡及其前より帝國外地に在る者(帝國外地の地を往復する帝國船舶を含む) 本人の願

爲豫備役及後備役を通じ五回以内(一年一回、一回の日數は三十五日以内)

四、演習召集 勤務演習の爲在郷軍人を召集するを謂ひ時として充員召集の演習を爲す目的を以て其手續に準じ之を實施することあり然るときは特に之を臨時演習召集と稱す

四、第一補充兵は教育の爲百二十日以内

五、教育召集 教育の爲第一補充兵を召集するを謂ふ

歸休兵豫備兵後備兵及補充兵に對しては毎年一回簡閱點呼を行ふことを得

六、歸休兵召集 在營兵の補缺其他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふ

召集區分

召集を分けて左の六種とす

簡閱點呼の目的は豫備役、後備役の下士官、兵及第一補充兵を參會せしめ之を點檢在閱、教導するに在り

一、充員召集 動員に當り諸部隊の要員を充足する爲在郷軍人を召集するを謂ふ

二、臨時召集 戰時又は事變に際し必要ある場合に於て臨時在郷軍人を召集し若は平時に於て警備其他の必要に因り歸休兵又は服役第一年次の豫備兵を召集するを謂ふ

三、國民兵召集 戰時又は事變に

補充

三、國民兵召集 戰時又は事變に

徵兵適齡表 (自昭和十二年迄の分) (至昭和十五年迄の分)

年 度	滿二十歳となり徵兵に當る者	滿十七歳となり兵役を志願し得る者
昭和十二年	自大正五年十二月二日生 至同六年十二月一日生	自大正八年十二月二日生 至同九年十二月一日生
昭和十三年	自大正六年十二月二日生 至同七年十二月一日生	自大正九年十二月二日生 至同十年十二月一日生
昭和十四年	自大正七年十二月二日生 至同八年十二月一日生	自大正十年十二月二日生 至同十一年十二月一日生
昭和十五年	自大正八年十二月二日生 至同九年十二月一日生	自大正十一年十二月二日生 至同十二年十二月一日生

在郷軍人諸願届一覽表 (主トシテ服務ニ關スルモノ)

願届名	参照條規	將校下士官兵	提出期日	宛 名	提出先	備 考
外國旅行 (在留) 届	兵六四規	○	出 發 前	本籍地 聯 司	本籍地ノ出發豫定期日後十四日以内ニ出發セザル時ハ本手續ニ準ジ十四日以内ニ届出	

外國旅行 (在留) 届	旅行 届	外國旅行 復歸 届	旅行復歸 届	在 留 届	外國旅行 中止 届	在郷軍人 所在不明 届	在郷軍人 所在不明 届	家事故 願集 届	免 除 願集 届	到着遅延 届	到着遅延 届	犯罪 (所在不明) 届	不應召 届
服一四令	兵六四規	同	同	同六五	同六四	同六六	同六六	同	同	同四九	同	同	同
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍大臣	本籍地 聯 司	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ	市本籍地 長ノ
此旅行 (在留) チ變更セントスル時モ亦 上記ニヨリ届出官廳ノ命ニヨル時ハ前 行ノ届ニ準ジ本籍地、聯隊區司令官ニ 届出ルヲ以テ足レリトス	又ハ航海ニ七日以上ヲ要スル帝國内ノ地 旅行日數七日以上ヲ要スル帝國内ノ地 又ハ航海ニ七日以上ヲ要スル帝國内ノ地	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト	朝鮮臺灣關東州又ハ滿洲ニ到リ當該地 域ニ在留スルモノ本屆書ヲ出スモノト

を本籍地市區町村内に於て定め
 豫め連署を以て本籍地の市町村
 長に届出置き且其の者に自分の
 居所を常に詳知させて置かなけ
 ればならぬ。
 又朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲
 國に在留する者其の在留地を離
 るるときは前に述べたと同様の
 手續を爲さねばならぬ。但し市
 町村長は其の地の之に該當する
 ものである。

三、歸休兵、第一補充兵、及び豫
 備役後備役の下士官兵にして内
 地より帝國外の地（關東州及滿
 洲國を除く）に旅行又はは在留せ
 んとする者は出發前左の様式に
 依り書面を以て本籍地の市區町
 村長を経て本籍地の聯隊區司令
 官に届出なければならぬ。

(用紙適宜)

外國旅行(在留)届

府縣市區町村字番地

一 本籍地

二 現住地 何 氏 名

三 徵集年、役種、兵種、等級、 氏 名

四 行 先 何地

五 目的(何々官廳ノ命ニ依ルモノハ其ノ官廳名ヲ記入スベシ)

六 出發豫定期日及發航地 何年何月何日何地

七 歸朝豫定期 何年何月何日(不明)

右ノ通帝國外ノ地ニ旅行(在留)致スベク候ニ付及届出候也

昭和 年 月 日 本人氏 名

何聯隊區司令官殿

右の届出を爲したる者出發豫定
 期日後十四日以内に出發せざ
 るとき又は歸朝したるときは其
 の後十四日以内に其の旨を本籍
 地の市區町村長を経て本籍地の
 聯隊區司令官に届出なければな
 らぬ。又右に掲げた在郷軍人は
 本籍地から旅行日數七日以上を
 要する帝國内の地又は航海に七
 日以上を要する水域に赴かうと
 するときは同様届出でなければ
 ならぬ。

四、歸休兵、第一補充兵、及び豫
 備役又は後備役の下士官兵にし
 て内地又は帝國外の地（關東州
 及滿洲國を除く）より朝鮮、臺
 灣、關東州又は滿洲國に到り當
 該地域に在留する者は在留地到
 着後十四日以内、朝鮮に在りて
 は警察署長、間島に在りては領
 事官、臺灣に在りては郡守市尹
 又は支廳長、關東州に在りては
 民政署長又は同支署長滿洲に在
 りては警察署長又は領事官を経
 て師團長又は軍司令官に届出で
 なければならぬ、其の届書の様
 式は外國に在留届出に準ずる、又
 右の者が朝鮮、臺灣、關東州又
 は滿洲に在留し當該地域内で在
 留地を變更したとき又は他の地
 域若しくは内地に到るときも同
 様届出を要する、若し其の在留
 地から外國に行くときは三に掲
 げた帝國外(旅行)在留届を出

五、歸休兵、第一補充兵、及び豫
 備役、後備役の下士官兵にして
 所在不明の者あるときは憲兵又
 は警察官吏の證明書を添へて其
 の戸主(本人戸主なれば家族)より
 十四日以内に本籍地市區町村長に

届出づべきである。所在不明の
 者歸郷若しくは所在分明したる
 ときも亦同様である。但し證明
 書は要しない。其の届書の様式
 は左の如くである。但し此の届
 は口頭でも差支はない。
 (用紙適宜)

在郷軍人所在不明届(分明届)

府縣市區町村字番地

一 本籍地

二 現住地 何 氏 名

三 役種、兵種、徵集年、等級 氏 名

四 所在不明(分明)トナリタル年月日 何年何月何日

五 所在不明ノ者ニ在リテハ其ノ事實ノ要旨 出漁遭難(何々)

右所在不明(分明)ニ付届出候也

本籍地 府縣市區町村字番地

現住地 何 氏 名

昭和 年 月 日 戸主氏 名

何市區町村長殿

朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留する在郷軍人に就ては右の届出は朝鮮に在りては警察署長間島に在りては領事官、臺灣に在りては郡守、市尹、支廳長、關東州に在りては民政署長同支署長、滿洲に在りては警察署長領事官を経て師團長又は軍司令官に差出すのである。

六、在郷軍人(國民兵を除く)にして市町村長、助役、收入役又は之に準ずるもの又は帝國議會府縣會市町村會其他之に準ずるもの、議員となつた者は勤務演習簡閱點呼を免ぜらるゝのであるから之に就きたるときは其の日より十四日以内に本籍地市長又は町村長及警察署長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の職を退きたるときも亦同様である。又此等の者は願に依りて演習召

集簡閱點呼を受ける事が出来るが其の場合の願書の差出先經由等は右と同じである。

七、在郷軍人在郷中傷痍疾病の爲永久服役に堪へないときは在職陸軍醫官の診斷證書若しくは地方醫師の病況書を添へて本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである

八、歸休兵、豫備兵、後備兵又は第一補充兵にして船舶國籍證書を有する船舶の船員たる者は其の就職又は雇入の日より十四日以内に左記様式の届書を管海官廳又は管廳の事務を行ふ市町村

長若しくは之に準ずる者(外國に在りては領事官)の證明を受け其の旨を本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の退職し又は雇止したるときも亦同様である。

前項の證明書は海員に在つては船長の證明書で代へることが出来る外届出の際證明書の代りに單に船員手帳を市町村長(之に準ずるもの)に示せば宜しいのである。

又旅行届を、帝國外に往復する船舶の船員は外國旅行届を出さずとも宜い。

(用紙適宜)

船員就職(雇入)届

一、本籍地 府縣郡市區町村番地

二、現住地 何 氏 名

三、徵集年、役種、兵種、等級、 氏 名

四、就職(雇入)年月日

五、職名(船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長、一等機關士、事務長、水夫長、水夫、無線電信技術員、舵夫、火夫長、火夫、油差、賄方等)

六、海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試驗規程ニ依リ選任大臣ノ認定シタル學校又ハ水産講習所ヲ卒業シタル者ニ在リテハ其旨

其旨

七、乗組船舶が帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否

右及届出候也

年 月 日 本人 氏 名

何聯隊區司令官殿

九、在郷軍人正當の事由なく本章に規定する届出(七の届出を除く)を怠りたるときは拘留又は科料、五十圓以下の罰金に處せらるゝのである。又自己の居所を家事擔當者に詳知せしめざる爲軍術の命令を通報することを得ざるに至らしめたときも亦同様である。家事擔當者又は本人

に代りて令狀を受けたる者正當の事由なく召集の命令を確實迅速に本人に通報(到着遅延の虞ある場合其他必要の場合には電信等にて)せず、又は令狀を交付するの處置を怠りたるときは拘留又は科料に處せらる。

召集及簡閱點呼

召集及簡閱點呼は通常令狀を以て命令せられるのである。

召集に應ずる者にして日本郵船株式會社又は大阪商船株式會社の船舶に乘船する場合には召集令狀を示せば賃金の二割を減じ乗船することが出来るのである。

在郷軍人故なく召集の期限に遅れ平時にありて十日を過ぐる時は一年以下の禁錮戰時又は事變の爲め召集を受けたる場合に於て五日を遅れたる時は二年以下の禁錮に處せられるのである。

召集を免るゝ目的にて疾病を作為し身體を毀傷し其他詐偽の行爲をした在郷軍人は三年以下の懲役に處せられるのである。

召集に應ずる者には部隊到着後該隊にて旅費を給せらる。但し前金渡を受けざれば召集に應ずることの出来ぬ者は出發前現住地の市町村長に請求して受領することが出

來るのである。點呼に參會する者には旅費を給せられない。總て屆、願書に添附する醫師の診斷書には病名、原因、經過、現症療法を記載し且つ己れの診斷書には特に到着地又は點呼場に到ることの出來ぬ者は其の理由を明かにすべきものである。但し已むを得ない事情がある場合には憲兵又は警察官吏の證明書を以て診斷書に代へる事が出来る。召集せられた者が召集に因つて家族が生活をする事が出来ない場合には市長又は町村長及警察署長を経て召集の免除を召集部隊長に願ふ事が出来る。併し乍ら此の願ひをする場合は一旦應召した後でなければならぬので軍事救護法などによりて救済の出來ない場合に限るのであるから眞に急迫の場合でなければならぬのである。此の願ひの書式は左の通りである。

家事故障ノ爲召集免除願	
召集部隊	何兵第何聯(大)隊
本籍地	府縣郡市區町村字番地
	徵集年役種官等級 氏 名
別紙ノ事故(別紙ニ何召集ニ應ジ家族自活シ能ハザル事實ヲ詳記スル事)有之候ニ付何召集免除許可相成度市町村長(憲兵警察官吏)ノ證明書相添へ及願出候也	
昭和 年 月 日	右 氏 名
何兵第何聯(大)隊長殿	

充員召集

一、充員召集とは動員に方り諸部隊の要員を充足する爲、在郷軍人を召集するもので、動員令に依つて實施されるのである。

二、召集令状は市町村長から本人又は家族(召集通報人又は其の家族に、交付せらるゝのである。令状交付を受けたる者は令状に添附してある受領證に受領の年月日を記入し捺印(本人に代つて受領したるものは記名捺印)

して直ちに返付すべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるゝのである。

三、本人に代つて召集令状を受領



筒封表面

備考 ㄟは一見明瞭なる太さとし着色を適宜とす。

充員召集若しくは臨時召集の通報をする際の郵便物の筒封、葉書には自分で右記の如く標示を記入し一般郵便物との區別を明瞭にすべきである。

四、本人召集令状を受領したるときは之を携へ其の令状に定められたる日時に所命の地に到着し召集事務所に届出づべきである

兵役關係事項

した者は直ちに確實迅速なる方法で召集部隊到着地、及到着日時を(到着遅延の虞ある場合其の他必要の場合には電信等を通じて)本人に通報し且つ召集令状



葉書表面

召集通報人より召集通報を受けたる者令状の交付を待たんが爲却て到着遅延の虞ある場合には令状の到着を待たず直に應召するのをよしとする。

五、令状又は召集の通報を受けたる日時の關係上指定の日時に到着地に到ることの出來ぬ者は所在地の憲兵又は警察官吏に就て

を速に本人に交付するの手續をなすべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるゝのである

令状又は通報を受けたる日時及出發日時の證明書を受け到着の上召集事務所に届出づべきである。此の規定に違反した者は拘留又は科料に處せらるゝのである。

前項の場合に於て召集事務所閉鎖後なるとき又は集合事務所に到着すべきときは直に召集部隊

六、召集に應ずる際携帯すべき物品は概ね左の通りである。

- 一、召集令状
- 一、軍隊手帳
- 一、適任證書
- 一、勳章記章
- 一、各種徽章
- 一、印形
- 一、風呂敷又は油紙其の他必要の物

七、應召員傷疾疾病の爲め指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる下記様式の届書に醫師の診断書を添へて直に本籍地市町村長に(出發後なるときは同)差出すべきである。

其 一

何々ノ爲到着遅延届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年 役種 官等級 氏 名

右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ到り難ク候ニ付醫師ノ診断書(何々ノ證明書)相添へ及届出候

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿 右 氏 名

(用紙適宜)

其 二

到着遅延届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

(用紙適宜)

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年 役種 官等級 氏 名

右應召途中何處ニテ疾病ニ罹リ(何々ニ依リ)召集期日ニ到着地ニ到り難ク候ニ付醫師ノ診断書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名

すべきである。其の届書の様式は左の通りである。

(用紙適宜)

八、應召員傳染病豫防の爲交通遮斷隔離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因り指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる届書を直に本籍地の市町村長(出發後なるときは同)に差出し且(時に召集事務所へも)に差出し且つ其の地市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は隊長の證明書を受け到着の上召集事務所に差出

到着遅延届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年 役種 官等級 氏 名

右應召途中何處ニテ傳染病豫防ノ爲何日間交通遮斷ヲ命ゼラ

レ(何々ノ事故ニ因リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付何々ノ證明書相添へ届出候也

昭和 年 月 日

何部隊長殿 右 氏

名 〇

九、犯罪所在不明等の爲め指定の日時に到着地に至ることの出来ぬ者あるときは令状を受領したる者より聯隊區司令官に宛てたる下記様式の届書に憲兵又は警察官吏の證明書及令状を添へて直に本籍地の市町村長に差出すべきである。

犯罪(所在不明)ノ爲不應召届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徴集年 役種 官等級 氏 名

右犯罪(所在不明)ノ爲到着地ニ到リ難ク候ニ付憲兵(警察官吏)ノ證明書相添へ及届出候也

昭和 年 月 日

右召集通報人 氏 名 〇

何聯隊區司令官殿 (戸主又ハ家事擔當者)

(用紙適宜)

七、八、九の届出を爲さざる者は拘留又は科料に處せられる。
十、諸種の事故(十一の場合を除く)に依り到着地に到ることの出来ぬ旨を届出でたる者其の事故の止みたるときは直に左記様式に依つて本籍地市町村長に届

出で直に應召し到着の上召集事務所に届出づべきである。但し召集事務所閉鎖後なるとき又は集合所に集合すべきときは召集部隊に到着すべきである。
十一、非常事變に因り交通断絶し到着地に到着することが出来ぬ

場合には其の旨を最寄諸部隊(諸部隊なき土地にありては支隊長)市町村長及憲兵又は警察官吏に届出で指揮を受くべきである。此の規程に違背する者は拘留又は科料に處せられるのである。

演習召集

一、演習召集とは勤務演習の爲在郷軍人を召集するを謂ふのである。其の召集回数、標準年次及日数は左に示す外附表第一の通りである。但し師團長特別の必要あるときは召集年次を適宜變更する事があるし又必要に際しては臨時に演習召集を命ぜらるゝ等左表に依らざる事がある。
イ、飛行機操縦術を修得したる豫備役將校准士官下士官は豫備役第二年に召集し、爾後豫備役間二年置きに召集す、但し年齢三十歳に達する者に在

到着遅延事故止届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徴集年 役種 官等級 氏 名

右召集ノ命令ヲ受ケ何々ノ事故ニ因リ未ダ應召致サズ候處今般事故止ミ候ニ付届出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名 〇

何市(町)(村)長殿

兵役關係事項

つては其の年及爾後之を召集せず。
憲兵科、軍樂部の將校、同
附表第一

相當官、准士官、下士官兵、各部上長官及各工長（磨工長及蹄鐵工長を除く）並現役を

離るゝとき其の服役したる年月を通算し十三年を超過する下士官は之を召集せず。

種	類		回数（役種ヲ通ジ）	標準年次	日數
	豫備役	後備役			
各兵科特務曹長	後備役	豫備役	二回	第二、四年	二十一日
各部士官（幹部候補生出身者ヲ除ク）	後備役	豫備役	二回	第二、四年	二十一日
幹部候補生出身ノ士官	後備役	豫備役	三回	第三、第六、第十年	二十一日

豫備役後備役上長官、士官、下士官兵、補充兵演習召集回数、標準年次及日數表

ス算起リヨ年翌ノ年ルタリ入ニ役

各兵第一補充兵	衛生部		各兵科兵（輜重兵特務兵ヲ除ク）	各部准士官下士官（幹部候補生出身ノ下士官ヲ除ク）		幹部候補生出身ノ下士官		各兵科下士官（幹部候補生出身者ヲ除ク）	
	補助看護兵	看護兵及磨工兵		後備役	豫備役	後備役	豫備役	後備役	豫備役
一回	二回			三回		第三年	第二年	第二年	第三年
第四年	第六年	第十年	第四、第十年	第二年	第四年	第二年	第四年	第二年	第三年
徴集年ノ翌ヨリ起算ス				徴集年ノ翌ヨリ起算ス		徴集年ノ翌ヨリ起算ス		徴集年ノ翌ヨリ起算ス	
二十一日	十四日	二十一日	十四日	十四日	二十一日	二十一日	二十一日	二十一日	二十一日

一、豫備役後備役ノ者ニシテ下士官ヨリ准士官ニ、准士官ヨリ士官ニ又ハ進級シタル者ノ演習召集ハ任官又ハ進級年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス

二、歩兵科兵（下士官）ニシテ擔架術ヲ修業シタルモノニ在リテハ本表ニ依ラズ第三年（豫備

- 役第二年)又ハ第九年(豫備役第一年)ヲ標準年次トスルコトヲ得
- 三、豫備役後備役兵ニシテ演習召集中下士官ニ任ゼラレタル者ノ召集回数ハ兵トシテノ召集回数ヲ通算スルモノトス
- 四、豫備役後備役准士官下士官兵ニシテ士官勤務適任證書又ハ下士官適任證書ヲ有スル者ノ演習召集ハ現官等級相當ノ召集回数年次及日數ニ依ル
- 五、本表ノ外必要ナル演習等ノ爲召集シ又本表日數ノ範圍内ニ於テ各年次ノ召集日數ヲ彼此融通スルコトアルベシ
- 六、召集期間ハ時ヲ以テ計算ス

二、演習召集の召集部隊は本籍地 にある部隊に召集せらるゝ事がある。寄留地に於て勤務演習に 但し必要あるときは他の師管内 應ずることの許可を受けたる者 是の寄留地所管の師團に召集せらるゝのである。

附表第二

所管内ノ部隊ニ召集スベキ者ノ召集部隊表			
區分	階級	召集	部隊
各兵科	上長官以下	當該兵科ノ各隊	

經理部	士官	師團司令部所在地ノ各隊
	下士官以下	各隊
衛生部	士官准士官	師團司令部所在地ノ各隊
	下士官以下	各隊
獸醫部	士官	師團司令部所在地ノ騎、砲、輜重兵隊
	下士官以下	騎、砲、輜重兵隊

附表第三(其一)

戰車隊、電信隊又ハ飛行隊ニ於テ演習又ハ教育ノ爲召集スベキ者ノ召集部隊表
部 隊 師 管

戰車第一聯隊	第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師管
戰車第二聯隊	第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管
電信第一聯隊	第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管
電信第二聯隊	第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師管
飛行第一聯隊	第一、第三、第九、第十、第十四師管
同 第二聯隊	
同 第七聯隊	
同 第三聯隊	第四、第十一、第十六師管
同 第四聯隊	第五、第六、第十二師管
同 第五聯隊	第一、第二、第七、第八師管

一、飛行第七聯隊ニ召集スベキ者ハ同隊ニ於テ服役シタル者トス
 二、第一師管ニ在リテハ飛行第七聯隊ニ召集スベキ者ヲ除クノ外總テ飛行第五聯隊ニ之ヲ召集スルモノトス

附表第三(其二)

自動車ニ關スル教育ヲ受ケタル者ノ演習ノ爲召集スベキ者ノ召集部隊表

部	隊	師	管
近衛輜重兵聯隊		第一、第十四師管	
輜重兵第一聯隊		第一、第二師管	
同 第三聯隊		第三師管	
同 第四聯隊		第四、第十師管	
同 第五聯隊		第五、第十一師管	
同 第十四聯隊		第七、第八、第十四師管	
同 第十六聯隊		第九、第十六師管	
同 第十八聯隊		第六、第十二師管	

附表第三(其三)

他師管ニ在ル部隊ニ召集スベキ者ノ區分表

兵役關係事項

召集師團	本籍師管		近衛師團		第一師團		第二師團		第三師團		第四師團		第七師團		第十二師團		第十六師團	
	野戰重砲兵	重砲兵	野戰重砲兵	重砲兵	野戰重砲兵	重砲兵	野戰重砲兵	重砲兵	野戰重砲兵	重砲兵	野戰重砲兵	重砲兵	野戰重砲兵	重砲兵	野戰重砲兵	重砲兵	野戰重砲兵	重砲兵
第十六師團																		
第十四師團	野戰重砲兵	重砲兵																
第十一師團																		
第十師團																		
第九師團																		
第八師團				山砲兵														
第六師團																		
第五師團																		
第三師團																		
第二師團																		
第一師團																		
近衛師團																		

一、本表ニ示サザル砲兵科ノ者ニシテ當該師管内ニ該當召集部隊ナキ時ハ適宜所管内ノ部隊ニ

召集スルモノトス
 一、特別ノ必要アルトキハ關係師團長ノ協議ニ依リ前號又ハ本表ノ區分ニ準ズル取扱ヲ爲スコトヲ得

演習召集及教育召集に就ては前四表に示すもの、外左の各項に依つて召集せらるゝのである。
 一、戰車隊、高射砲隊、鐵道隊、電信隊、飛行隊、氣球隊又は陸軍工兵學校教導隊電氣中隊にて教育を受け又は現役を終りたる者及該隊（陸軍工兵學校教導隊電氣中隊に在りては工兵隊）の要員として徴集せられたる第一補充兵中必要の者は當該部隊に召集せらるゝのである。但し野砲兵第二十六聯隊高射砲隊に於て教育を受けたる者及野戰砲兵學校教導隊高射砲隊に分遣せられたる者は高射砲第一聯隊に從前の電信聯隊電氣中隊に於て

教育を受けたる者は陸軍工兵學校教導隊電氣中隊へ召集せらるるのである。
 前項の規定に該當せざる者にして飛行機操縦術を修得したる者（退營後陸軍所屬の部隊、學校又は民間に於て操縦術を修得したる者を含む）は之を飛行隊に召集す。
 二、近衛師團に召集せらるゝ者は左の通りである。但し鐵道隊、電信隊、飛行隊、氣球隊の者を除く。
 一、近衛師團にて現役を終りたる豫備役後備役將校同相當官准士官下士官兵及近衛師團に於て教育を受けたる第一補充

兵中第一第十四師管に本籍を有する者。
 一、本郷聯隊區又は甲府聯隊區（山梨縣を除く）に寄留し寄留地勤務演習應召の許可を受けたる者。
 二、在郷軍人にして文官となり特別の職務を奉ずる者、市町村長助役收入役其の他之に準すべき職に在る者帝國議會府縣會市町村會其の他之に準すべき者の議員（議員たる者は其の議會開會中）帝國外の地（關東州及滿洲國を除く）に旅行又は在留する者及往復する帝國船舶の船員は勤務演習に召集せられぬのである。

四、應召員中直系尊屬妻子の疾病重態又は死去、同一戸籍内に在る者の死亡、本人住家の火災流火又は倒壊其の他之に準ずる災害の爲及應召に際し同一戸籍内に在る者疾病重態にして本人を要するに非ざれば他に看護を爲す者なきため到着期日の延期を願はむとする者は左記様式に依り聯隊區司令官に宛たる願書を本籍地市町村長(寄留地に於て召可を受けたる者にあ)に差出すべきである。

但し直系尊屬妻子の疾病重態の場合には醫師の診断書を、死亡のときは市町村長警察官吏又は憲兵の證明書を添附すべきである右の事故突發し聯隊區司令官の指令を受くる暇なき場合でも正當の手續を爲せば此の場合に限る市町村長に於て三日以内到着

期日延期の承認を與へる事が出来るのである。到着期日の延期を願出でたる後でも別に指令がなければ指定の日時に召集に應ずべきものである。(用紙適宜)

演習召集到着期日延期願

到着日時 何年何月何日午前(後)何時(下士官以上ニ在リテハ役種年編入)

到着地 何々々

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

延期ノ事由 父某死亡(母某危篤等)

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年 役種 官等級 氏 名

右演習召集ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ到着期日ヲ延期相成度別紙醫師ノ診斷書(市町村長)(警察官吏)(何々)ノ證明書相添へ此段及御願候也

昭和 年 月 日 右 氏 名

何聯隊區司令官殿

五、應召員事故の爲指定の日時に到着地に到る事の出来ぬ者の手續は左の通りである。

- 1、傷痍、疾病の者は醫師の診断書を添へて直に市町村長(寄留地勤務演習應召許)を経て(可者は寄留地市町村長)を經て聯隊區司令官に届出づべきである。
 - 2、傳染病豫防の爲交通遮斷隔離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因る者、犯罪又は所在不明等の者あるときは令狀を受領したる者、非常事變に因り交通遮斷したるときは其の地の市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は驛長の證明書を添へて聯隊區司令官に届出づべきである。
- 應召員出發後事故發生して前項の届出を爲す場合には召集部隊長に宛て届出づべきであ

前二號の届出を爲したる後尙事故止まず期日以内(演習召集に在日後五日教育召集に在りては十日以内)に到着地に到ることの出来ぬ者は令狀を返附すべきである。

六、以上掲ぐるものを除く外演習召集に就ての心得は充員召集の場合に於ける心得に準ずるのである。

七、本籍地以外の聯隊區に寄留する者は願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習召集を受けることが出来るのである。

前項の願出を爲す者は左記様式の願書を毎年十一月三十日迄に寄留地市區町村長を經て寄留地所管の聯隊區司令官に差出し許可を受くべきである。(用紙適宜)

寄留地演習召集應召願

寄留地 府縣郡市區町村字番地

寄留年月日 何年何月何日

本籍地 何々々

徵集年(下士官以上ニ在リ)役種官等級 氏 名

右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成度及

願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏

名

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於て勤務演習を爲さむとするものは情を具し市町村長より寄留に關する證明を受け寄留の日より十四日以内に出願することが出来る其の願出手續は前項と同様である但し此の願は許可せられざる事がある。

許可せらるゝことがある。

(用紙適宜)

前二項の許可を得たる者本籍地に復歸し又、寄留換を爲したる爲め其の許可の取消を爲さむとするものは寄留地所管の聯隊區司令官に左の書式に依つて願出づることが出来る。此の場合には本籍地の勤務演習に應召せしめ得る者に限り

寄留地演習召集應召許可取消願

寄留地 府縣郡市町村字番地

本籍地 何 氏 名

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種官等級 氏 名

取消ノ事由 寄留換(本籍地復歸)

右寄留地ニ於ケル何年度演習召集應召許可取消相成度及願出候也

昭和 年 月 日

右 氏 名

何聯隊區司令官殿

(用紙適宜)

寄留地に於て勤務演習を爲すことの許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留換を爲すも許可の取消を許されたる場合を除くの外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである。八、避くべからざる事故の爲演習召集の延期を願はむとする者は其の事實を證明し本籍地市區町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである。

但し其の願書には本籍地市區町村長又は關係ある官公署の長の證明書を添附する必要がある。其の様式は下の通りである。

演習召集延期願

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種官等級 氏 名

右何年度演習召集ニ召集セラルベキ處(演習召集ヲ命ゼラレ候處) 別紙(左記)理由ニ依リ何年 月 日ヨリ 年 月 日ニ至ル間召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段及願出候也

昭和 年 月 日

右 氏 名

何聯隊區司令官殿

注 意

- 一、召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)到着日時ヲ明示スベシ
- 二、寄留地應召ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添附スベシ

海外居住者の召集

九、在郷軍人（國民兵を除く）にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充員召集及勤務演習を行ふのである。其の願届に關する心得は本籍地に於けると同様である。演習の爲召集すべき者にて所管區域内に召集する部隊なきものに對しては當分の内演習召集を行はない。又僻陬の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。

海外在留者の在留、在留地變更旅行滞在、在留地復歸に關する願届に要する召集通報人は其地在留者を以て定むべきで總て十四日以内に届出を必要とする。演習召集に關し内地に於ける聯隊區司令官の事務を執る者は朝鮮に在りては師團長、臺灣に在りては軍司令官、關東州又は滿

洲國（間島を除く）に在りては關東軍司令官、間島に在りては第十九師團長である。又内地の市町村長に相當する者は朝鮮に在りては警察署長、臺灣にありては郡守、市尹及支廳長、關東州にありては民政署長又は民政支署長、滿洲國（間島を除く）に在りては警察署長又は領事官（領事館の職務を行ふものを含む）である。間島に在りては領事官（領事館の職務を行ふものを含む）である。

簡閱點呼

點呼に參會すべき回数及年次は別段の規定ある場合を除くの外は左の區分によるのである。
一、豫備役後備役下士官（志願によらずして任官したる者及幹部候補生出身の者を除く）に在りては任官年の翌年より起算し、又

志願によらずして下士官に任官したる者に在りては徵集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。
二、幹部候補生出身の下士官は徵集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。
三、豫備役後備役兵及第一補充兵（未だ教育せざる者を除く）に在りては其の服役間を通じ徵集年の翌年を第一年次とし通常一年置きに五回とす。

四、未だ教育せざる第一補充兵、（戰時輸卒隊に於て勤務したる補充兵役輜重兵特務兵、各兵科兵にして在隊三箇月に滿たずして現役より補充兵に轉じたる者及教育召集應召者にして教育終了前召集を解除せられたる者を含む）に在りては其の服役間を通じ四回とし徵集年の翌年を

第一年次とし通常二年置きとす幹部候補生にして豫備役士官に任ぜられる資格を具へた者は簡閱點呼に之を參會させることはいないのである。

充員召集、臨時召集、又は教育召集及歸休兵召集の解除（召集當郷を）歸休、現役、又は就職滿期等に依り陸軍々隊官衙學校より歸郷したる者及演習召集に召集せらるべき者は其年の簡閱點呼に參會したものと見做されるのである。

傷疾疾病其の他の事故に依つて點呼に參會しない者は規定回数範圍内で適宜の年簡閱點呼に參會せしめ得るのである。
二、簡閱點呼に參會するものは左の諸點に注意すべきである。
イ、令狀、軍隊手牒、補充兵證書及奉公袋を携ふること
ロ、軍服所持者は成るべく之を

著用すること、其の他の者に在りては質素にして且端正を害せざる程度に於て敏活なる動作に便利なる服装を爲すこと、特に靴其の他運動に便なる履物を穿つが宜しい。

ハ、定められたる時刻より若干時前に參集すること。遅刻したときは更に他の點呼場に參會を命ぜらるゝことがある。

ニ、簡閱點呼執行官の意圖命令に違反し若くは上官に禮を失した時は陸軍刑法又は陸軍懲

罰令に依つて處分せらるゝことがある。

ホ、參會の爲往復途及點呼場に於ては服装の何たるを問はず上官に對して敬禮をなすべきである。

三、寄留地に於て簡閱點呼を受けむとする者は寄留地に於て勤務演習を受くる場合に準じ毎年三月三十一日迄に寄留地所管の聯隊區司令官に願出許可を受くべきである。其の願書の様式は左の通りである。

寄留地簡閱點呼參會願

寄留地 府縣郡市町村字番地
本籍 何々々
徵集年（下士官に在りては役種編入年）役種兵種官等級 氏 名
右本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名

何聯隊區司令官殿

前項の願出期日後に寄留地に於て簡閱點呼を受けんとするものは情を具して本籍地及寄留地の點呼執行期日の各二十日(本籍區内にて受けんと)前迄に願出づることが出来る。但し此の願は許可せられざることもある。

四、事故の爲參會することの出來ぬ者の届出に關しては演習召集の場合の規程に準ずるのである但し其の届書は參會日時迄に市町村長に差出すのである。

五、直系尊屬妻子の死亡、重態又は同一戸籍内の者の死亡及天災等に依る不參の願出は演習召集到着期日延期の願出と同じであ

る。其の様式は左の通りである

(用紙適宜)

簡閱點呼不參願	
參會日時	何年何月何日午前何時
點呼場	何々
不參ノ事由	父某死亡(母某危篤等)
本籍地	府縣郡市町村字番地
役種	兵種 官等級 氏 名
右簡閱點呼ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ不參許可相成度別紙醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也	
昭和 年 月 日	
何聯隊區司令官殿	右 氏 名

又事故に依り參會期日の變更を願出づる者は情を具し且參會期日及希望する變更期日を明記し

市町村長を経て聯隊區司令官に願出づるのである。其の様式は左の通りである。

(用紙適宜)

簡閱點呼參會期日變更願	
本籍地(寄留地)	府縣郡市區町村字番地
參會ヲ命ゼラレタル	點呼場何々
希望スル參會	點呼場何々
役種	兵種 官等級 氏 名
右簡閱點呼參會ヲ命ゼラレ候處別紙(左記)理由ニ依リ左記希望ノ如ク參會期日ノ變更許可相成度此殺及願出候也	
昭和 年 月 日	
何聯隊區司令官殿	右 氏 名
注意	一、希望スル參會日次及點呼場ニ數種アル時ハ之ヲ列記スルヲ妨ゲナシ

六、正當の事由なくして點呼に參會せざる者は五十圓以下の罰金を徴せらる。又は拘留若くは料料に處せらるるのである。

兵役關係事項—關東州滿洲國に於ける召集簡閱點呼の手續

七、この外、寄留地に於ける總ての心得は寄留地にて勤務演習を爲す者の心得に準ずるのである

八、朝鮮臺灣關東州に在留する者の簡閱點呼に就ての心得は演習召集に於ける海外在留者と同じである。

關東州、滿洲國(間島を除く)に於ける召集、簡閱點呼の手續(關東軍司令部の定むる規定)

在留に關する届出

一、始めて關東州滿洲國に在留した者又は従前より在留し本年徴兵検査を受け第一補充兵に編入せられたる者は九月一日以後速に關東州に在りては民政署、南滿洲鐵道附屬地に在りては識察署其の他の滿洲國內は所轄領事館を経由して關東軍司令官宛の在留届を提出すること。届書の様式は左の通りにして用

紙は最寄民政署、警察署又は領事館或は在郷軍人分會にあり。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

在留地	在留地(現在居ル所)
本籍地	本籍地
在留年月日	在留年月日(現在居ル所ニ移ツタ年月日)
前居住地	前居住地(前ニ關東軍司令官又ハ朝鮮師團長臺灣軍司令官宛届出シタル所)
徵集年	徵集年(徵兵検査ヲ受ケタル年)
入營年月	入營年月
入營部隊	入營部隊
初任官年	初任官年(下士官志願ニ依ル下士官ノミ記ス)
役種	役種
兵種	兵種
除隊年月日	除隊年月日(下士官以上ハ現役部隊ヲ離レタル年月日)
適任證書ノ種類	適任證書ノ種類(特等、特種、普通)
修得シタル技能又ハ學術	修得シタル技能又ハ學術(初任ニ限リ)
職業	職業(現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)
勤務先	勤務先(電話番號)
住所	住所(本人不在ノ場合在留地ニ於テ召集ヲ通報スヘキ者ノ住所續柄氏名印但シ同住)

官等級	官等級(幹部候補生出身者ハ「幹」一年志願兵出身者ハ「一」志願兵出身者ハ「一」ト願書ス)
昭和年月日	昭和年月日
關東軍司令官殿	關東軍司令官殿
氏名	氏名
フリカナ	フリカナ
印	印
生年月日	生年月日
續柄	續柄(氏名印)

注意

- 一、本屆ノ記載ニ方リテハ軍隊手牒又ハ補充兵證書ニ對照シ苟モ本籍地、兵役關係ハ絶対ニ誤ラサル様注意ヲ要ス
- 二、前居住地欄届出ヲナシタルコトナキモノハ記入セサルモノトス
- 三、在留届を提出後在留地を變更シタル場合は左記様式之在留地變更届を軍司令官宛所在地の民政署、警察署、領事館に差出すこと。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

在留地變更届	在留地變更届(字體ハ楷書ニ通提出)
本籍地	本籍地
在留地(現在居ル所)	在留地(現在居ル所)
在留年月日	在留年月日(現在居ル所ニ移ツタ年月日)

前居住地 (前關東軍司令官宛届出シタル所)	徵集年 (徵兵検査ヲ受ケタル年)	入營年 月	入營部 隊	初任官年 (下士官志願ニ依ル下士官ノミ記ス)	役種	兵種	官等級 (幹部候補生出身者ハ「幹」年志願兵出身者ハ「一」志願書ス)	昭和 年 月 日	關東軍司令官殿
除隊(下士官以上ハ現役部年除月日ヲ離レタル年月日)	適任證書ノ種類軍隊ニ於テ修得セル特業	特有ノ技能又ハ特ニ修得タル學術	職業(現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)	勤務番(電話番)	本人不在ノ場合在留地ニ於テ通報スヘキ者ノ住所続柄氏名印但シ同一家族ニ在リテハ捺印ヲ要セス	フリカナ	氏名印	生年月日	

三、關東州滿洲國外の地へ退去する場合は出發前に關東軍司令官

宛の退去届を在留届の要領に依り提出すること。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

退去届 (字體ハ楷書ニ通提出)	本籍地	在留地	退去先	退去年月日	昭和 年 月 日	徵集年入營年役種兵種官等級	氏名	印
--------------------	-----	-----	-----	-------	----------	---------------	----	---

以上の届出を爲さざる者は我が國軍の召集事務に支障を來し國軍の動員に尠からず缺陷を生ずるを以て兵役法施行規則違反として處罰せらるゝのみならず、關東州滿洲國に在留するに拘は

らず在留届を提出せざるときは内地に召集又は點呼參會を命ぜらる。又在留届提出後在留地を變更せしもの之が届出を爲さざるときは舊在留地に召集參會を命ぜられ又在留地を退去せんと

するものにして之が届出を怠るに於ては軍司令官より令狀を受くることとなり内地より滿洲に召集せらるゝこととなる。此の場合何れも旅費を支給せられず應召せざるべからざる不幸を見るに至る。本届は斯く重要にして將來服役上の權利にも關する場合あるべく又自身としても之が濟否を明確にし置く必要あるべきを以て各自左の如き在留届出に關する履歴表を調製して軍隊手牒又は補充兵證書と共に奉公袋に收容し何年何月何日何地に於て届出何某受理等の事實を明瞭にし置くこと緊要なり切に之が實施を望む。

在留届出ニ關スル履歴表

年 月 日	昭 和	同	同	同	在 留 地		何 者	先 印
					在 留 地	在 留 地		
九、一〇、二					大連市明治町三ノ二何々	奉天、	大連民政署	印
九、一〇、三〇			變	在	奉天、	奉天、	奉天何町派出所	印
九、一一、三			同	同	新京、	新京、	新京警察署	印
							新京警察署	印

考 備
 一、本表ハ届書記載ノ際同時ニ記入スルモノトス
 二、差出先欄ノ記載ハ郵送ノ場合ハ適宜記入スルモノトス
 三、用紙ハ可成紙質堅牢ナルモノヲモトス
 四、本表ヲ未ダ調製シテアラザル者ハ現届出ヲ基準トシテ調製ス

在留地を離るゝ場合の心得
 一、在留地の變更にあらずして一時在留地外に旅行滞在の場合には常に其の行先其他軍衙の命あるとき通知を受くるに必要なる事項を同一世帯の家族（戸主を含む）中家事を擔當する者若くは召集を通報すべき者に詳知せしむること。
 二、前項の旅行滞在中にして旅行日數七日以上（確實なる交通機關を利用することを得）を要する地域又は航海に七日以上を要する水域に赴かんとするとき或は關東州滿洲國以外の外國に一時旅行滞在せんとする時は軍司令官宛左の届書を在留地の民政署警察署又は領事館經由提出すること

(用紙美濃半枚形西洋紙)

恩給及勳章年金

一、恩給並扶助料は之を受くべき事由の生じたる時より七箇年内に請求の手續をしないときは之を受くるを得ざるに至るのである（新法に於ては天災避くべからざる理由により請求し得られざる場合の規）
 二、戦闘又は公務のため負傷若くは疾病に罹り恩給を受けたる者又は之を受けざりし者にて現役を離れたる後五年内に其の不具疾病の程度が増進した時は新に普通恩給及増加恩給若くは傷病年金を請求し又は現に受くる増加恩給の改定を願出づることが出来る。
 前項五年の期間を経過したる後と雖恩給審査會にて不具、廢疾が公務に起因すること顯著なりと議決せられたるときは議決後に之に相當の恩給を給せらるゝの

外國旅行(在留)行 届 (字體ハ楷書ニ通提出)	本 籍 地	在 留 地	行 先 地	目 的	出發豫定期及發航地	在留地歸著豫定期	昭和 年 月 日	徵集年 入營年 役 種 兵 種 官 等 級 氏 名 印	關東軍司令官殿
-------------------------	-------	-------	-------	-----	-----------	----------	----------	-----------------------------	---------

一、本届出者出發豫定期日後十四日以内ニ出發セザルトキ又ハ在留地ニ歸著シタルトキハ其ノ後十四日以内ニ前項ニ準ジ届出ヅルモノトス

兵役關係事項—恩給及勳章年金

である。

三、下士官以下の軍人戦闘又は公務の爲傷痕を受け若くは痲疾に罹り増加恩給又は傷病賜金を受けずして現役を離れたる後一年内にその公傷病のために一種以上の兵役を免ぜられたる時(増給程度に達)は傷病年金若くは傷病賜金を給せられるのである。

四、恩給を受ける者再び軍人、文官、待遇職員又は警察、刑務所職員に就職し、滿一年以上在職するときは更に其在職年數を前の在職年數に通算し、後の退職當時の階級(軍人以外に在りては俸給額)に相當する恩給に改定せらるゝのである。(待遇職員及び警察、刑務所職員に就職の場合に恩給を改定せらるゝのは大正十二年十月一日以後に軍人の恩給を受けた場合のみに限る)

五、恩給を受くる者死歿したると

きは、遺族より最寄郵便局を経て貯金局へ其旨を届出づべきである。又其の遺族は成規の手續によつて請求するときは扶助料を給せらるゝのである。扶助料を受け得らるゝ遺族並に其の扶助料を受くる順位は妻、未成年の子、父、母、成年の子(不具廢て生活資料を得るの途なく且之を扶養するものなきときに限る)、祖父、祖母である。軍人死亡當時胎兒たる子を除外のものは何れも軍人の死亡當時より引續き同一戸籍内に在るものに限りである。軍人死亡の場合兄弟姉妹以外に扶助料を受くるものなきときは其の兄弟姉妹に一時扶助料を給せらるゝ、特殊の場合がある。是等の遺族が若し其の軍人死後に其の戸籍より離れ或は婚嫁する等の場合には直に扶助料を受くることを得ざるに至

るのである。但し寡婦及子は分家の場合においても扶助料を受くる事が出来るのである。

六、恩給證書及勳章年金證書は讓渡し又は擔保に供することが出来ぬ。又負債の抵償として差押へることも出来ないのである。(恩給に就ては國稅徵收法又は國稅徵收の例による場合は此の限りにあらず)

七、恩給又は勳章年金を受くる者改印したるときは適宜の用紙にて改印届を作り金額の支給を受くる郵便局へ差出すべきである。轉居等の場合に在りても亦同じである。

八、恩給又は勳章年金を受くる者氏名を變更したるときは其の旨を記載したる届書を作り之に恩給證書又は年金證書に戸籍謄本を添へ恩給に在りては直接内閣恩給局へ勳章年金に在りては金

額の支給を受くる郵便局を経て貯金局へ差出すべきである。

九、恩給を受くる者にして恩給證書を亡失したるときは亡失の顛末及亡失後に於て執りたる措置を記載したる書面並に其の事實を證明するに足るべき警察官署等の證明書を添へて證書再交付の請求書を内閣恩給局へ差出すべきである。

十、恩給を受くる権利を失ふ場合は左の通りである。

イ、死亡したるとき

ロ、死刑又は無期若くは二年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられたるとき

ハ、日本の國籍を失ひたるとき

動章又勳章年金を褫奪せらるゝ場合は概ね左の通りである。

イ、懲役又は三年以上の禁錮若くは之より重き刑に處せられたるとき。

ロ、前項の外刑に處せられ又は素行修まらず帶動者たるの面目を汚す等情状重きとき。

十一、恩給を停止せらるゝ場合は左の通りである。

イ、再び現役に就き又は召集に依り部隊に編入せられたるとき、志願に依り現職に就きたるとき(實在職一月未滿なる)るとき(實に停止せられず)

ロ、將校同相當官にして文官、宮内職員、待遇職員又は警察刑務所職員に任せられたるとき(待遇職員、警察、刑務所職員の場合は大正十二年九月三十日以前に軍人恩給を受けたるものは停止せられず)

ハ、二年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたるとき(刑の執行猶豫を受けたる場合)

イ、增加恩給に限り「ハ」の場合にのみ停止せらるゝのである。

十二、勳章記章を佩用するは大禮服、通常禮服、陸海軍制服、其の他官にて定められたる制服著用のときに限るのである。但し功六級勳七等以下の勳章及記章褒章は紋付羽織袴著用の節佩用することが出来るのである。

十二、勳章記章等にて公然佩用し得るものは左の通りである。

勳章

從軍記章

佩用を許可せられたる外國勳章

同記章

射撃徽章

褒章(藍綬褒章の類)

憲法發布記念章及銀婚式記念章

韓國併合記念章

大禮記念章

戰捷記念章

國勢調査記念章

勳功章

赤十字社徽章、同有功章

十四、勳章を賜はりたる者左の事項の一に該るときは十四日以内に賞勳局へ届出づべきである。
 イ、任官轉官又は位階に叙せられ若くは之を奪はれたるとき
 ロ、外國に旅行し又は外國より歸朝したるとき
 ハ、轉籍又は族稱を變更したるとき
 ニ、氏名變更のとき
 ホ、死亡の時（遺族又は親戚より）

軍人傷痕記章

一、軍人傷痕記章は恩給法に依り軍人（準軍人を含む）としての増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受くる者に授與する爲に設けられたるものである。
 二、本記章は甲乙の二種がある。甲種記章は戦闘又は戦闘に準ずべき公務に基因する傷病の爲め増加恩給、傷病年金又は傷病賜

金を受くる者に授與せらるゝのである。
 三、本記章は本人の願出に依つて陸軍關係の者には陸軍大臣より海軍關係の者には海軍大臣より授與せらるゝのである。
 本記章を授與せらるゝ者には同時に軍人傷痕記章授與證書を授

與せらるゝのである。
 四、本記章は之を右肋に佩び其佩用中は軍人傷痕記章授與證書を携帯すべきものである。
 五、本記章を受けんとする者は左記様式の願書を直接陸軍省に差出すのである。
 （用紙美濃白紙）

軍人傷痕記章授與願

元何兵第何聯(大)隊第何中隊
 官(元官等級)位勳功 氏 名

年月日生

舊氏名何某(恩給證書受領ノ當時氏名ト軍人傷痕記章授與願出ノ當時ノ氏名ト異ナル者ニ限り記載スルモノトス)
 傷病ノ基因及症狀 明治三十七八年戰役ニ於テ第何軍ニ屬シ何年何月何日何地攻撃ノ際右脛部ニ骨折銃創ヲ受ケ遂ニ膝關節以下ヲ切斷シ(公務ノ爲何病ニ罹リ何々ノ機能障害ヲ胎シ)何年何月何日兵役免除目下義足ヲ用ヒ歩行ニ支障ナシ云々
 右ハ恩給法ニ依リ甲(乙)號ノ増加恩給(傷病年金又ハ傷病賜金)

ヲ受領致居候間軍人傷痕記章授與相成度候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地
 居住地 府縣郡市區町村字番地
 陸軍大臣 爵 氏 名 殿

らるゝ如く範圍を擴張せられたのである。そこで軍人傷痕記章授與資格者は大別して増加恩給(恩給法施行令第二十四條)傷病年金(同施行令第二十四條ノ二)傷病賜金(同施行令第三十一條)受給者の三種となつた次第で其の授與證書の様式を示せば次の如くである。

六、本記章は増加恩給又は傷病年金を受くる権利を失ひたるときは直に褫奪せられるのである。
 又増加恩給の支給を停止せられたるときは記章の佩用をも停止せらるゝのである。

に對しては前項同様之を授與せ

七、昭和九年八月十日勅令第二百四十五號を以て更に軍人傷痕記章令を改正せられ下士官以下は勿論准士官以上にも傷病年金者

軍人傷痕記章授與證書

甲(乙)種第 號

官等級(元官、等級)位、勳、功 氏 名

年月日生

基因 (何々戰役何地戰鬥ニ於ケル負傷ニ……………)

及症狀 基因シ何々……………
 右恩給法施行令第二十四條第何項(第二十四條ノ二第何款)
 (第三十一條第何目) 症該當者ナルヲ以テ頭書ノ軍人傷痕記
 章ヲ授與ス

昭和 年 月 日

陸軍省 團

八、以上は軍人傷痕記章及同授與
 證書に關して極く簡單に述べた
 のであるが、詳細に付ては直接
 陸軍省人事局恩賞課に照會する
 が便宜である。

軍人遺族記章

一、軍人遺族記章は名譽ある戦傷
 死者軍人の遺族たることを表彰
 するため設けられたるものにし
 て其の授與資格は大別して次の

如くである。
 (一)戦地(之に準ずる事變地を
 含む以下之に同じ)に於て戦
 死したる軍人の遺族。
 (二)戦地に於て傷痕を受け又は
 疾病に罹りたる軍人にして之
 が爲三年以内に死亡したる者
 の遺族。
 (三)陸軍大臣又は海軍大臣に於
 て前二號に相當する者と認む
 る軍人の遺族。

二、軍人遺族記章は遺族の願出に

依り陸軍大臣又は海軍大臣之を
 授與し其の範圍及順位は死亡し
 たる軍人の屬したる家と同一の
 家に在る寡婦、子、父、母、祖
 父、祖母、孫の範圍及順位に従
 ひ其の一人に之を授與せらる。
 尙前記遺族のない時は同一の家
 にある兄、弟、姉、妹の中一人
 に其の年齢の順位に従ひ授與せ
 らる。

但し遺族が禁錮以上の刑に處せ
 られたる者なる時は授與せらる
 べき資格がない様である。
 三、軍人遺族記章は之を右肋に佩
 用し其の佩用中は軍人遺族記章
 授與證書を携帯しなければなら
 ぬ。
 四、軍人遺族記章の形狀は次の如
 くである。



五、軍人遺族記章の授與願は次の

様式で本籍の市區町村長の奥書

證印を受け戸籍抄本を添へ左の
 區分に從つて之を差出せばよい
 (一)死亡したる軍人が陸軍に屬
 したる者なるときは直接陸軍省
 (二)死亡したる軍人が海軍に屬
 したる者なるときは士官にあ
 つては直接海軍省、特務士官
 以下に在りては元在籍の鎮守
 府經由海軍省

様式(用紙半紙)

軍人遺族記章授與願

一故人ノ身分

何兵第何聯(大)隊第何中隊
 (第何艦隊何艦何部隊)
 官等級(元官、等級)位、勳、功

氏

名

二故人ノ生年月日

年 月 日生

三故人死亡ノ原因

「第何師團何隊(何艦隊何艦何部隊)ニ屬シ何年何月何日何地ニ於テ戦死ス又ハ何
 師團何隊(何艦隊何艦何部隊)ニ屬シ何年何月何日何地ニ於テ負傷シ何年何月何日
 何地ニ於テ之方爲死亡ス等ト其ノ要旨ヲ明記スベシ」

四軍人遺族記章ヲ

受クヘキ最先順

本籍 府 縣 郡 市 町 村 字番地
 居住地 府 縣 郡 市 町 村 字番地

兵役關係事項—軍人遺族記章

右ノ通ニ付軍人遺族記章授與相成度候也
 故人トノ續柄
 府 縣 郡 市 町 村 字 番 地
 故人トノ續柄 氏
 陸(海)軍大臣 爵 氏 名 殿
 年 月 日
 六、軍人遺族記章授與證書様式は次の如くである。

十四種

十三種

表 面

<p>第一號</p> <p>軍人遺族記章授與證書</p>	<p>注 意</p> <p>(繼承及佩用等ニ關スル必用ナル注意事項ヲ記入ス)</p>
------------------------------	--

折 目

(紙厚紙用)式様

名 印

裏 面

軍人遺族記章繼承之證	
<p>繼承年月日</p> <p>昭和六、九、四</p>	<p>繼承者氏名及死亡 軍人トノ續柄</p> <p>亡何某長男 某</p>
<p>市町村長證印</p>	<p>繼承ノ理由</p> <p>何縣何郡何村長 某</p> <p>前受有者妻何某死 亡セシニ因ル</p>

折 目

軍人遺族記章授與證書

故陸(海)軍、官、等級、氏名、寡婦(長男長女等)

氏 名

右軍人遺族記章令ニ依リ軍人遺族記章ヲ授與ス

年 月 日

陸(海)軍省 印

十四種

名

以上は軍人遺族記章に關して大略を記述したのであつて尙詳細については居住地の市區町村役場へ尋

ねらるゝがよい。又之に關する規定は昭和六年八月四日の官報に掲載してある勅令第二百四號軍人遺族記章令及陸海軍省令第一號の軍人遺族記章令施行規定を参照せられたい。

雜件

一、在郷軍人にして陸軍の取扱に係らざる官公職（恩給法の適用を受くる公務員、公務員に準ずべき者、宮内職員を謂ふ）に就きたるとき、位勳爵に異動ありたるるとき、褒章等を授與せられたるとき、懲罰懲戒せられたるとき。恩給法第九十三條乃至第三十六條、第三十八條、第九十一條、第九十二條に依り恩給年を加算せらるべき資格（其の始終期と爲すべき港灣、勤務地發着年月日國境關東州界通過の年月日又は服務の年月日等）に異動ありたるときは左記様式に依

り十四日以内に本人（事故の爲本人より届出を爲し能はざる場合に於ては戸主、家事擔當者又

は之に準ずる者）より本籍地市區町村長を経て聯隊區司令官に届出づべきである。

（用紙適宜）

兵籍異動届	何年何月何日
異動ノ時	何年何月何日
異動事項	任何官（何地勤務ヲ命セラレ何年何月何日何港出發、何月何日何港上陸、月日國境通過、月日何地著等）
本籍地	何々
徵集年	役種
右及御届候也	官等級
昭和 年 月 日	氏 名
何聯隊區司令官殿	右 氏 名

二、在郷軍人は左の場合に陸軍刑法陸軍懲罰令の適用を受くるのである。

イ、召集中
ロ、召集に依らず部隊に在りて陸軍軍人の勤務に服するとき

ハ、陸軍の制服着用中又は現に服役上の義務履行中（服役上の義務履行中とは簡閲點呼參會等の場合である）
ニ、志願に依り國民軍に編入せられ其の服務中。

三、有位有勳者にして新年、紀元節、天長節又は明治節に宮中に參賀することの出來ぬ者は左の賀表を宮内省式部職へ書留郵便又は使丁を以て差出すべきである。

は左の賀表を皇太后宮職へ書留郵便又は使丁を以て差出すべきである。
又賀表は連名に認めても妨げないのである。
右に用ゆる料紙は大廣奉書横二ツ折である。但し美濃紙薄葉を代用することは差支ないのである。

折目	謹ミテ 新年ヲ賀シ奉ル
折目	紀元節 天長節 明治節
折目	年月日 官位勳功爵 氏 名

新年に大宮御所に參賀すべき者

にして參賀することの出來ぬ者

用することは宜しくない。
 夏、夏季冬衣袴を着用すること
 は制服所持数の關係上避け難
 きも出來得る限り季節に伴ふ
 時服を着用すること。
 ハ、軍服と他の服と混用するこ
 とは宜しくない、例令は軍服
 の上に「インパネス」を混用
 するが如きことである。
 ニ、軍服の一部を着用し日傘、
 雨傘の類を翳し或は草履、下
 駄等を穿つが如き又は普通の
 帽子を冠むるが如きは宜しく
 ない。
 ホ、軍服を着用し大なる風呂敷

包を背負ふが如きは之れ亦適
 當ではない。
 六、軍隊手牒又は補充兵證書は常
 に大切に保持し萬一紛失又は盜
 難、焼失、流失したときは本籍
 地市町村長を経て本籍地所管の

聯隊區司令官に其の再下附を左
 記様式に依りて届出づべきであ
 る。軍隊手牒再下附の場合には不
 可抗力に依るもの、外代金を納
 附すべきものである。
 (用紙適宜)

軍隊手牒(補充兵證書)再下附願
 事由何々
 昭和 年 月 日
 徵集年 役種 官等級 氏 名
 何聯隊區司令官殿

武官俸給	區分		區分		
	年額	分額	年額	分額	
大將	六千六百圓	少將	五千圓	少將	五千圓
中將	五千八百圓	少將	四千五百圓	少將	四千五百圓
大將	六千六百圓	少將	五千圓	少將	五千圓
中將	五千八百圓	少將	四千五百圓	少將	四千五百圓

備考	同少相		中尉		大尉			同少相		同中相	
	一等	二等	一等	二等	一等	二等	三等	官佐	官佐	官佐	
一、參謀總長又ハ教育總監ノ職ニ在ル中將ノ俸給ハ年額六千四百圓、軍司令官又ハ師團長ノ職ニ在ル中將ノ俸給ハ年額六千圓トス 二、聯隊長又ハ獨立隊長ノ職ニ在ル佐官ニハ年額二百圓以内ヲ加給ス其ノ定額及支給區分ハ陸軍大臣之ヲ定ム 三、准士官下士官ヨリ少尉同相當官ニ任ゼラレタル者又ハ其ノ者ニシテ更ニ中尉、同相當	二千五百五十圓	八百五十圓	千三百三十圓	千二百一十圓	千九百圓	千六百五十圓	千四百七十圓	二千三百三十圓	三千二百二十圓	三千二百二十圓	
	准士官	准士官	三等樂長	二等樂長	一等樂長	一等樂長	二等樂長	一等樂長	二等樂長	一等樂長	
	九百圓	九百六十圓	千三百三十圓	千二百四十圓	千三百九十圓	千五百四十圓	千七百五十圓	千九百圓	千九百圓	千九百圓	

兵役關係事項—准士官以下給料

三八〇

官ニ任ゼラレタルモノノ新ニ受クベキ俸給額(年功加俸ヲ含マズ)ガ従前ノ額(憲兵加俸及技術加俸ヲ含ミ勤続加俸及年功加俸ヲ含マズ以下之ニ同ジ)ヨリ少キトキハ従前ノ額ヲ給ス

准士官以下給料

備考	區分						區分					
	曹長		同相當官		軍曹		同相當官		諸下士官		教化兵	
豫備役、後備役ノ見習士官、見習主計、見習醫官、見習藥劑官又ハ見習獸醫官ノ給料八月額十六圓トス	一	二	三	一	二	三	一	二	上等	同級	二等	一等
	三十九圓	三十四圓五十錢	三十圓	二十二圓五十錢	十八圓	十五圓	十三圓五十錢	十圓	七圓	六圓四十錢	五圓五十錢	二圓七十五錢

武官退職後の参考

事項

動位

〔有位者心得〕
一、勳等功級に叙せられ又は記章褒章を授與せられた者族籍、氏名を變更したときは其の旨を速に賞勳局に届出づるのである。變更後未だ届出ない者も亦同じ(第一、第二様式)
前項の者死亡したるときは家督相続人、戸主又は親族より届出づるのである。死亡後未だ届出でない者も亦同じ(第三様式)
年金受給者死亡したるときは死亡届(第十一様式)に戸籍謄本を添附し受給者戸主なりしときは家督相続人より、非戸主なりしときは遺産相続人より、支給郵便局を経て貯金局へ差出すので

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

ある。
受給者其の期に属する年金を受領せずして死亡したる場合(例へば一月以降死亡したるときは六月に受領すべき分を、七月以降死亡の場合は十二月に受領すべき分)は當該年金支給期に於て相続人に其の金額を郵便局より給せらる。
右金額受領後金鵝勳章年金は遺族より年金継受の手續を爲すべきものである。
二、金鵝勳章年金受領者死亡したる時は仍一年間遺族に其年金を賜ふ。
前項の場合に於て年金受領期間本人及遺族を通じて五年に満たないときは五年に満つるまで遺族に其の年金を賜ふ。
前項の遺族とは寡婦孤兒父母及祖父母にして年金受領者生存中より戸籍簿に登録したる者並家督相続人及戸主を謂ふのである。
三、金鵝勳章年金令に依り遺族に賜ふ年金支給の期は年金受領者の死亡六月三十日以前に在るものは七月一日に始まり翌年六月三十日を以て終り其死亡七月一日以後に在るものは翌年一月一日に始まり十二月三十一日を以て終るのである。
年金を継受したる者其の受領期日前に死亡し戸籍を去り又は禁錮以上の刑に處せられたときは其の年金は次の順位者に之を賜ふのである。年金を継受した寡婦再婚したる時も亦同じである。
四、金鵝勳章年金を継受せんとする遺族は受領者最終期の年金受領済の後署名捺印したる願書(孤兒は親権者又は後見人より願出(準禁治産者は保證人の連署を要す)第四様式)に市區町村長の證明を受け戸籍謄本及年金證書を

添附し住所地の地方廳を経て賞勳局總裁に差出すのである。

賞勳局總裁は前項の願書を審査し許可すべきものと認めたるときは年金證書の裏面に其事由を記載し住所地の地方廳を経て本人に下付せられるから其證書を以て年金支給郵便局で年金を受領するのである。

五、年金受領者氏名を改めたるときは其届書に年金證書及戸籍謄本を添へ年金支給郵便局を経て貯金局に差出すのである。貯金局長は年金證書の裏面に其事由を記載し署名捺印の上年金支給郵便局を経て本人へ戻される。

六、年金支給郵便局を變更するに於ては支給郵便局變更請求書(第五様式)を新舊何れかの郵便局へ差出すのである。

七、勳章及記章所有者が死亡した場合に遺族は之を保管するのである。

〔有位者心得〕
有位者本籍變更又は氏名變改のときは本人より第六様式に依り死亡のときは遺族又は親族より第七様式に依り其旨を宮内省宗秩寮へ届出づるのである。

一、將校の退職後に給與される恩給には

普通恩給
一時恩給
増加恩給
傷病年金

の四つの區別がある、普通恩給は在職年が(加算年を含む)十三年以上に達したる者に、一時恩給は在職年が三年以上十三年未満の者に、増加恩給は戦闘又は公務の爲め傷痍を受くるか若しは疾病に罹り之れが爲め不具瘵疾になつた者に給せらるゝもの

である。

恩給局長の裁定を経てから其の金額を受領し得るものであつて其の請求期限は恩給を受くる事由の發生後七年以内と定められてある、左に其の請求手續等に就て記述する。

二、今回の滿洲事變の從軍加算は昭和八年十二月内閣告示第五號及同十一年二月内閣告示第二號を以て公布せられた。

從前退職者にして本加算を附せられたる結果新に普通恩給受給資格を生じ或は既に受ける普通恩給額の基礎在職年に異動を生じたる場合に在りては前者は後章記載の普通恩給請求の手續に依り普通恩給請求書類を後者は更正請求書(第十三様式)に履歴書及戸籍抄本を添附し普通恩給請求の場合と同様の手續に依り提出するを要する。此場合既得の恩給證書は當局恩賞課よ

り提出方指示ある迄受恩給者に於て保管し新證書發布時迄に於ける恩給支給に支障なからしめて居る。

〔普通恩給〕
一、恩給法改正の結果昭和八年十月一日以後退職の者は在職年十三年以上に達せざれば普通恩給を受くる資格を生じない。

但し昭和八年十月一日に於て既に在職年十一年以上に達しある場合は假令十三年以上に達せずして退職するも普通恩給を受くることを得、此場合に於ける恩給額は假定俸給年額の百五十分の一に相當する金額を控除したるものとなる、例へば十一年にして退職する時は其の恩給額は假定俸給年額の百五十分の四十八となるが如し。

二、恩給法改正の結果恩給年額が千圓以上にして其の恩給外の所

で普通恩給と増加恩給は終身、一時恩給は一時限り支給せらるるものである(但し昭和八年九月三十日迄の退職者は從前の通りとす)傷病年金は今恩給法改正に當り新に設けられたる制度であつて、公務の爲め永続性を有する傷痍を受け又は疾病に罹り不具瘵疾に至らざるも勅令の定むる程度に達し之れが爲其の職に堪へずして一年以内に退職したる場合に給せらるべきもので固より普通恩給と併給差支へなきものである。尤も此の制度の適用を受くべき者は昭和九年四月一日即ち傷病年金制度の施行後公務傷病に罹りたる者に限られて居る。

(下士官、兵に對する本制度の説明は之を省略す)

是等の恩給は何れも當事者即ち本人から請求書を差出して内閣

得の年額が五千圓を超ゆる時は恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を昭和八年十月より停止せらるゝこととなつた。

但し恩給の支給年額千圓を下らしむることなく其の停止年額は恩給年額の二割を超ゆることはない。此の所得とは所得税法に規定する個人の第三種所得と同範圍の所得及第二種乙に屬する一部(例へば法人より受くる利息の配當、剩餘金の如きもの)を謂ふ、恩給額停止に關しての所得の申告は更めて別に之を爲すを要しない。従來軍人として恩給を受くる者が公立學校の職員に就職したる場合には軍人と教育職員と在職年を彼は通算せず從て此の場合

には軍人の恩給と教育職員との恩給を併給せられたが昭和八年十月一日恩給法の改正に當り此の制限を撤廢して在職年の通算を認められた結果同日以後教育職員に就職したるときは軍人の恩給は之を停止せらるゝことゝなつた。

普通恩給受給者の年齢に依る恩給額の一部停止は昭和八年十月一日以降即ち改正恩給法施行後就職した者が退職したる場合に於て適用せらるゝ制度であるから茲に解説せず。

(一) 請求書(第八)は退職當時の所屬部隊長から履歴書の下付を受け然る後該所屬部隊長へ差出すのである此の退職當時の所屬部隊長と云ふのは退職時に於ける兵籍保管處の長であつて、待命又は休職から豫備になつた者は本籍地所管の

聯隊區司令官(將官に在り) 在職中疾病の爲め願に依り豫備となつた者即ち在職中直に轉役した者は其の當時の部隊長を云ふのである。

(二) 請求書には前記履歴書の外に戸籍抄本の添附を要する、此抄本は轉役後請求書提出迄の間に作製したるものに限るのであるから、轉役前の日附のものは無効である。

(三) 請求書類は陸軍省へ請求書と戸籍抄本とが各貳通履歴書を三通差出すべきものであるから、之れに經由部隊の控用とを加へて提出するのである。

(四) 此の請求に對しては内閣恩給局長が裁定した後に恩給證書を作製して直接同局から請求者へ交付されるのである、證書を受領してから後のことに就ては別に記述する。

普通恩給請求書提出後恩給證書の交付に至る迄概略幾何の日時を要するやと謂ふに經由廳及裁定官廳に於ける處理書類の多寡其他に依り確たる豫想は致し難きも、從來の事例に徴し請求書類に何等の不備なき場合に於ては約三箇月にして恩給證書の交付を受けらるべき筈であるか滿洲事變以來恩給業務繁劇を加へたる爲半歳以上にもなるものがある。斯の如く恩給證書交付せらるゝ迄に相當の長日時を要するは誠に同情に堪へないが中には提出書類の不備にして追究の爲照復に日時を徒費し之が爲甚しく遷延する場合も尠くないから書類提出の當初に於て十分に注意を拂ふことが必要であつて不備と認むる若干の例を示せば左の様なるものである。

一、請求書及履歴書記載の姓名

字體が戸籍抄本と一致せざるもの

二、請求書記載の本籍地が戸籍抄本と一致せざるもの

三、請求書に現住所の番地及寄留先等の明確を缺くもの

四、請求書に記載の氏名に振假名を附せざるもの

五、履歴書中氏名下に捺印漏のもの

六、履歴書記載の生年月日が戸籍抄本と一致せざるもの

七、退職前作成の戸籍抄本を添附しあるもの

註 待命は恩給法上は在職中であるから豫備役發令後作成せられたるものを要する次第である。

〔一時恩給〕
一、請求書(第九)提出の順序其他は普通恩給の請求と同様なるも只戸籍抄本の添附を要しない。

二、此の請求に對しては内閣恩給局長が裁定した後に裁定通知書を直接同局から請求者へ送付されるから請求者は此の通知書を豫て指定して置いた郵便局へ持參して現金の支給を受くるのである。

〔増加恩給及傷病年金〕
一、此の恩給は必ず普通恩給の請求に伴ふものであつて在職年の長短如何に拘らず普通恩給と併せて請求すべきものである。(職在十三年未満のものには十三年)に對する普通恩給を給せらる)

二、請求書(第十條)提出に當りては普通恩給の場合と同様履歴書の下付を受くるの外、尙増加恩給請求に必要な證據書類即ち傷痍疾病の原因が公務に起因したることを認むるに足るべき現認證明書類、症狀の経過を記載したる書面及恩給診斷書の下

付を受け此等の書類を添附して退職當時の所屬部隊へ差出すべきものである。(普通恩給の請求書は所屬部隊長から直に陸軍省へ進達するものであるが増加恩給の件は請求書は所屬部隊から師團司令部へ師團司令部から陸軍省へ進達する順序になつて居る)

三、戸籍抄本を要すること及提出書類の通數は普通恩給の場合と同様である。

尙、一旦増加恩給を受けたる後又は之を受けないものでも退職後、五年以内に不具癈疫の程度が増進したり又は新に増加恩給を受くる程の症狀に達したときは増加恩給の改定又は新に増加恩給の給與方を請求するの途もあり、又其の五年を過ぎた後でも恩給審査會で不具癈疾が公務に起因したることが顯著であると議決せられたるときは相當の増加恩給を給せらるゝ途がある。

が恩給法第四十六條第二項及第三項の規定に依るので特別の場合である。

前項の増加恩給請求書類は退職後五年以内の者に在りては居住地所管の聯隊區司令官(將官に在りては居住地所管)へ同五年を経過したる者の請求書類は直接本人より陸軍省へ差出すべきものである。

請求書式(第十條)

傷病年金の請求手續は前項増加恩給の場合と同様である。

請求書式(第十條式の三、四、五)

〔恩給證書を受領したる後の手續〕

一、給與金の受取方、受給者が内閣恩給局長より恩給證書の交付を受けたるときは、豫て請求書に指定して置いた郵便局で「印鑑届」の用紙を貰ひ之に居所氏名等を書き入れ又印鑑欄に印章

を押捺して其の郵便局へ差出し

て置く、其の際既に受取るべき金額のある場合は其の數日後には

直接貯金局より通知があるから

其の通知を受け次第該郵便局で

現金を受領するのである。

二回目よりは四月、七月、十月

一月の四期に其の前の三箇月分

宛を郵便局で支給するから各支

給月の十一から二十日迄の間に

郵便局へ行つて受取るのである

此の場合には毎時郵便局より給

與金受領證書用紙を貰つて之に

金額氏名等を書入れ印章を押捺

して恩給證書と共に差出せば宜

しい。

三、改印、轉居の場合、何れも郵

便局へ届出を要する、此等の場

合は一々局の指示を受けるが宜

しい。

四、改氏名の場合、恩給證書と戸

籍謄本とを添へて内閣恩給局へ

届出を差出すのである、同局で

其の届書を受理した後、其の證

書の裏面に改氏名の事實を證明

してから貯金局を経て戻して呉

れる。

五、支給郵便局を變更する場合、

便宜上郵便局を變更する場合は

恩給證書の種類、記號、番號、

新舊支給郵便局、新支給局で支

給を受ける初めての支給期月等

を書いた請求書を新舊何れかの

郵便局へ差出すのである。

六、振替預け入れの場合、支給期

の都度恩給證書及印章を郵便局

へ持つて行く等の手續を省く爲

めに豫め貯金局へ恩給證書を寄

付するのである、此の證書を受

けた後の手續は普通恩給證書を

受けた時と同様である。

尙前記遺族の無い場合に受恩給

者の兄弟姉妹に一時限り扶助料

を給せらるゝこともある、此れ

は特殊の場合であつて其の兄弟

姉妹が未成年にあるか又は不具

廢疾で生活資料を得るの途なく

且つ之れを扶養する者の無い場

合に限るのである。

〔恩給受給權調査〕

昭和八年十月恩給法改正の結果受

恩給者は其の資格に付隔年毎に恩

給受給權調査票(第十四條)に戸籍抄

本(妻以外の扶助料受)を添付して内

閣恩給局へ提出を要することとな

つた。

此の受給權調査票は陸軍軍人とし

て恩給を受くる者は昭和の偶數年

託して置く方法がある、此の手續に依ると毎期の給與金は其の都度貯金局で直に本人の貯金に振替へて呉れる。
七、死亡したる場合、受給者が死亡した時は扶助料を受くべき順位の遺族(本該當の遺族なきときはは相続人又は縁故者)から死亡届(第十一條)を郵便局を経て貯金局へ差出すのである、此の場合に死亡の月迄の給與金を受けて居らない時は貯金局から遺族又は相続人に對し其の金額を支給される。
〔遺族の扶助料〕
一、終身恩給を受けて居つたものが死亡した時は其の遺族に扶助料を給與される、其の扶助料を受け得らるゝ遺族並に其の遺族の順位は妻、未成年の子、父、母成年の子(不具廢疾であつて生活つ之を扶養するもの)祖父、祖母で無いものに限る。

ある、是等の遺族は總て受恩給者が死亡した當時之と同一戸籍内に在るものに限るので尙未成年の子は成年に達する迄扶助料を給せらるゝのである。
二、右の遺族が若し受恩給者の死亡した後に其の戸籍を去り又は婚嫁した時は扶助料を受くる資格を失ふのである、但し妻と子に限つては分家しても扶助料を受け得らるゝのである。
三、扶助料を受けやうとする場合は直接内閣恩給局長へ請求書(第十二條)に恩給證書と戸籍謄本とを添へて差出すのである、此の請求書は何處も經由するの必要がないから請求者から新に書留郵便で内閣恩給局(東京市麹町區丸の内)へ差出せば宜しい。
四、内閣恩給局長は前項の請求書を受けた後に調査の上裁定し請求書に對し直接扶助料證書を交

すべきものである
此の調査票を提出せざる時は提
出すべき日より一期隔りたる後の
支給期以後の支給を一時差止めら
るる即ち一月に提出すべきことを
定められある場合には七月の支給
期より差止めらるることとなる。
尤も此の調査票を提出すべき月が
日附に在る月)の翌日より十二月
以内に在るときは其の提出を要し
ない。

【第一様式】(用紙美濃白紙)

有勳者身分異動届

本籍 何縣何郡何町大字何々何番地
族稱 何縣士族

官位勳功爵 氏^{フナ} 名^ナ

一勳何等何々章 勳記第何號

一功何級金鷄勳章 功記第何號
年金證第何號

(右の外所有勳章及記章等全部列記し且各勳記及
證狀番號を記す)

右 年 月 日何々と改姓(改名)致候間及
御届候也

年 月 日

氏 名^名

賞勳局御中

【第二様式】(用紙美濃白紙)

有勳者身分異動届

本籍 何縣何郡何町大字何々何番地
族稱 何縣士族

官位勳功爵 氏^{フナ} 名^ナ

一勳何等何々章 勳記第何號

一功何級金鷄勳章 功記第何號
年金證第何號

(右の通所有勳章及記章等全部列記し且各勳記及
證狀番號を記す)

右 年 月 日何縣士族と改め候間及御届候也

年 月 日

氏 名^名

賞勳局御中

【第三様式】(用紙美濃白紙)

有勳者身分異動届

本籍 何縣何郡何町大字何々何番地
族稱 何縣士族

官位勳功爵 氏^{フナ} 名^ナ

一勳何等何々章 勳記第何號

一功何級金鷄勳章 功記第何號
年金證第何號

(右の外所有勳章及記章全部列記し且各勳記及證
狀番號を記す)

右 年 月 日死亡致候間及御届候也

家督相続人(戸主又は親族)

年 月 日 何之某^名

賞勳局御中

功何級金鷄勳章年金證第何號

歳額何百何圓

右は夫(父等)氏名何年何月何日死亡候に付金鷄
勳章年金令第三條に依り何年一月より同年十二
月まで(何年七月より何年六月まで)一年間私拜
受仕度別紙年金證並戸籍謄本相添此段奉願候也

年 月 日

右寡婦(孤兒)(父母)(祖父母)
氏 名^名

賞勳局總裁爵氏名殿

(遺族より年金遞受願書も此書式に準じて作
る)

【第四様式】(用紙美濃白紙)

年金繼受願

年金繼受願(年金繼受願には必ず年金證と戸籍謄
本を添へ地方廳を経て差出すべし)
府(縣)郡(市)町(村)番地 華士族平民
故官位勳功爵氏名寡婦(孤兒)(父母)(祖父母)
氏 名

何年何月生

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

【第五様式】(用紙半紙白紙)

支給局變更請求書

- 一 給與金の種類 金鷄勳章年金 旭日勳章年金
- 一 證書記號番號
- 一 舊支給局
- 一 新支給局

一舊居所
一新居所
右請求候也

族稱
舊本籍
新本籍
現住所

貯金局御中
年月日 氏^フ 名^ナ

右年月日前記の通り本籍變更致候に付御届仕候也
年月日 氏^フ 名^ナ

〔第六様式の一〕(用紙半紙白紙)

〔第七様式〕(用紙半紙白紙)

族稱

也

本籍
現住所 氏^フ 名^ナ

宮内省宗秩寮總裁爵氏名殿
位勳功 名^ナ

何年月日何々と改姓、又は何々と改名致候に付御届仕候也
年月日 位勳功 氏^フ 名^ナ

右年月日死亡候に付御届仕候也
生年月日 氏^フ 名^ナ

宮内省宗秩寮總裁爵氏名殿
〔第六様式の一〕(用紙半紙白紙)

宮内省宗秩寮總裁爵氏名殿
〔第七様式〕(用紙半紙白紙)

〔第六様式の一〕(用紙半紙白紙)

右年月日死亡候に付御届仕候也

年月日

官位勳功 氏 名の遺族又は親族氏 名^ナ

本籍地
現住所 年月日 氏^フ 名^ナ

〔第八様式〕(用紙美濃白紙)

〔第十様式の一〕(用紙美濃白紙)

普通恩給請求書

支給郵便局〇〇郵便局

年月日〇〇〇(官職)を退職致候に付普通恩給を給與相成度證據書類相添へ請求候也

〔第十様式の一〕(用紙美濃白紙)
普通恩給請求書
年月日〇〇〇(官職)を退職致候に付普通恩給及增加恩給を給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時の官職名

增加恩給を給與相成度證據書類相添へ請求候也

本籍地

退職當時の官職名

現住所

本籍地

年月日 氏^フ 名^ナ

現住所

内閣恩給局長氏名殿

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

支給郵便局〇〇郵便局

〔第九様式〕(用紙美濃白紙)

〔第十様式の一〕(用紙美濃白紙)

一時恩給請求書

增加恩給請求書

年月日〇〇〇(官職)を退職致候に付一時恩給を給與相成度證據書類相添へ請求候也

〔第十様式の一〕(用紙美濃白紙)
增加恩給請求書
年月日〇〇〇(官職)を退職致候處在職中の傷痕(疾

退職當時の官職名

年月日〇〇〇(官職)を退職致候處在職中の傷痕(疾

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

病)爾後重症に赴き候に付増加恩給を給與相成度
證據書類相添へ請求候也

退職當時の官職名

本籍地

現住所

年月日

氏

名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式の三〕(用紙美濃白紙)

傷病年金請求書

年月日(官職)を退職候に付傷病年金給與相成度
證據書類相添へ請求候也

退職當時の官職名

本籍地

現住所

年月日

氏

名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式の四〕(用紙美濃白紙)

傷病年金請求書

年月日(官職)を退職候處在職中の傷痍(疾病)爾
後重症に赴き候に付傷病年金給與相成度證據書
類相添へ請求候也

退職當時の官職名

本籍地

現住所

年月日

氏

名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式の五〕(用紙美濃白紙)

再診査請求書

年月日退職に因り傷病年金を給せられ候處未だ
傷痍(疾病)回復せざるを以て再診査相成度證據
書類相添へ請求候也

退職當時の官職名

本籍地

現住所

年月日

氏

名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十一様式〕(用紙美濃白紙)

死亡届

一給與金種類 陸軍恩給

一證書記號番號 二第……號

一給與年額 金……圓

一受給者氏名 何 某

右何年何月何日死亡候に付別紙戸籍謄本相添へ
此段及御届候也

年月日

何縣何郡何町何番地

右遺族 何

某

貯金局御中

從來支給を受けありたる以外の郵便局に於て未
受領の給與金を受領せんとする場合に在りては
本屆書宛名の次へ左記の通附記すべきものとす

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

追て未受領の給與金は〇〇郵便局に於て交付

方御取計相成度申添候

〔第十二様式〕(用紙美濃白紙)

扶助料請求書

右者年月日死亡候に付扶助料を給與相成度證據
書類相添へ請求候也

本籍地

現住所

年月日

氏

名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十三様式〕(用紙美濃白紙)

恩給更正請求書

退職當時の官職名 陸軍

年月日生

一退職年月日

昭和 年 月 日

一證書の記號番號

第 號

一 證書の日附 昭和 年 月 日
 一 現恩給年額 金 圓
 一 支給郵便局 局
 昭和八年十二月内閣告示第五號に依り恩給更正
 相成度此段請求候也

昭和 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 〔第十四様式〕 用紙 半紙四つ切大 又は半切大
 恩給受給權調査票

本籍地
 現住所
 一 恩給證書記號番號
 一 受給者住所氏名
 一 受給權調査期月 昭和 年 月

兵役法

第一章 總則

第一條 帝國臣民たる男子は本法の定むる所に依り兵役に服す
 第二條 兵役は之を常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役に分つ
 常備兵役は之を現役及豫備役に補充兵役は之を第一補充兵役及第二補充兵役に國民兵役は之を第一國民兵役及第二國民兵役に分つ
 第三條 志願に依り兵籍に編入せらるる者の兵役に關しては勅令の定むる所に依る
 第四條 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は兵役に服することを得ず
 第五條 現役は陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年とし現役兵として徵集せられたる者之に服す
 現役兵は現役中之を在營せしむ
 第六條 豫備役は陸軍に在りては五年四月、海軍に在りては四年とし現役を終りたる者之に服す
 第七條 後備兵役は陸軍に在りては十年海軍に在りては五年とし常備兵役を終りたる者之に服す
 第八條 第一補充兵役は陸軍に在りては十二年四月、海軍に在りては一年とし現役に適する者にして其年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員之に服す

第二補充兵役は十二年四月とし現役に適する者の中現役又は第一補充兵役に徵集せられざる者及海軍の第一補充兵役を終りたる者之に服す但し海軍の第一補充兵役を終りたる者之に在りては十一月四月とす
 第九條 第一國民兵役は後備兵役を終りたる者及軍隊に於て教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者之に服す
 第二國民兵役は戶籍法の適用を受くる者にして常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざる年齢十七年より四十年迄の者之に服す
 第十條 年齢二十五年迄に師範學校を卒業したる者（小學校の教職に就く資格を失ひたる者を除く）の現役は第五條の規定に拘らず五月とす但し師範學校の教練を終了せざる者に在りては七月とす
 前項の規定に依り現役に服する者は現役中之を短期現役兵と稱す
 短期現役兵其の現役を終りたるときは直に第一國民兵役に服す
 第十一條 現役兵にして青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修めたる者の在營期間は六月以内之を短縮することを得
 前項に規定する課程の修得の程度、認定及在營期間短縮に關する事項は勅令を以て之を定む
 第十二條 現役兵にして前條の規定の適用を受けざる者の在營期間は軍事上妨げなきとき限り勅令の定むる所に依り六十日以内之を短縮することを得
 第十三條 現役兵にして一年六月以内に於て教育を終了し得る兵種に屬する者の在營期間は前二條の規定に拘らず勅令の定むる處に依り之を短縮することを得
 第十四條 現役兵にして在營中左の各號の一に該當する者の在營期間は之を短縮することを得
 一、品行方正學術勤務の成績優秀なる者
 二、定員に對し過剩と爲りたる者
 第十五條 前四條の規定は短期現役兵に之を適用せず
 第十六條 第十一條乃至第十四條の規定に依り在營期間を短縮する場合に於ては現役期間内に未入營期間又は歸休期間を置く
 第十七條 現役又は補充兵役は現役兵又は補充兵として徵集したる年の十二月一日より起算す
 短期現役兵の現役は入營の月の一日より之を起算す
 戰時又は事變の際其の他必要ある場合に於ては前二項に規定す

る起算の日を變更することを得
第十八條 第五條乃至第八條第九條第一項及第十條に規定する服役は其の期間に拘らず年齢四十年を以て限りとする

第十九條 左の各號の一に該當するときは服役の期間を延長することを
一、戦時又は事變に際するるとき
二、出師の準備又は守備若は警備の爲必要あるとき
三、航海中又は外國に於て勤務中なるとき
四、重要なる演習又は特別に觀兵の擧あるとき
五、天災其の他避くべからざる事故に因り已むを得ざるるとき

前項の規定に依り延長したる期間は次に服すべき兵役の期間に之を通算す
第二十條 在營中本人に依るに非ざれば家族（戸主を含み本人と

世帯を同じくする者に限る）が生活を爲すこと能はざるに至りたるときは現役を免除す但し故意に其の事故を爲したるときは此の限に在らず

第二十一條 現役兵、豫備兵、後備兵若は補充兵にして疾病其の他身體若は精神の異常に因り當該兵役に服し難き者又は現役兵にして前條の規定に依り現役を免除せられたる者は之を他の兵役に轉ぜしむ但し疾病其の他身體又は精神の異常に因り兵役に堪へざる者に對しては兵役を免除す
前項の規定に依り轉役する者の服すべき兵役及服役期間の計算に關しては勅令を以て之を定む

第二十二條 現役兵にして入營前又は入營後六年未滿の徵役又は禁錮の刑に處せられたる者の在營中刑の執行を受けたる日數及

在營中逃亡したる者の逃亡中の日數は之を現役期間に算入せず
第三章 徵集

第二十三條 戶籍法の適用を受くる者にして前年十二月一日より其の年十一月三十日迄の間に於て年齢二十年に達する者は本法中別段の規定あるものを除くの外徵兵検査を受くることを要す前項に規定する年齢は之を徵兵適齡と稱す

第二十四條 戸主は其の家族中毎年十二月一日より同月三十一日迄の間に年齢二十年と爲る者あるときは其の年十一月中に、一月一日より十一月三十日迄の間に年齢二十年と爲る者あるときは其の前年十一月中に本籍の市町村に届出づべし戸主年齢二十年と爲るとき亦同じ但し命令を以て定むる者に付ては此限に在らず

第二十五條 兵員を徵集する爲め徵兵區を設く

徵兵區は之を徵募區に分つ
徵兵區の種類及區域並に徵募區の區域に關しては勅令の定むる所に依る

第二十六條 現役兵及第一補充兵の員數は之を徵兵區に配賦し更に之を徵募區に配賦す
前項に規定する配賦は徵兵區又は徵募區に本籍を有し徵兵検査を受くべき者の見込數を基準として之を行ふ

第二十七條 前條の規定に依り配賦したる兵員は當該徵兵區に本籍を有する者より之を徵集す

第二十八條 徵兵區又は徵募區配賦したる兵員を當該徵兵區に又は徵募區に於て充足し難きときは其の不足員數を他の徵兵區又は徵募區に配賦し徵集することを得

第二十九條 徵兵検査は徵兵検査を受くべき者の本籍所在の徵募區に於て之を行ふ但し身體検査に限り本籍所在の徵募區以外の地に於て行ふことを得

第三十條 徵兵検査を受くべき者徵兵検査を受くべき年に於て之を受けざるときは次年に於て徵兵検査を行ふ

第三十一條 身體検査を受けたる者にして現役兵又は第一補充兵として徵集せらるべき者は他の徵募區に轉屬するも之を轉屬前の徵募區の配屬人員に充て徵集す

第三十二條 身體検査を受けたる者は左の如く之を區分す
一、現役に適する者
二、國民兵役に適するも現役に適せざる者
三、兵役に適せざる者
四、兵役の採否を判定し難き者

前項に規定する區分の標準は勅令の定むる所に依る
第三十三條 現役に適する者は勅令の定むる所に依り體格等位の優劣に従ひ各徵募區の配賦人員に應じ現役兵、第一補充兵の順序に之を徵集す此の場合に於て體格等位同一なる者は本法中別段の規定あるものを除くの外兵種毎に抽籤の法に依り徵集順序を定む

前項の規定に依り徵集すべき者の屬する兵種は各徵募區の配賦人員に應じ其の身材、藝能及職業に依り之を定む
現役に適する者にして現役兵又は第一補充兵に徵集せざる者は之を第二補充兵に徵集す
現役兵として徵集せらるべき者にして其の屬する兵種定まりたる者は本人の願に依り第一項に規定する抽籤に加ふることなく

現役兵に之を徴集することを得
第三十四條 國民兵役に適するも
現役に適せざる者は之を徴集せ
ず

第三十五條 兵役に適せざる者は
兵役を免除す

第三十六條 兵役の採否を判定し
難き者に付ては徴集を延期し爾
後採否を決定し得るに至る迄毎
年徴兵検査を行ふ

第三十七條 徴兵検査を受くべき
者勅令の定むる所に依り兵役に
適せずと認むる疾病其の他身體
又は精神の異常の者なるときは
其の事實を證明すべき書類に基
き身體検査を行ふことなく兵役
を免除することを得

第三十八條 短期現役兵たる資格
を有する者にして現役に適する
者は第三十三條の規定に拘ら
ず之を短期現役兵に徴集す
第二十六條乃至第二十八條の規

定は短期現役兵の徴集に關し之
を適用せず

第三十九條 徴兵検査を受くべき
者左の各號の一に該當するとき
は徴集を延期することを得

- 一、禁錮以上の刑に該るべき犯
罪の爲豫審又は公判中なると
き
- 二、犯罪の爲拘禁中なるとき
- 三、刑の執行停止中なるとき
- 四、假出獄中なるとき
- 五、少年法の定むる所に依り少
年教護院、矯正院又は病院に
收容中なるとき
- 六、矯正院法の定むる所に依り
假退院中なるとき

前項の規定は現役に適する者に
して未だ徴集順序定まらざる者
に之を準用す

前二項の規定に依り徴集を延期
せられたる者は其の事由止む年
又は其の翌年に於て徴兵検査を

行ふ

第四十條 徴兵検査を受けたる者
現役兵として徴集せらるゝに因
り家族（戸主を含み本人と世帯
を同じくする者に限る）が生活
を爲すこと能はざるに至るべき
確證ある場合に於ては二年間徴
集を延期す但し故意に其事故を
作爲したる時は此限にあらす

前項の規定に依り徴集を延期せ
られたる者其延期期間内に於て
其事由止む時は事由止む年又は
其翌年に於て徴兵検査を行ふ
第一項の規定に依り徴集を延期
せられたる者其の延期期間を過
ぎ尙其の事由止まざるときは之
を過ぎたる年の翌年に於て徴兵
検査を行ふ但し現役兵又は第一
補充兵として徴集することなし
第一項の延期期間は徴兵検査を
受けたる年の十二月一日より之
を起算す

第四十一條 中學校又は中學校の
學科程度と同等以上と認むる學
校に在學する者に對しては本人
の願に依り學校の修業年限に應
じ年齢二十七年に至る迄徴兵を
延期す

前項に規定する認定及年齢の區
分に關しては勅令を以て之を定
む

第一項の規定に依り徴集を延期
せられたる者は在學の事由止む
年又は其の翌年に於て徴兵検査
を行ふ但し一の學校卒業の日よ
り六月以内に他の學校に入學す
る者に付ては徴集延期の事由尙
繼續するものと看做す

第二項の年齢の區分に基く最高
年齢に達するも在學の事由尙止
まざる者は最高年齢に達したる
年又は其の翌年に於て徴兵検査
を行ふ

第四十二條 徴兵適齡及其の前よ

り帝國外の地に在る者（勅令を
以て定むる者を除く）に對して
は本人の願に依り徴集を延期す
前項の規定に依り徴集を延期せ
られたる者は其事由止む年又は
其翌年に於て徴兵検査を行ふ

第四十三條 前條第一項の規程に
依り徴集を延期せられたる者に
して直系尊族若しは妻子の死亡若
しは重態の爲又は官廳の命に依り
一時帝國內に歸還する者は徴集
延期の事由尙繼續するものと看
做す但し歸還後の滞在期間九十
日を超ゆる時は此限に在らず

前項に規定する場合を除くの外
前條第一項の規定に依り徴集を
延期せられたる者にして一時帝
國內に歸還する者は勅令の定む
る所に依り在留地の遠近に應じ
一年間一回滞在期間九十日を超
えざる場合に限り徴集延期の事
由尙繼續するものと看做す

第四十四條 前二條の規定は帝國
外地を往復する帝國船舶の船員
に之を準用す

第四十五條 家族（戸主を含み本
人と世帯を同じくする者に限
る）二人以上現役兵として同時
に在營する爲家上の支障を生
ずべきときは一人の在營間他の
者の入營を延期することを得
第十七條第三項の規定は前項の
規定に依り入營を延期せられた
る者に之を準用す

第四十六條 現役兵として入營す

べき者疾病其の他避くべからざる事故に因り入營すべき期日に入營し難きとき又は第三十九條第一項各號の一に該當するときは三十一日以内入營を延期することを得

現役兵として入營すべき者にし前項に規定する入營を延期し得べき期間内に入營し難き者に對しては更に徴兵検査を行ふ但し第十三條に規定する兵種に屬する者に在りては更に徴兵検査を行ふことなく次の入營すべき期日に入營せしむることを得

第四十七條 現役兵として入營すべき者入營の際行ふ身體検査に於て疾病其の他身體又は精神の異常に因り三十一日以内に治療の見込なく且勤務に堪へずと認めざる者なるときは之を歸郷せしめ第二十一條の規定の適用を受ける者を除くの外更に徴兵検査

を行ふ
前條第二項但書の規定は前項の規定に依り歸郷せしめられたる者に之を準用す

第四十八條 現役兵に關員を生じたる場合に於ては服役第一年度の第一補充兵を以て其の徴集順序に従ひ之を補闕することを得第二十七條及第二十八條の規定は前項に規定する補闕に之を準用す

第四十九條 左に掲ぐる者(第一號、第二號、第五號及第六號の者に在りては徴兵適齡を過ぎたる者に限る)徴集せらるる場合に於ては第三十三條第一項に規定する抽籤に加へざるものとす但し二人以上あるときは其の者のみに付抽籤を行ひ徴集順序を定む

一、第四十一條第三項又は第四項の規定に該當する者

二、第四十二條第二項又は第四十四條の規定に該當する者
三、第四十六條第二項の規定に該當する者

四、第四十七條の規定に該當する者
五、第六十六條第一項の規定に該當する者
六、第六十七條の規定に該當する者

七、第七十四條に規定する罪を犯し刑に處せられたる者
八、第七十六條に規定する罪を犯し刑に處せられたる者
前項に掲ぐる者の徴集順序は第三十三條第一項の規定に依り抽籤を爲したる者の上位とし同條第四項の規定に依り徴集せらるべき者の徴集順序は前項に掲ぐる者の上位とす

第五十條 第七十四條又は第七十六條に規定するの罪を犯し刑に

處せられたる者に對しては第四十條乃至第四十二條第四十四條及第四十五條の規定に依る延期を爲さず

第五十一條 戶籍の記載の抹消又は遺漏其の他の事由に因り戶籍に記載せられざる爲本籍を有せざる者にして徴兵検査を受くべき者を發見したるときは發見の年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ戶籍の記載の錯誤の爲徴兵検査を受くべき者にして之を受けざるものを發見したるとき亦同じ

徴兵検査を受けたる者戶籍に記載せられある出生年月日の訂正に因り徴兵適齡又は徴兵適齡未滿と爲りたるときは左の各號の一に該當する者を除くの外更に徴兵検査を行ふ
一、現役中の者又は現役を終りたる者

二、補充兵にして教育の爲召集中の者又は其の召集を終りたる者

三、第三十七條の規定に依り兵役を免除せられたる者

第五十二條 戶籍法の適用を受けざる者にして徴兵適齡を過ぎ戶籍法の適用を受くる者の家に入りたる者に對しては徴集を免除す
前項の規定は徴兵適齡を過ぎ帝國の國籍を取得し又は回復したる者に之を準用す

第五十三條 第三十條、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項若は第三項、第四十一條第三項若は第四項、第四十二條第二項、第四十四條、第四十六條第二項、第四十七條、第五十一條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條の規定に依り徴兵検査を受くべき者年齢三十

七年を過ぎたるときは徴集を免除す

前項の年齢は第十七條第一項又は第二項に規定する現役又は補充兵役の起算の日に於ける年齢とす

第四章 召集

第五十四條 歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵又は國民兵は戰時又は事變に際し必要に應じ之を召集す

第五十五條 歸休兵は在營兵の補闕其の他必要ある場合に之を召集することを得

服役第一年度の豫備兵は警備其の他の必要に因り歸休兵を召集するも尙兵員を要する場合に之を召集することを得

第五十六條 豫備兵及後備兵は勤務演習の爲豫備役及後備兵役を通し五回以内之を召集することを得

前項に規定する召集は一年一回とし一回の日数は陸軍に在りては三十五日以内海軍に在りては七十日以内とす

海軍に在りては特別の必要ある場合に限り前項に規定する召集日数を五十日以内延長することを得此の場合に於ては第一項に規定する召集回数を一回宛減するものとす

第五十七條 第一補充兵は教育の爲百二十日以内之を召集することを得

第五十八條 補充兵にして軍隊に於て教育を受けたる者は勤務演習の爲之を召集することを得

第五十六條の規定は前項に規定する召集に之を準用す

第五十九條 勤務演習に召集せられたる者召集中犯罪の爲又は正當の事由なく勤務演習を闕きたるときは其の闕きたる日数又は

回数をも勤務演習の日数又は回数に算入せず

正當の事由なく召集の期日後れたるとき亦同じ

前項の規定は教育の爲召集せられたる者に之を準用す

第六十條 歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵に對しては毎年一回簡閱點呼を行ふことを得

第六十一條 歸休兵、豫備兵、後備兵又は補充兵にして左の各號の一に該當する者に對しては勤務演習召集又は簡閱點呼を免除することを得

一、餘人を以て代ふべからざる職に在る官吏又は官吏待遇者

二、市町村長、助役、収入役、其の他之に準すべき職に在る者

三、帝國議會、府縣會、市町村會其の他之に準すべきものの議員但し其の會期中に限る

四、帝國外の地に旅行又は在留する者

五、帝國外の地を往復する帝國船舶の船員

第六十二條 召集せられたる者疾病其の他避くべからざる事故に因り召集に應じ難きときは十日以内召集を延期することを得

召集せられたる者第三十九條第一項各號の一に該當し召集期日に召集に應じ難きとき又は前項の規定に依り召集を延期せられたる者其の延期期間内に召集に應じ難きときは召集期日又は召集年次を變更す

前二項の規定は簡閱點呼に參會を命ぜられたる者に之を準用す召集せられたる者入營の際行ふ身體検査に於て疾病其の他身體又は精神の異常に因り勤務に堪へずと認むる者なるときは召集を免除す

第六十三條 召集せられたる者召集に因り家族(戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る)が生活を爲すこと能はざるの確證ある場合に於ては召集を免除す但し故意に其の事故を爲したるときは此の限に在らず

第六十四條 第一補充兵にして第四十八條の規定に依り現役兵の補闕に充てられ現役に服するに至りたる者の既服したる第一補充兵役の期間は之を現役の期間に通算す

第六十五條 第四十六條の規定に依り後れて入營したる者又は第四十八條第一項の規定に依り補闕として後れて入營したる者と雖其の在營期間の計算に關しては後れずして入營したるものと看做す但し犯罪の爲又は正當の事由なく後れて入營したる者は

此の限に在らず

前項の規定は第六十二條第一項の規定に依り召集を延期せられたる者に於て其の延期期間に召集に應じたる者に之を準用す

第六十六條 志願に依り兵籍に編入せられたる者にして兵籍より除かるゝに至りたる者勅令の定める期間服役せざる者なるときは更に徴兵検査を行ふ

前項の規定に依り徴兵検査を受けたる者現役兵として徴集せられたる場合に於ける現役期間の計算は勅令の定むる所に依る

第六十七條 短期現役兵として現役を終りたる者年齢二十八年迄の間に於て左の各號の一に該當する時は更に徴兵検査を行ふ此の場合に於て現役兵として徴集せられたるときは前の現役期間を後の現役期間に前に在營したる期間を後に在營すべき期間に

通算す但し第十三條の規定に該當する現役兵として徴集せられたる時は前に在營したる期間を後に在營すべき期間に通算せず

一、小學校の教職に就く資格を失ひたるとき

二、現役を終りたる日より六月を經過したる日及其後に於て小學校の教職に在らざるとき

前項の規定は短期現役兵として現役中小學校の教職に就く資格を失ひたる者に之を準用す

第六十八條 本法に規定するもの外兵役に關し必要な届出に付ては命令の定むる所に依り爲さしむることを得

定する事務に之を準用す

たるものを包含す

第七十條 本法中本人より願出を

第六章 罰 則

爲すべき場合に於て本人事故あ

第七十四條 兵役を免るる爲逃亡

るときは戸主之を爲すことを得

し若は潜匿し又は身體を毀傷し

第七十一條 本法中戸主に關する

若は疾病を爲し其の他詐偽の

規定は戸主未成年者又は禁治産

行爲を爲したる者は三年以下の

者なるときは戸主の法定代理人

懲役に處す

に、戸主若は戸主の法定代理人

第七十五條 現役兵として入營す

未だ決定せざるとき又は避くべ

べき者正當の事由なく入營の期

からざる事故あるときは家族中

六月以下の禁錮に處し戦時に在

家事を擔當する者に之を適用す

りては五日を過ぎたるときは一

第七十二條 本法中市長に關する

年以下の禁錮に處す

規定(六十一條の規定を除く)は

前項の規定は志願に依り兵籍に

區長を以て戸籍に關する事務を

編入せられ服役する者に之を準

管掌する者と爲したる市に在り

用す

ては區長之を適用す

第七十六條 正當の事由なく徴兵

本法中町村長に關する規定は町

検査を受けざる者は百圓以下の

村長に準すべき者に之を適用す

罰金に處す

第七十三條 本法に規定する學校

第七十七條 第二十四條の規定に

中には帝國外の地に在りて帝國

依る届出を爲さざる者は五十圓

臣民の爲に設置したる學校にし

以下の罰金又は科料に處す

第七十八條 前四條の規定は何人
を問はず帝國外に於て其の罪を
犯したる者に之を適用す
附 則
本法は昭和二年十二月一日より
之を施行す本法施行の際現に豫
備役に在る者の服役期間は尙從
前の規定に依る此の場合に於て
は第五十五條第二項の規定を適
用せず
本法施行の際現に補充兵役に在
る者は第一補充兵役に服するも
のとす
本法施行の際現に徴兵令第二十
三條の規定に依り入營を延期せ
られ居る者に付ては尙從前の例
に依る其の徴集せらるる場合に
於ける徴集順序に關しては第四
十九條の例に依る
刑法施行法第二十六條第二號を
左の如く改む
二 削除

陸軍省 指定工場
鐵道省

各種自動車車體製作

脇田自動車工業株式會社

東京市芝區芝浦町二ノ三

電話 三田 (45) 〇五八八 〇五八一
三五八三 三六五五 番番



古き歴史と斬新な技術

中村ドラム罐工業株式會社

東京市瀧野川區西ヶ原一三六八番地

陸軍航空本廠指定工場

電話 小石川 七五四二番
王子 二〇四七五番

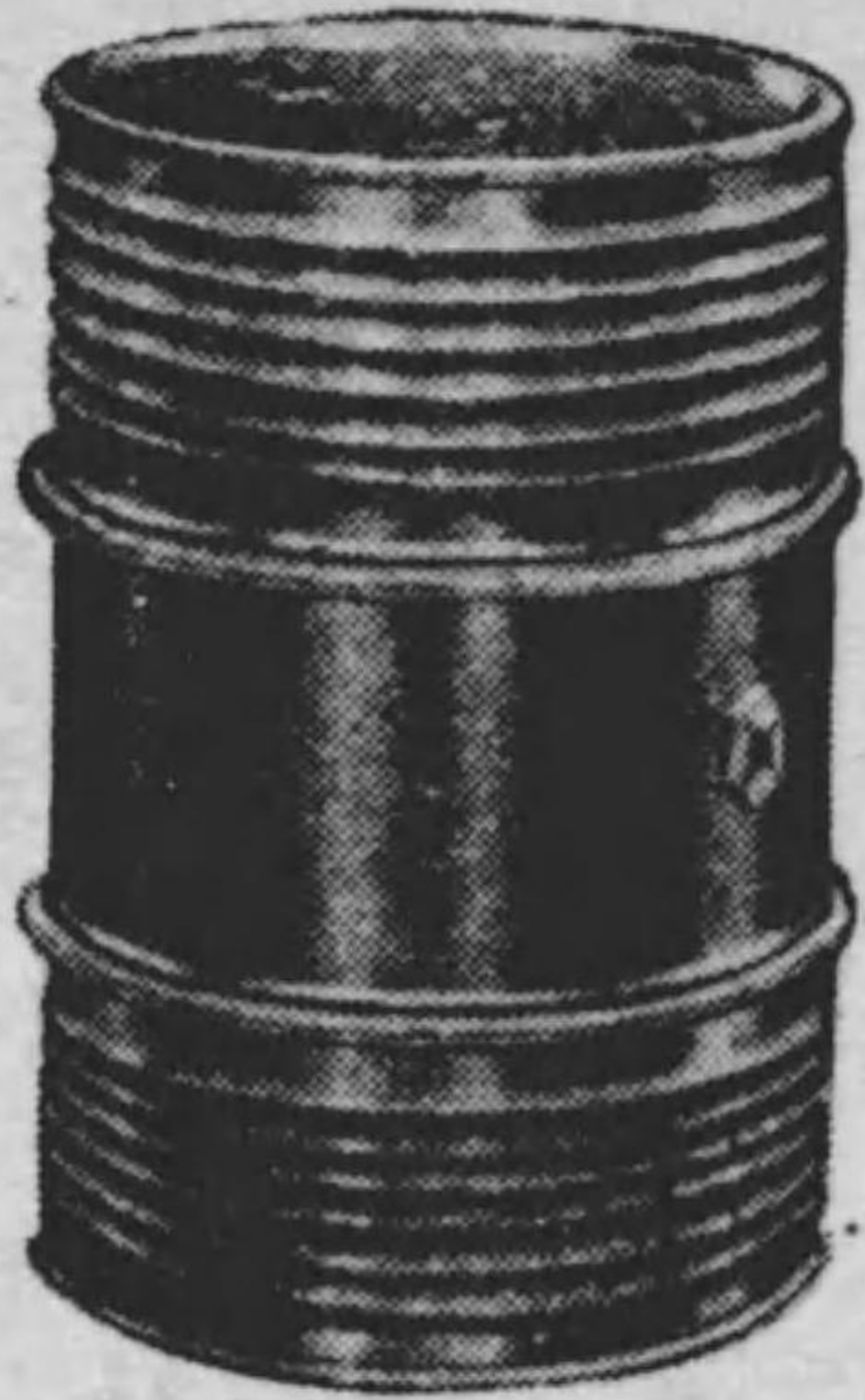
專賣特許第一〇六〇一二號

實用新案登録第一七二〇四〇號
二〇二六八七號

營業品目

ガソリンアルコール、香料用高級厚ドラム罐、苛性硫化曹達用、アスファルト及ペイント用、其他化學工業用各種ドラム罐

特許パイプ卷ラドム罐



トドラム罐の一大權威

軍事法令

警保

警保とは平戰兩時の別なく軍事の秘密を保護し防禦營造物の保安及防禦地點の防禦を確實にし其他兵力を以て一地方若は全國を警備する等國家に對する危害を豫防し其安寧秩序を保持するを目的とする作用の總稱である。

軍機保護法

第一條 軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件タルコトヲ知テ之ヲ探知ノ情輕キ者ハ一等ヲ減ス

軍事法令—警保、軍機保護法

第二條 職務ニ因リ軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件ヲ知得領有シタル者其ノ秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ漏洩交付シ若ハ之ヲ公示シタルトキハ有期徒刑ニ處ス

第三條 偶然ノ原由ニ因リ軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件ヲ知得領有シタル者其ノ秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ傳説交付シ若ハ之ヲ公示シタルトキハ輕懲役ニ處ス

第四條 許可ヲ得スシテ軍港、要港防禦港又ハ堡壘砲臺水雷營所其ノ他國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物ヲ測量摸寫攝影シ又ハ其ノ狀況ヲ錄取シタル者ハ

一月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

因テ第一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ重キニ從テ處斷ス

第五條 許可ヲ得ス又ハ詐僞ノ所爲ニ因リ許可ヲ得テ堡壘砲臺水雷衛所其ノ他國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物内ニ入りタル者亦前條ノ例ニ同シ

第六條 本法ニ規定シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第七條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ財物ヲ得タル者ハ其ノ財物ヲ沒收シ既ニ費消シタルトキハ其ノ價格ヲ追徵ス

第八條 本法ハ刑法第二編第二章第二節外患ニ關スル罪陸軍刑法

第二編第一章反亂ノ罪海軍刑法
第二編第一章反亂ノ罪ニ關スル
規定ノ効力ヲ妨ケス

要塞地帯法

第一章 總 則

第一條 要塞地帯トハ國防ノ爲建
設シタル諸般ノ防禦營造物ノ周
圍ノ區域ヲ云フ

第二條 要塞地帯ノ幅員ハ防禦營
造物ノ各突出部ヲ連結スル線ヲ
基線トシ此ノ線ヨリ外方一定ノ
距離以內ニ於テ之ヲ定ム

第三條 要塞地帯ハ陸地ト海面ト
ヲ問ハス之ヲ三區ニ分チ各區ノ
幅員ハ左ノ區別ニ從ヒ陸軍大臣
之ヲ定メ之ヲ告示ス其ノ之ヲ
變更スル場合亦同シ但シ陸軍防
禦營造物ノ地帯及第七條第二項
ノ區域カ海軍防禦營造物ノ地帯
及第七條第二項ノ區域ト相關聯

スルカ或ハ軍港要港又ハ海軍用
地ニ係ル場合竝陸軍用地カ海軍
防禦營造物ノ地帯及第七條第二
項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於
テハ陸軍大臣海軍大臣協議ノ上
之ヲ定メ連署シテ告示ヲ爲スコ
トヲ要ス

第一區基線ヨリ測リ二百五十
間以內及基線ト防禦營造物ノ
區域

第二區基線ヨリ測リ七百五十
間以內
第三區基線ヨリ測リ二千二百
五十間以內

第四條 要塞司令官鎮守府司令長
官要港部司令官及築城部本部長
ハ要塞地帯ヲ劃スル爲其他必要
ト認ムル場合ニ於テハ部下官僚
ヲシテ要塞地帯內及第七條第二
項ノ區域內何レノ地ヲ問ハス出
入セシムルコトヲ得但シ陸海軍
用地內ニ出入セシメントスルト

キハ互ニ當該官廳ノ承認ヲ經ベ
シ

第五條 陸軍防禦營造物ノ地帯及
第七條第二項ノ區域ニ關聯セサ
ル海軍防禦營造物ノ地帯及第七
條第二項ノ區域內ニ關シテハ此
ノ法律ニ規定スル陸軍大臣ノ職
務ハ海軍大臣之ヲ行ヒ要塞司令
官ノ職務ハ鎮守府司令官要港
部司令官之ヲ行フ

第六條 此ノ法律ハ防禦營造物ノ
設ケナシト雖モ之ヲ設ケルコト
ニ決定シタル箇所ニ於テ其ノ豫
定防禦營造物ノ各突出部ヲ連結
スル線ヲ基線トシ第二條第三條
及第七條第二項ニ定メタル區域
ニ付テ亦之ヲ適用ス但シ基線以
內ノ區域ハ第一區ニ準ス

第二章 禁止及制限

第七條 何人ト雖モ要塞司令官ノ
許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帯
內水陸ノ形狀ヲ測量、撮影、摸

寫、錄取シ又ハ要塞地帯內ヲ航
空スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ要塞地帯外ト雖第
三區ノ境界線ヨリ外方三千五百
間以內ノ區域ニ於テ適用ス

第八條 要塞司令官ハ要塞地帯內
ニ入り兵備ノ狀況其ノ他地形等
ヲ觀察スル者ト認メタルトキハ
之ヲ要塞地帯外ニ退去セシムル
コトヲ得

第九條 要塞地帯ノ第一區ニ屬ス
ル水面ニ在リテハ要塞司令官ノ
許可ヲ得ルニ非サレハ漁獵、採
藻及艦船ノ繫泊土砂ノ掘鑿ヲ爲
スコトヲ得ス

第十條 第一區內ニ於テ新設スル
コトヲ得サルモノ左ノ如シ
一、不燃質物ヲ以テ築造セル家
屋及倉庫
二、寢室及固定電爐

三、不燃質物ヲ以テ築造セル高
サ二尺ヲ超ユル諸般ノ築造
物

第十一條 第一區內ニ於テ要塞司
令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新
設スルコトヲ得サルモノ左ノ如
シ

一、埋葬地
二、水車及風車
三、井
四、容易ニ他ニ移動スヘカラサ
ル器械器具ヲ備フル家屋

五、生垣及木造ノ圍牆
六、第十條第一號ニ於テ禁セサ
ル家屋及倉庫

第十二條 第二區內ニ於テ要塞司
令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新
設スルコトヲ得サルモノ左ノ如
シ
一、不燃質物ヲ以テ築造セル家
屋及倉庫
二、埋葬地

三、不燃物ヲ以テ築造セル高サ
三尺ヲ超ユル諸般ノ築造物

第十三條 第一區第二區內ニ於テ
要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サ
レハ屋內ト屋外トヲ問ハス累積
スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

一、第一區內ニ於テハ高サ五尺
第二區內ニ於テハ高サ八尺以
上ニ累積スル不燃質物石炭類

二、第一區內ニ於テハ高サ一丈
三尺、第二區內ニ於テハ高サ
一丈七尺以上ニ累積スル薪炭
及竹木材

第十四條 第一區第二區內ニ於テ
要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サ
レハ家屋倉庫及諸般ノ築造物ヲ
改築増築スルコトヲ得ス
第十五條 各區內ニ於テ要塞司令
官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設
若ハ變更スルコトヲ得サルモノ
左ノ如シ
一、地表ノ高低ヲ永久ニ變更ス

ル土工即チ堆土開鑿等

- 二、溝渠、鹽田、排水及澆水
- 三、公園、育樹場、竹木材果園及桑茶畑
- 四、耕作地

第十六條 各区内ニ於テ陸軍大臣ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設若ハ變更スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

堤塘、運河、道路、橋梁、鐵道隧道、永久棧橋

第十七條 本章ノ禁止制限ニ違背シ新設改築増築變更シタル家屋倉庫其ノ他ノ築造物又ハ累積物等ハ違背者ヲシテ期限ヲ定メテ之ヲ除去セシメ地形ノ變更ニ係ルモノハ之ヲ復舊セシメ期限内ニ除去復舊セサルトキ若ハ其ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其方法宜シキヲ得サルトキハ官廳ニ於テ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシ

メ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

前項義務者ニ於テ負擔スヘキ費用ハ國稅ノ滯納處分ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ政府ハ國稅ニ次キ先取權ヲ有ス

本條ノ處分ハ第十六條ノ違背者ニ就テハ陸軍大臣之ヲ爲シ其他ノ違背者ニ就テハ要塞司令官之ヲ爲スヘシ

第十八條 地帯ノ禁止制限ニ關シ官廳ノ處令ニ服セサル者ハ其ノ處分ニ就テノ告示又ハ通達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ陸軍大臣ニ訴願スルコトヲ得但シ訴願中處分ノ執行ヲ妨ケス

第十九條 陸軍大臣ハ場合ニ依リ或區域内ニ限り特ニ本章禁止制限ノ全部若クハ一部ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ解除ノ事項及其ノ區域ヲ告示ス

之ヲ變更スルトキ亦同シ

第二十條 本章ノ禁止及制限ハ陸軍又ハ陸海軍官廳ノ行動又ハ施設ニ對シテハ之ヲ適用セス但シ陸軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ニシテ海軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合若ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ係ル場合並陸軍用地カ海軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テ當該陸軍官廳若ハ海軍官廳カ此ノ法律ニ掲ケル許可又ハ承認ヲ爲シ若ハ第九條ノ處分ヲ爲サントスルトキハ陸軍官廳ハ當該海軍官廳ニ海軍官廳ハ當該陸軍官廳ニ協議スルコトヲ要ス

第二十一條 陸海軍以外ノ官廳ニ於テ第七條第九條第十一條乃至第十五條ニ掲ケル事項ヲ爲サントスルトキハ要塞司令官ノ承認

項ヲ爲サントスルトキハ陸軍大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三章 罰 則

第二十二條 第七條及第九條ノ禁ヲ犯シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ十一日以上ノ拘留又ハ五十圓以下ノ罰金若ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

第八條ニ依リ要塞司令官ニ退去ヲ命セラレ其ノ命ニ從ハサル者亦同シ

第二十三條 第七條及第九條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第二十四條 第十條乃至第十三條第十五條及第十六條ニ違犯シタル者ハ四十圓以下ノ罰金又ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

第二十五條 第十四條ニ違犯シタル者ハ二圓以下ノ科料ニ處ス

軍事法令—防務條例

第二十六條 要塞地帯各區及第七

條第二項ノ區域ヲ標示スル爲ニ設ケタル標石、標木、標札ノ類ヲ移動シ又ハ之ヲ毀壞シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ十一日以上ノ拘留ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ過失ニ出テタル者ハ二圓以下ノ科料ニ處ス

第四章 雜 則

第二十七條 要塞地帯創設告示ノ當時家屋、倉庫、築造物等ノ新設、變更、改築、増築中ニ係ルモノハ此ノ法律ノ禁止制限ヲ適用セス

第二十八條 要塞地帯各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル標石標木若クハ標札ノ類ヲ建設スル爲ニ要スル敷地ノ買収及使用ニ關シテハ明治二十三年法律第二十三號陸地測量條例ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 此ノ法律ノ施行ニ關

シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第三十條 此ノ法律ハ軍港規則及要港規則ノ効力ヲ妨クルコトナシ

第三十一條 明治三十一年勅令第三百七十六號ハ此ノ法律ニ依リ第三條又ハ第六條ノ告示ヲ爲シタル箇所ニ限り其効力ヲ失フ

防 務 條 例

第一條 本條例ハ永久ノ目的ヲ以テ海岸ニ建設シタル防禦地點ノ防禦ニ關シ陸海軍協同作戰ノ分擔任務及其ノ計畫指揮ヲ規定ス

第二條 海岸防禦地點ノ防禦ハ陸海軍協同シテ之ニ任スルモノトス而シテ陸海兩軍ノ性質ニ因リ分擔スヘキモノ概ネ左ノ如シ

甲 陸軍ノ擔任

- 其一 陸地警戒勤務
- 其二 陸地防禦工事
- 其三 諸砲臺ノ勤務
- 其四 堡壘通信勤務
- 乙 海軍ノ擔任
- 其一 海上警戒勤務
- 其二 海中防禦及之ニ屬スル諸勤務
- 其三 船艦ヲ以テスル諸勤務
- 其四 海上通信勤務

衛戍條例

第一條 陸軍軍隊ノ永久一地ニ駐屯スルヲ衛戍ト稱シ當該軍隊ニ於テ其ノ地ノ警備及陸軍ノ秩序軍紀、風紀ノ監視並陸軍ニ屬スル建築物等ノ保護ニ任ス

第二條 衛戍勤務ハ東京ニ在リテハ先任師團長、要塞所在地ニ在リテハ師團長、要塞所在地ニ在リテハ要塞司令官ヲ除クニ在リテハ要塞司令官

其ノ他ニ在リテハ其地駐屯團體憲兵隊ノ高級團體長 朝鮮軍司令官ヲ除ク 衛戍司令官ト爲リ之ヲ管轄スルモノトス

要塞所在地ニ於テ前項ノ規定ニ依リ難キトキハ其地所管ノ師團長便宜處置スルコトヲ得

第三條 衛戍勤務執行ノ區域ハ衛戍司令官之ヲ定メ其區域ヲ衛戍地ト稱シ其ノ地名ヲ冠シテ某衛戍地ト謂フ

衛戍勤務ニ關シ師團長ハ師管内朝鮮ニ在リテハ軍司令官ノ各衛戍司令官ノ定ムル區域内ニ各衛戍司令官ヲ除クヲ、臺灣守備隊司令官ハ其ノ守備區域内ノ各衛戍司令官ニ委任シテ衛戍ヲ、臺灣軍司令官ハ臺灣ニ在ル各衛戍司令官ヲ受クルモノヲ除クヲ、監督シ朝鮮軍司令官ハ第十

九、第二十師團長ヲ臺灣軍司令官ハ臺灣守備司令官ヲ統督ス

第四條 團隊長又ハ要塞司令官ニシテ衛戍司令官ナルトキハ其部隊ノ副官ハ衛戍副官ヲ兼ヌルモノトス

第五條 衛戍司令官ハ衛戍勤務ニ關シテハ其ノ地駐屯ノ軍隊ヲ指揮シ衛兵ノ部署及其ノ編成ヲ定ム但シ衛戍勤務ハ近衛師團ノ禁關守衛勤務ヲ妨クルコトナシ

第六條 衛戍司令官ハ警備上必要ト認ムルトキハ其ノ管轄ニ屬セサル軍隊ト雖モ其ノ衛戍地ニ在ルモノニ對シ援助ヲ請求シ又ハ憲兵ヲシテ地方ノ狀況ヲ報告セシメ且緊急ノ場合ニハ直ニ之ヲ命令スルコトヲ得

第七條 前條ノ請求ヲ受ケタル團隊長ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ

拒ムコトヲ得ス

第八條 衛戍地ニ在ル軍隊ハ衛戍司令官ノ管轄ニ屬セサルモノト雖モ衛戍司令官ノ定メタル衛戍ニ關スル諸規則ヲ遵守スヘキモノトス

第九條 衛戍司令官ハ災害又ハ非常ノ際治安維持ニ關スル處置ニ付テハ當該地方官ト協議スルモノトス

衛戍司令官ハ災害又ハ非常ノ際地方官ヨリ兵力ヲ請求スルトキ事急ナレハ直ニ之ニ應スルコトヲ得

其ノ事地方官ノ請求ヲ待ツノ追ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處置スルコトヲ得

第十條 衛戍司令官ハ豫メ災害又ハ非常ノ際陸軍ニ屬スル諸建築物其ノ他ノ物件ノ救防及警戒ニ關スル處置ヲ規定シ置クヘシ皇族邸宅、官衙、公署等ノ救防

戒嚴令

第一條 戒嚴令ハ戰時若クハ事變

第五條 平時土寇ヲ鎮定スル爲メ

及警戒ニ關シ必要アルトキ亦同

東京衛戍司令官ハ前項ノ事項ニシテ官關ニ關聯スルモノハ近衛師團長ト協議スヘシ

第十一條 軍隊ハ衛戍地外ニ在ルトキト雖モ其ノ任務ニ妨ナキ限リ本令ニ準シ衛戍勤務ヲ行フヘシ

第十二條 關東州及南滿洲ニ在ル軍隊ハ本令ニ準シ衛戍勤務ヲ行フヘシ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(大正九勅令二三三)

本令ハ大正九年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ一

地方ヲ警戒スルノ法トス

第二條 戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ

第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ臨戰ノ區域ト爲スモノナリ

第二 合圍地境ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ合圍ノ區域ト爲スモノナリ

第三條 戒嚴ハ時機ニ應シ其要ス可キ地境ヲ區畫シテ之ヲ布告ス

第四條 戰時ニ際シ鎮臺營所要塞、海軍港鎮守府、海軍造船所等處カニ合圍若クハ攻撃ヲ受クル時ハ其地ノ司令官臨時戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得又戰略上臨機ノ處分ヲ要スル時ハ出征ノ司令官之ヲ宣告スルコトヲ得

第五條 平時土寇ヲ鎮定スル爲メ

臨時戒嚴ヲ要スル場合ニ於テハ其地ノ司令官速カニ上奏シテ命ヲ請フ可シ若シ時機切迫シテ通信斷絶シ命ヲ請フノ道ナキ時ハ直ニ戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得

第六條 軍團長、師團長、旅團長、鎮臺營所要塞司令官警備隊司令官若クハ分遣隊長或ハ艦隊司令官、艦隊司令官、鎮守府長官若クハ特命司令官ハ戒嚴ヲ宣告シ得ルノ權アル司令官トス

第七條 戒嚴ノ宣告ヲ爲シタル時ハ直チニ其狀勢及事由ヲ具シテ之ヲ太政官ニ上申ス可シ但其隸屬スル長官ニハ別ニ之ヲ具申ス可シ

第八條 戒嚴ノ宣告ハ曩ニ布告シタル所ノ臨戰若クハ合圍地境ノ區畫ヲ改正スルコトヲ得

第九條 臨戰地境內ニ於テハ地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其地ノ司令官

ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官、地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フヘシ

第十條 合圍地境內ニ於テハ地方行政事務及司法事務ハ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官、地方裁判官及檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣言アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ

第十一條 合圍地境內ニ就テハ軍事ニ係ル民事及左ニ開列スル犯罪ニ係ル者ハ總テ軍衙ニ於テ裁判ス

刑法

- 第二章 皇室ニ對スル罪
- 第三章 國事ニ關スル罪
- 第四章 靜謐ヲ害スル罪
- 信用ヲ害スル罪

第九章 官吏瀆職ノ罪

第三編

第一章

第一節 謀殺故殺ノ罪

第二節 毆打創傷ノ罪

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

第七節 脅迫ノ罪

第二章 脅迫ノ罪

第二節 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 決水ノ罪

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第十節 家屋物品ヲ毀損シ及動植物ヲ害スル罪

第十二條 合圍地境內ニ裁判所ナク又其管轄裁判所ト通路斷絶セシ時ハ民事刑事ノ別ナク總テ軍衙ノ裁判ニ屬ス

第十三條 合圍地境內ニ於ケル軍衙ノ裁判ニ對シテハ控訴上告ヲ

爲スコトヲ得ス

第十四條 戒嚴地境內ニ於テハ司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス

第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルコト

第三 銃砲、彈藥、兵器、火具其他危險ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押收スルコト

第四 郵便電報ヲ開封シ出入ノ船舶及諸物品ヲ検査シ並陸海通路ヲ停止スルコト

第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燬燒スルコト

第六 合圍地境內ニ於テハ晝夜

ノ別ナク人民ノ家屋、建造物船舶中ニ立入り検査スルコト

第七 合圍地境內ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムルコト

第十五條 戒嚴ハ平定ノ後ト雖トモ解止ノ布告若クハ宣言ヲ受クルノ日迄ハ其効力ヲ有スルモノトス

第十六條 戒嚴解止ノ日ヨリ地方行政事務司法事務及ヒ裁判權ハ總テ其常例ニ復ス

徵發令

第一條 徵發令ハ戰時若クハ事變ニ際シ陸軍或ハ海軍ノ全部又ハ一部ヲ動かスニ方リ其所要ノ軍需ヲ地方ノ人民ニ賦課シテ徵發スルノ法トス

但シ平時ト雖モ演習及行軍ノ際ハ本條ニ準ス

第二條 徵發ハ陸軍若クハ海軍官憲ノ徵發書ヲ以テ之ヲ行フ

第三條 左ニ列記スル官憲ハ徵發書ヲ出スノ權ヲ有ス

- 一、陸軍卿、海軍卿、鎮臺司令官及鎮守府長官
- 二、陸軍ニ於テハ特命司令官、軍團長、師團長、旅團長、分遣隊長若クハ演習及行軍ノ軍隊長
- 三、海軍ニ於テハ特命司令官、艦隊司令長官、艦隊司令官、分遣艦長若クハ操練及航海ノ艦隊司令官又ハ艦長

第四條 徵發ス可キモノノ種類ニ依リ徵發區ニ準ス

一、第十二條第一項ハ 府縣

二、第十二條第二項及第三項ハ 郡區

三、第十二條第四項以下各項及

第十三條各項ハ 町村
 四、船舶會社所有ノ船舶及鐵道會社所有ノ汽車ハ 會社
 第五條 徵發ス可キモノハ徵發區内ニ現存スルモノニ限ル
 第六條 徵發書ハ徵發區ニ從ヒ府知事縣令郡區長戶長若クハ停車場長船舶會社ノ店長ニ付ス可シ
 第七條 徵發書ヲ受ケタル府知事縣令郡區長戶長若クハ停車場長船舶會社ノ店長ハ時期ヲ誤ルコトナク其供給ヲ完全セシムルノ責アルモノトス
 第八條 各徵發區ニ於テハ臨時徵發ニ應ス可キ便宜ノ方法ヲ豫定ス可キモノトス
 第九條 徵發ヲ課セラレタルモノハ時期ニ違フコトナク之ヲ供給スルノ義務アルモノトス若シ其時期ニ違フトキハ府知事縣令郡區長戶長他ノ方法ヲ以テ調達シ

爲メニ生シタル費用ハ本人ヲシテ之ヲ辨償セシム但會社ニ係ルモノハ陸海軍官憲直チ其處分ヲ爲ス可シ
 第十條 徵發ヲ課セラレタル者商用其他ノ事故ヲ以テ供給ヲ拒ミ又ハ供給ス可キモノヲ藏匿シタルトキハ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得
 第十一條 供給ヲ受ケタル陸海軍官憲ハ其受領證票ヲ府知事縣令郡區長戶長若クハ停車場長船舶會社ノ店長ニ交付スヘシ
 第十二條 徵發ス可キモノ左ノ如シ
 一、米、麥、秣、鹽、味噌、醬油、漬物、梅干及薪炭
 二、乘馬、馱馬、駕馬、車輛其他運搬ニ供スル獸類及器具
 三、人夫
 四、宿舍、既圍及倉庫
 五、飲水、石炭

六、船舶
 七、鐵道汽車
 八、演習ニ要スル地所
 九、演習ニ要スル材料器具
 第十三條 戰時若クハ事變ニ際シテハ第十二條ノ諸項ニ掲クルモノノ外徵發ス可キモノ左ノ如シ
 但シ平時ノ演習及ヒ行軍ニハ徵發スルコトヲ得ス
 一、造船所、工作所及軍事ノ工作ニ要スル材料器具
 二、職工、礦夫、洗濯人ノ類
 三、被服、裝具、草鞋、兵器、彈藥、船具、寢具、藥劑、治療器械及繃帶具
 四、水車搗春ノ類
 五、病院
 第十四條 第十二條第二項中徵發ノ免除ヲ受ク可キモノ左ノ如シ
 一、皇族所用ノ車馬
 二、外國公使館並領事館ニ屬ス

ル車馬
 三、乘馬本分タル職務ニ要スル馬匹
 四、郵便用ノ車馬
 五、公認セラレタル種牛種馬
 第十五條 第十二條第四項中徵發ノ免除ヲ受ク可キモノ左ノ如シ
 一、公務ニ屬スル麻署
 二、皇族ノ邸宅
 三、外國公使館領事館及ヒ其所屬館
 四、鐵道電信郵便用ノ建造物
 五、陸海軍將校並同等官現住ノ家屋
 六、博物館書籍館
 七、病院、盲啞院、棄兒院
 八、學校但臨戰合圍地境内ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
 九、製造場内機械室
 第十六條 第十二條第二項ニ掲クルモノノ使用ハ其原因ヲ轉シテ他用ニ供スルヲ許サス但戰時若

クハ事變ニ際シテハ此限ニ在ラス
 第十七條 第十二條第二項ニ掲クルモノハ其差出場所ヨリ六里未滿ノ地ニ於テ使用スルヲ例トシ一日ノ使用ハ六里ニ超ユルコトヲ得ス但戰時若クハ事變ニ際シテハ六里以外ノ地ニ使用スルコトヲ得
 第十八條 第十二條第四項ニ掲クルモノハ合圍地境内ヲ除クノ外居住者ノ起臥及營業ニ必要ナル場所ヲ徵用スルコトヲ得ス但營業ニ必要ナルモ旅店等ハ此ノ限ニ在ラス
 第十九條 宿舍ノ廣狹ハ其地家屋ノ數ト隊伍ノ編制トニ從ヒ一定シ難シ故ニ臨時適宜ニ之ヲ定ム
 第二十條 第十二條第四項ニ掲クルモノハ陸軍若クハ海軍ノ都合ニ依リ特ニ其場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第二十一條 宿舍ヲ定メタルノ後ハ區町村ノ便宜ヲ以テ他ニ轉移スルコトヲ許サス既圍倉庫亦同シ
 第二十二條 宿舍既圍ノ徵發ヲ課セラレタルモノハ併セテ人馬ノ食飼ヲ供給ス可シ但駐軍三日以上ニ至ルトキハ第四日ヨリ食飼ハ陸軍若クハ海軍ノ自辨トス
 第二十三條 第十二條第六項ノ徵發ニ係リ其乘載人馬ノ食飼ヲ要スルモノハ併セテ供給セシム
 第二十四條 第十二條第六項及第七項ニ掲クルモノハ戰時若クハ事變ニ際シ借切トシテ之ヲ徵用スルコトアルヘシ
 第二十五條 第十二條第二項第六項及第七項ニ掲クルモノハ其操業者ヲ併セテ徵用スルヲ例トス但シ時宜ニ依リ各個ニ分別シテ徵用スルコトヲ得
 第二十六條 第十二條第六項ニ掲

クルモノヲ操業者ト各個ニ分別シテ徵用スルハ戰時若クハ事變ノ際ニ限ル但船橋及艇船ニ充ツルモノハ此限ニ在ラス

第二十七條 第十二條第七項ニ屬スル汽車其屬具鐵道建築所用ノ材料器具及ヒ操業者ヲ各個ニ分別シテ徵用スルハ戰時若クハ事變ノ際ニ限ル

第二十八條 第十三條第五項ニ掲クルモノハ陸海軍病院ノ補助トシテ徵用スルヲ例トス但合圍地境內ニ在リテハ全ク明渡サシムルコトヲ得

第二十九條 徵發ニ係ルモノハ第三十一條乃至第五十條ニ定ムル所ノ方法ニ從ヒ賠償ス

第三十條 徵發物件ヲ差出場所ニ輸送スルハ徵發區ノ義務トシ其輸送賃ヲ支辨セス

ノトス但戰時若クハ事變ニ際シ紛擾ノ爲メ延滞シテ三ヶ月ヲ超ユルトキハ年六分ノ割ヲ以テ其利子ヲ付ス
第三十二條 賠償ハ徵發區毎ニ一括シテ府知事縣令郡區長戸長停車場長船舶會社ノ店長ヨリ之ヲ請求ス可シ
第三十三條 徵發物件ノ其使用ノ爲メニ毀損シタルモノハ賠償ス其金額ニ就キ供給者ト熱議調和セサルトキハ評價委員ノ評定ニ任ス
其毀損ハ持主若クハ操業者ヨリ速ニ其地ニ在ル陸海軍官憲若クハ戸長ニ届出可シ其届出ハ徵用濟引渡ノ後左ノ期限ヲ超ユヘカラス若シ其ノ期限ヲ超ヘ又ハ期限内持主若クハ操業者ニ於テ使用セシトキハ無効トス
一、西洋形船舶 七日間
二、地所 評價委員ノ告

示スル時日間
三、其他ノ物件 一日間
第三十四條 第十二條第一項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ其地市場ノ前三ヶ年間ノ平均價ヲ取り之ヲ定ム其平均價ノ取り難キモノハ評價委員ノ評定ニ任ス
第三十五條 第十二條第二項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ其郡區平常ノ賃價トス但物件ト操業者トヲ各個ニ分別シテ徵用シタルトキハ其郡區平常ノ雇賃及借賃ニ準シテ賠償ス
第三十六條 第十二條第二項ノ徵發ニ係ルモノヲ宿泊セシメ連日使用スルトキ及六里以外ノ地ニ於テ使用スルトキハ第三十二條ノ例ニ拘ハラズ賃價ノ半額ヲ前給シ宿泊食飼ヲ官給ス但此場合ニ於テハ賃價ノ四分ノ一ヲ減ス
第三十七條 第十二條第二項第六

項ニ掲クルモノヲ買上クルトキハ勿論其他使用ノ都合ニ依リ價格ノ豫定ヲ要スルトキハ其金額ヲ定メ置ク可シ其金額ニ就キ供給者ト熱議調和セサルトキハ評價委員ノ評定ニ任ス

第三十八條 第十二條第三項ノ徵發ニ係ルモノハ第三十五條ニ準シテ賠償シ第三十六條ヲ適用ス

第三十九條 第十二條第四項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ陸海軍省ニ於テ之ヲ定ム

第四十條 第十二條第五項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ其地平常ノ代價トス

第四十一條 第十二條第六項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ別ニ命令書アルモノノ外左ノ區別ニ從フ
一、出船ノ定時アリテ定路ヲ航スルモノハ平常ノ定賃
二、定路ヲ航スルモ特ニ出船時日ヲ命シタルトキハ其乗載量

五分ノ三ニ滿チタル以上ハ前項ノ例ニ準ス若シ之ニ滿チサルモノ五分ノ三ニ値ル平常ノ定賃
三、出船及航路ノ定メナクシテ定賃ナキモノ又ハ運送ヲ以テ營業トセサルモノ等其賠償金額ニ就キ供給者熱議調和セサルトキハ評價委員ノ評定額
第四十二條 第二十四條ノ場合ニ於ケル賠償金額ハ操業者平常ノ給料船泊費及船舶ノ損料トス其損料ハ一ヶ月ニ各船舶買入代價六十四分ノ一トス
第四十三條 第二十六條ノ場合ニ於ケル賠償金額ハ操業者ニハ平常ノ給料船泊費ニハ第四十二條ノ損料トス但船橋及艇船ニ充テタルモノノ賠償金額ハ第四十一條第三項ニ準ス
第四十四條 第十二條第七項ノ徵發ニ係ル賠償金額ハ別ニ命令書

アルモノノ外平常ノ定賃トス
第四十五條 第二十七條ノ場合ニ於ケル賠償金額ハ操業者ニハ平常ノ給料物件ニハ其地平常ノ代賃若クハ損料トス其金額ニ就キ供給者ト熱議調和セサルトキハ評價委員ノ評定ニ任ス
第四十六條 第十二條第八項ノ徵發ニ係ルモノハ其植物ニ損害ヲ加ヘ又ハ地形ヲ變更シタルトキニ限り賠償ス其金額ハ評價委員ノ評定ニ任ス
第四十七條 第十二條第九項ノ徵發ニ係ルモノハ其地平常ノ代價若クハ損料ヲ賠償ス其金額ニ就キ供給者ト熱議調和セサルトキハ評價委員ノ評定ニ任ス
第四十九條 第十三條第二項ノ徵發ニ係ルモノハ第三十五條ニ準シテ賠償シ第三十六條ヲ適用ス
第五十條 第十三條第五項ノ徵發ニ係ルモノハ通常患者ノ例ニ從

馬匹徵發事務細則

第一章 總則

フテ賠償ス全ク明渡サシムルト
キハ第三十九條ノ例ニ準ス
第五十一條 徵發ヲ拒ミ或ハ忌避
シ或ハ漫リニ使役ヲ離レタルモ
ノ及之ヲ教唆誘導シタルモノハ
一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處
シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ
附加ス

第一條 本則ハ動員ノ爲師團長ニ
於テ行フ馬匹徵發ニ關スル準備
及實施ノ事務ヲ規定スルモノト
ス

第五十二條 徵發ノ命令ヲ受ケタ
ル府知事縣令郡區長戶長停車場
長船舶會社ノ店長其處置ヲ爲サ
サルモノハ二月以上二年以下ノ
輕禁錮ニ處シ二十圓以上百圓以
下ノ罰金ヲ附加ス其懈怠ニ出ル
モノハ二十圓以上百圓以下ノ罰
金ニ處ス

第二條 馬匹ノ徵發ハ別表ニ示ス
徵馬管區ニ從テ之ヲ行フ
第三條 徵馬管區内ノ地方官衛公
署ニ於ケル馬匹徵發ノ準備及實
施ニ關シテハ本則ニ依ルノ外尙
當該管區ヲ管轄スル師團長ノ規
定スル所ニ從フヘシ

第五十三條 徵發書ヲ出スノ權ヲ
有スル官權妄ニ徵發書ヲ出シ又
ハ其權ヲ有セサル官憲徵發書ヲ
出シタルトキハ一年以上四年以
下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ判官ヲ
附加ス

第四條 師團長ハ定期又ハ臨時ニ
地方官衛公署ニ於ケル馬匹徵發
準備ノ整否ヲ檢閲シ又ハ聯隊區
司令官及其ノ他部下將校ヲシテ
之ヲ檢閲セシムヘシ

第五十四條 師團長ハ徵發馬匹差出
場所ニ於ケル徵發及輸送ノ事務
ヲ掌ラシムル爲馬匹徵發委員ヲ
設ケ又徵發馬匹陸路輸送中ニ於
ケル宿泊及給養ノ事務ヲ掌ラシ
ムル爲馬匹給養委員ヲ設ケヘシ

第五條 地方長官、憲兵司令官、
憲兵隊長ハ其所部ノ馬匹徵發事
務ヲ檢閲シ又ハ部下官吏ヲシテ
之ヲ檢閲セシムヘシ

第五十五條 地方長官ハ徵發馬匹差出
場所ニ於ケル徵發及輸送ノ事務
ヲ掌ラシムル爲馬匹徵發委員ヲ
設ケ又徵發馬匹陸路輸送中ニ於
ケル宿泊及給養ノ事務ヲ掌ラシ
ムル爲馬匹給養委員ヲ設ケヘシ

第六條 師團長、地方長官、憲兵
司令官及憲兵隊長前二條ノ檢閲
ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキハ
其狀況ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ
但シ憲兵隊長ノ報告ハ憲兵司令
官ヲ經由スヘシ

第五十六條 地方長官ハ徵發馬匹差出
場所ニ於ケル徵發及輸送ノ事務
ヲ掌ラシムル爲馬匹徵發委員ヲ
設ケ又徵發馬匹陸路輸送中ニ於
ケル宿泊及給養ノ事務ヲ掌ラシ
ムル爲馬匹給養委員ヲ設ケヘシ

第七條 師團長馬匹徵發事務ニ關
シ規定ヲ定メタルトキハ之ヲ陸
軍大臣ニ報告スヘシ

第五十七條 陸軍召集規則第十條及第
十一條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用
ス

第八條 陸軍召集規則第十條及第
十一條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用
ス

附加ス

第八條ノ二 本令中警察署長トア

ルハ第十四條第二十條及第三十
條ノ場合ヲ除クノ外北海道ニ在
リテハ支廳長トス

警察署長ニ關スル規定ハ別段ノ
規定アル場合ヲ除クノ外市ノ當
該區域ヲ管轄スル警察署長ニ之
ヲ適用セス

第二章 徵發準備

第九條 馬匹徵發事務ニ關シ職責
アル者ハ平時之ニ關スル諸件ヲ
遺漏ナク計畫準備シ徵發實施ニ
當リ支障ナカラシムルコトヲ要
ス

第十條 馬匹徵發擔任ノ官吏公吏
ニ於テ馬匹徵發ニ關シ準備シタ
ル書類ハ馬匹ノ異動ヲ知リタル
毎ニ直ニ訂正シ諸官衛公署ニ關
係アルモノハ其異動ヲ該官衛公
署ニ報告又ハ通報スヘシ

馬匹徵發實施ニ當リ使用スル爲
準備シタル各種用紙及簿表ニハ
平時ニ於テ記入シ得ヘキ不動ノ

文字ハ悉ク記入シ置キ且使用ノ
目的及記入ノ方法ヲ詳記シタル
凡例ヲ添付シ置クヲ要ス

第十一條 師團長ハ徵發馬匹差出
場所ニ於ケル徵發及輸送ノ事務
ヲ掌ラシムル爲馬匹徵發委員ヲ
設ケ又徵發馬匹陸路輸送中ニ於
ケル宿泊及給養ノ事務ヲ掌ラシ
ムル爲馬匹給養委員ヲ設ケヘシ

第十二條 師團長ハ關係アル地方
長官、憲兵隊長及徵馬管區内ノ
聯隊區司令官ニ徵發馬匹差出場
所一覽表及徵發馬匹宿泊日割表
ヲ送付シ鐵道(船舶)搭載及卸
下地並給養停車場ノ地名ヲ通知
スヘシ

第十三條 師團長ハ徵馬管區内ノ
聯隊區司令官ニ徵發馬匹差出日
割表ヲ達シ警察署長又ハ市長ニ
同表及馬匹徵發書(第一様式)

ヲ送付シ且馬匹徵發準備ニ關シ
必要ナル事項ヲ指示スヘシ但シ
警察署長ニ對シテハ第十七條ノ
規定ニ依リ町村長ニ送付スヘキ
徵發馬匹差出日割表ヲ同時ニ送
付スヘシ

第十四條 地方長官第十二條ノ規
定ニ依リ書類ノ送付及通知ヲ受
ケタルトキハ北海道又ハ市ニ在
リテハ當該區域ヲ管轄スル警察
署長ニ通知スヘシ

第十五條 地方長官(警視總監ヲ
除ク)徵發馬匹差出場所、同宿
泊所及輸送ニ關スル所要ノ設備
人馬給養ノ準備並之ニ伴フ經費
ノ積算等ニ關シ師團長ヨリ要求
アリタルトキハ警察署長又ハ市
長ヲシテ之カ計畫ヲ爲サシムヘ
シ

第十六條 憲兵隊長第十二條ノ規定ニ依リ書類ノ送付及通知ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ必要ナル事項ヲ關係アル憲兵分隊長ニ指示スヘシ

第十七條 警察署長第十三條ノ規定ニ依リ徵發馬匹差出日割表ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其一通ヲ關係アル町村長ニ送付シ他ノ一通ハ之ヲ保管スヘシ

第十八條 警察署長及市長第十三條ノ規定ニ依リ馬匹徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ確實ニ保管シ警察署長ニ在リテハ動員下令ト同時ニ直ニ之ヲ町村長ニ送達スヘキ準備ヲ爲スヘシ

第十九條 市町村長ハ毎年二、六ノ各月一日調ヲ以テ徵馬管區所管師團長ノ定ムル所ニ從ヒ馬ノ異動ノ有無ヲ當該師團長ニ報告スヘシ

第二十條 憲兵分隊長及警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)第十三條、第十四條又ハ第十六條ノ指示若ハ通知ヲ受ケタルトキハ徵發馬匹差出場所、同宿泊所、鐵道(船舶)搭載卸下地及給養停車場其ノ他必要ナル地ニ憲兵又ハ警察官吏ヲ派遣スルノ準備ヲ爲スヘシ但憲兵ヲ派遣スルハ概ネ其ノ屯在地ニ限ルモノトシ其ノ派遣アリタルトキハ警察官吏ハ豫メ之ト協議スヘキモノトス

第二十一條 警察署長及市町村長ハ馬匹徵發事務ニ關シ馬匹徵發シ地方長官ハ之ヲ第十四條ノ警察署長ニ憲兵隊長ハ憲兵分隊長ニ達ス但シ東京府ニ在リテハ警察署長ヘノ達ハ警視總監ニ之ヲ爲スモノトス

第二十二條 陸軍召集規則第四十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 團動員令ニ依リ之ヲ實施ス

員下令ノトキヨリ其ノ効力ヲ有スルモノトス

第二十四條 警察署長及市長動員令ノ達ヲ受ケタルトキハ指定ノ動員區分ニ基キ徵發馬匹差出日割表ノ指示スル到着期日ヲ動員令ニ示ス動員第一日ヨリ起算シテ實際ノ曆日ニ換算シ差出日次ヲ定メ警察署長ニ在リテハ直ニ馬匹徵發書(第一様式)ニ曆日ノ記入ヲ爲シ之ヲ町村長ニ達シ市長ニ在リテハ第二十五條ニ準シ馬匹徵發告知書ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十五條 町村長前條ノ規定ニ依リ馬匹徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ直ニ馬匹告知書(第二様式)ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十六條 陸軍召集規則第四十五條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 馬匹徵發ノ實施ニ當リ其ノ事務ニ係ル文書ヲ發送スルニハ動員用封筒(第三様式)ヲ用フヘシ其文書ヲ受領シタル者ハ封筒上ニ設ケタル位置ニ受領日時ヲ記入シ記名捺印ノ上返付スヘシ

第二十八條 徵發馬匹差出場所、同宿泊所、馬匹ノ輸送及人馬ノ給養ニ關シ設備ヲ爲スヘキ警察署長及市長動員令ノ達ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ直ニ

第二十九條 市町村長ハ毎年二、六ノ各月一日調ヲ以テ徵馬管區所管師團長ノ定ムル所ニ從ヒ馬ノ異動ノ有無ヲ當該師團長ニ報告スヘシ

第二十條 憲兵分隊長及警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)第十三條、第十四條又ハ第十六條ノ指示若ハ通知ヲ受ケタルトキハ徵發馬匹差出場所、同宿泊所、鐵道(船舶)搭載卸下地及給養停車場其ノ他必要ナル地ニ憲兵又ハ警察官吏ヲ派遣スルノ準備ヲ爲スヘシ但憲兵ヲ派遣スルハ概ネ其ノ屯在地ニ限ルモノトシ其ノ派遣アリタルトキハ警察官吏ハ豫メ之ト協議スヘキモノトス

第二十一條 警察署長及市町村長ハ馬匹徵發事務ニ關シ馬匹徵發シ地方長官ハ之ヲ第十四條ノ警察署長ニ憲兵隊長ハ憲兵分隊長ニ達ス但シ東京府ニ在リテハ警察署長ヘノ達ハ警視總監ニ之ヲ爲スモノトス

第二十二條 陸軍召集規則第四十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 團動員令ニ依リ之ヲ實施ス

實施業務書ヲ作り之ニ動員實施ニ當リ業務擔當者ノ行フヘキ業務ヲ記入スヘシ

前項ノ業務書ハ業務擔當ノ區分毎ニ別冊ト爲シ各業務擔當者カ動員實施ニ當リ他ノ關係法規、書類ヲ參照セサルモ其ノ業務ヲ實施シ得ヘク且業務擔當者ノ臨時交代スルコトアルモ業務ノ實施ニ支障ナキ如ク調製スヘシ

業務書ニ記入スヘキ業務ハ業務分擔ノ情況ニ依リ前項ニ準シ召集實施業務中ニ區分シテ記載スルコトヲ得

憲兵分隊長、同分遣所長及北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長モ亦前項ニ準シ馬匹徵發實施業務書ヲ調製シ又ハ召集實施業務書中ニ其ノ業務ヲ記載スヘシ

第三章 徵發實施

第二十二條 馬匹ノ徵發ハ當該師團

所要ノ設備ニ着手シ指定ノ時日ニ其完成ヲ期スヘシ

前項ノ設備ニ關シ馬匹徵發委員又ハ馬匹給養委員ヨリ市町村長ニ要求アリタルトキハ該市町村長ハ之ニ應スヘキモノトス

第二十九條 削除

第三十條 憲兵分隊長及警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)勅員令ノ達若クハ通知ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ部下憲兵、警察官吏ヲ派遣シ馬匹徵發委員及馬匹給養委員ト協議ノ上徵發馬匹差出場所等ノ取締ニ任シ又市町村長ノ職務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十一條 警察署長ハ第二十四條ノ手續ヲ終リタルトキハ徵發馬匹到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徵發馬匹ノ檢査ニ立會ヒ馬匹ノ集合ヲ監視スヘシ市町村長

第二十四條及第二十五條ノ手續ヲ終リタルトキハ徵發馬匹出場連名簿(第四様式)ニ通及徵發馬匹名票(第五様式)ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ携ヘテ徵發馬匹到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徵發馬匹出場連名簿一通ヲ徵發馬匹名票ト共ニ馬匹徵發委員長ニ差出シ該市町村徵發馬匹ノ檢査ニ立會ヒ馬匹ノ集合ヲ監視スヘシ

第三十二條

應徵馬匹ノ所有者又ハ管理人ハ馬匹徵發告知書ヲ携ヘ馬匹ヲ牽連シ市町村長ノ指定スル到着期日及時刻ニ徵發馬匹差出場所(市町村長ヨリ集合所ヲ指定セラレタルトキハ先ツ集合所ニ到着シタル上)ニ到着シ其旨市町村長ニ届出ヘシ

第三十三條

應徵馬匹所有者又ハ管理人其ノ馬匹疾病ノ爲徵發ニ應スルコト能ハサルトキハ告知

第三十四條

市町村長前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ徵發馬匹差出場所ニ在ル馬匹徵發委員(市町村長ニ在リテハ該所ニ在ル警察署長ヲ經テ)ニ届出牽連人ノ疾病又ハ交通路ノ故障ニ因ルモノハ直ニ徵發馬匹差出場所ニ到着セシムルノ處置ヲ爲スヘシ

請求スヘシ

甲 警察署長(北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)及市町村長ヨリ師團長ニ

一、師團長ノ要求ニ依リ警察署長及市長ノ實施シタル徵發馬匹差出場所、同宿泊所、馬匹輸送及人馬給養ニ關スル設備費

二、官公吏等ニシテ徵發事務ニ關シ徵發馬匹差出場所ニ出張執務シタル者ノ旅費其ノ他官衙公署ニ於テ使用シタル郵便電信料使者賃金等總テ徵發實施ニ關スル諸費但シ道廳府縣ノ官吏ニ係ルモノニ在リテハ當該官廳ヨリ之ヲ請求スルモノトス

三、馬匹買上代(請求ノ際ハ徵發馬匹受領證票乙號ヲ添附スヘシ)

乙

口付人ヨリ馬匹編入ノ各部隊長ニ

一、編入部隊ニ馬匹ヲ交付シタル後歸郷スル口付人ノ旅費

二、口付人ノ徵用賃金(前給賃金ヲ控除シタルモノ)

丙 市町村長ヨリ馬匹徵發委員長又ハ馬匹給養委員長ニ

一、馬匹徵發委員又ハ馬匹給養委員ノ要求ニ依リ市町村長ノ實施シタル徵發馬匹差出場所及徵發馬匹宿泊所ノ設備費

二、應徵ノ爲徵發區外ニ於ケル馬匹ノ輸送諸費

三、不合格又ハ過剩ノ爲牽歸ラシムル馬匹ノ輸送諸費

徵馬匹ヲ牽連シ徵發馬匹差出場所ニ到着セサルモノアリタルトキハ該所有者又ハ管理人ノ氏名及應徵馬匹ノ名稱其他必要ナル事項ヲ直ニ憲兵及警察官吏(憲兵ナキ地ニ在リテハ警察官吏ノミ)ニ通知スヘシ

第三十五條 市町村長馬匹徵發委員ヨリ採用馬匹ノ爲徵發馬匹受領證票(第六様式)乙號及丙號ヲ受ケタルトキハ乙號ハ之ヲ保管シ丙號ハ之ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第三十六條 採用馬匹ヲ徵發馬匹差出場所ヨリ之ヲ編入スル部隊ノ兵營、既又ハ乘車停車場若ハ乗船地等ニ至ル迄牽連セシムル爲馬匹ノ操業者ヲ徵用ス

前項馬匹ノ操業者ハ之ヲ口付人ト稱ス

第三十七條 馬匹徵發ニ關スル費用ハ左ノ各號ニ依リ之カ支拂ヲ

四、馬匹採用セラレ徵發馬匹 第三十八條 前條馬匹徵發ニ關スル費用ノ額ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一、甲號ノ一及丙號ノ一ノ設備費並甲號ノ四ノ内藥價及診斷料ハ實費トス

二、甲號ノ二ノ旅費ハ左ノ區分ニ依ル

イ、道廳府縣ノ官吏ニ係ル旅費ハ内國旅費規則ノ規定ニ依ル但シ警察官吏ニ在リテハ内務省所定ノ警察官吏内國旅費規則ノ規定ニ依ル

ロ、市町村ノ吏員等ニ係ル旅費ハ内務省所管旅費規則ノ規定ニ依ル

三、甲號ノ二ノ使者賃金ハ實費トス

四、甲號ノ四ノ預託料ハ一頭一日一圓五十錢以内トス

五、乙號ノ一、丙號ノ四及丙號ノ七ノ旅費ハ陸路四十八軒

（鐵道ハ六軒、水路ハ二海里ヲ以テ陸路一軒ニ換算ス）ヲ以テ一日行程トシ日數ニ應シ一人一日ニ付二圓（半日行程未滿ノモノハ半額）ヲ給スル

外鐵道賃及船賃ノ實費ヲ給ス

六、乙號ノ二ノ徵用賃金ハ一人一日三圓五十錢トス

七、丙號ノ二及丙號ノ三ノ輸送諸費ハ一頭一日三圓（半日行程未滿ノモノハ半額）トス但シ行程計算ハ第五號ニ準ス

八、丙號ノ五ノ馬匹ニ關スル諸費ハ滞在翌日ニ亘ルトキハ一頭三圓爾後一日ヲ増ス毎ニ一頭三圓トス

第三十九條 師團長勳員實施中及勳員完結後復員ニ至ル間ニ於テ馬匹ヲ徵發セントスルトキ又ハ戰時事變ニ際シ勳員令ニ準スヘキ臨時命令ニ依ル馬匹ヲ徵發セントスルトキハ別ニ聯隊區司令官ニ徵發馬匹差出日割表ヲ達シ

警察署長又ハ市長ニ同表及馬匹徵發書ヲ送付スヘシ但シ勳員令ニ準スヘキ臨時命令ニ依リ馬匹ヲ徵發スル場合ニ於テ第十三條ノ規定ニ依リ送付シタル書類ヲ以テ之ヲ實施セントスルトキハ豫メ所要ノ事項ヲ關係アル聯隊區司令官及警察署長又ハ市長ニ達スヘシ

前項ノ馬匹ノ徵發ニ關シテハ本令ヲ準用ス

第四十條 本則ハ大正四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

自動車徵發事務細則

第一章 總 則

第一條 本令ハ勳員ノ爲師團ニ於テ行フ自動車徵發ニ關スル準備及實施ノ事務ヲ規定ス

第二條 自動車ノ徵發ハ擔任師團

長別表ニ示ス徵發管區ニ從テ之ヲ行フ

海軍官憲所在地等ノ市町村等ニ於ケル徵發ニ關シテハ師團長關係鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ト協議ノ上之ヲ定ムルモノトス

第三條 自動車徵發管區内ノ地方官公署ニ於ケル自動車徵發ノ準備及實施ニ關シテハ本令ニ依ルノ外尙當該管區ヲ管轄スル師團長ノ規定スル所ニ從フヘシ

第四條 師團長自動車徵發事務ニ關シ規定ヲ定メタルトキハ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第五條 師團長ハ定期又ハ臨時ニ地方官公署ニ於ケル自動車徵發準備ノ整否ヲ檢閲シ又ハ部下將校ヲシテ之ヲ檢閲セシムヘシ

第六條 地方長官ハ其ノ所部ノ自動車徵發事務ヲ檢閲シ又ハ部下官吏ヲシテ之ヲ檢閲セシムヘシ

第七條 師團長、地方長官前二條ノ檢閲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキハ其ノ情況ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ト同時ニ關係アル師團長ニ之ヲ通報スヘシ

第八條 本令中地方長官ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ警視總監ニモ之ヲ適用ス

第九條 本令中市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村又ハ町村長ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第十條 本令中警察署長トアルハ第十六條、第二十條及第三十四條ノ場合ヲ除クノ外北海道ニ在リテハ支廳長トス

警察署長ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ之ヲ適用セス

第二章 徵發準備

第十一條 自動車徵發事務ニ關シ職責アル者ハ平時之ニ關スル諸件ヲ遺漏ナク計畫準備シ徵發實施ニ當リ支障ナカラシムルコトヲ要ス

第十二條 自動車徵發實施ニ當リ使用スル爲準備シタル各種用紙及簿表ニハ平時ニ於テ記入シ得ヘキ不動ノ文字ハ悉ク記入シ置キ且使用ノ目的及記入ノ方法ヲ詳記シタル凡例ヲ添附シ置クヲ要ス

第十三條 師團長ハ徵發自動車差出場所ニ於テ自動車ノ檢査ヲ爲シ且該所ニ於ケル徵發及輸送ノ事務ヲ掌ラシムル爲自動車徵發委員ヲ設クヘシ

第十四條 師團長ハ徵發自動車差出場所一覽表(第一様式)及市町村徵發自動車名簿(第二様式)ヲ關係アル地方長官及自動車徵發管區内ノ聯隊區司令官ニ、徵發自動車差出場所一覽表ヲ關係アル憲兵隊長ニ送付スヘシ

第十五條 師團長ハ徵發管區内ノ警察署長又ハ市長ニ市町村徵發自動車名簿及自動車徵發書(第三様式)ヲ送付シ且自動車徵發準備ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スヘシ但シ警察署長ニ對シテ送付スル市町村徵發自動車名簿ハ二通トス

第十六條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)及憲兵隊長第十四條ノ規定ニ依リ徵發自動車差出場所一覽表ヲ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ必要ナル事項ヲ地方長官ニ在リテハ北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ憲兵隊長ニ在リテハ關係アル憲兵隊長ニ指示スヘシ

第十七條 地方長官(警視總監ヲ除ク)徵發自動車差出場所ニ關スル設備及之ニ伴フ經費ノ積算等ニ關シ師團長ヨリ要求アリタルトキハ警察署長又ハ市長ヲシテ之ガ計畫ヲ爲サシムヘシ

第十八條 警察署長第十五條ノ規定ニ依リ市町村徵發自動車名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ一通ヲ關係アル町村長ニ送付シ他ノ一通ハ之ヲ保管スヘシ

第十九條 市町村長第十五條ノ規定ニ依リ市町村徵發自動車名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間ニ於テ指定ノ自動車ヲ差出シ得ヘキ準備ヲ爲スヘシ

第二十條 警察署長及市長第十五條ノ規定ニ依リ自動車徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ確實ニ保管シ警察署長ニ在リテハ徵發下

令ト同時ニ直ニ之ヲ町村長ニ送達スヘキ準備ヲ爲スヘシ
前項ノ自動車徵發書ハ當該師團徵發下令ノトキヨリ其ノ効力ヲ有スルモノトス
第二十條 警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)第十五條又ハ第十六條ノ指示又ハ通知ヲ受ケタルトキハ徵發自動車差出場所其他必要ナル地ニ警察官吏ヲ派遣スルノ準備ヲ爲スヘシ
第二十一條 警察署長及市町村長ハ自動車徵發事務ニ關シ自動車徵發實施業務書ヲ作り之ニ徵發實施ニ當リ業務擔當者ノ行フヘキ業務ヲ記入スヘシ
前項ノ業務書ハ業務擔當ノ區分毎ニ別冊ト爲シ各業務擔當者ガ徵發實施ニ當リ他ノ關係法規書類ヲ參照セサルモ其ノ業務ヲ實施シ得ヘク且業務擔當者ノ臨時

交代スルコトアルモ業務ノ實施ニ支障ナキ如ク調製スヘシ

業務書ニ記入スヘキ業務ハ業務分擔ノ情況ニ依リ前項ニ準シ召集實施業務書ニ區分シテ記載スルコトヲ得
北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長モ亦前各項ニ準シ自動車徵發實施業務書ヲ調製シ又ハ召集實施業務書中ニ其ノ業務ヲ記載スベシ

第二十二條 自動車ノ徵發ハ動員ニ際シ陸軍大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス
第二十三條 師團長ハ自動車ノ徵發實施ニ際シ徵發管區内ノ聯隊區司令官ニ徵發命令ヲ達シ且其ノ要旨ヲ關係アル地方長官及憲兵隊長ニ通知スヘシ

第二十四條 聯隊區司令官徵發命令ヲ受ケタルトキハ之ヲ關係アル署長ニ憲兵隊長ニ在リテハ關係アル憲兵隊長ニ指示スヘシ
第十七條 地方長官(警視總監ヲ除ク)徵發自動車差出場所ニ關スル設備及之ニ伴フ經費ノ積算等ニ關シ師團長ヨリ要求アリタルトキハ警察署長又ハ市長ヲシテ之ガ計畫ヲ爲サシムヘシ
第十八條 警察署長第十五條ノ規定ニ依リ市町村徵發自動車名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ一通ヲ關係アル町村長ニ送付シ他ノ一通ハ之ヲ保管スヘシ
第十九條 市町村長第十五條ノ規定ニ依リ市町村徵發自動車名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間ニ於テ指定ノ自動車ヲ差出シ得ヘキ準備ヲ爲スヘシ
第二十條 警察署長及市長第十五條ノ規定ニ依リ自動車徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ確實ニ保管シ警察署長ニ在リテハ徵發下

記入ヲ爲シ之ヲ町村長ニ達シ市長ニ在リテハ第二十八條ニ準シ自動車徵發告知書ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十八條 町村長前條ノ規定ニ依リ自動車徵發告知書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ自動車徵發告知書(第四様式)ニ到着月日ノ記入ヲ爲シ之ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十九條 徵發命令ハ至急官報ノ電信又ハ文書(第五様式)ニ依リ急使ヲ以テ通達スルモノトス但シ成ルヘク電話ヲ以テ豫報スルモノトス

警察署長又ハ市長聯隊區司令官ヨリ電信ヲ以テ徵發命令ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ電報ノ全文ヲ返電スヘシ

徵發命令ノ通達及其ノ返信ノ爲發スル電報ハ第六様式ニ依ル

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當ス

ル徵發命令ノ通達ハ迅速ト確實トヲ害セサル限リ電話ノミヲ以テスルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ送話者及受話者ハ送受話ノ全文、通話者相互ノ氏名及通話ヲ終リタル日時ヲ筆記シ置クヲ要ス

一、第二十三條ノ規定ニ於ル師團長ヨリ地方長官及憲兵隊長ニ對スル通知

二、第二十五條ノ規定ニ依ル憲兵隊長ヨリ憲兵分隊長又ハ憲兵分遣隊長ニ對スル通知

三、第二十六條ノ規定ニ依ル地方長官ヨリ警察署長又ハ市長ニ對スル通知

第三十一條 徵發告知書ヲ市町村長ヨリ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スルニハ急使ヲ用フルモノトス

第三十二條 自動車徵發ノ實施ニ當リ其ノ事務ニ係ル文書ヲ發送

スルニハ徵發用封筒(第七様式)ヲ用フヘシ其ノ文書ヲ受領シタル者ハ封筒上ニ設ケタル相當ノ位置ニ受領年月日時ヲ記入シ記名捺印ノ上之ヲ返付スヘシ

自動車徵發告知書ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スルニハ總テ封筒ヲ用ヒサルモノトス

第三十三條 自動車差出場所ノ設備ヲ爲スヘキ警察署長及市長徵發命令ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ直ニ所要ノ設備ニ着手シ指定ノ日時ニ其ノ完成ヲ期スヘシ

前項ノ設備ニ關シ自動車徵發委員ヨリ市町村長ニ要求アリタルトキハ該市町村長ハ之ニ應スヘキモノトス

第三十三條ノ二 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)徵發命令ノ通報ヲ受ケタルトキハ部下官吏ニ自動車臺帳ヲ携行セシメ

之ヲ徵發自動車差出場所ニ派遣シ自動車徵發委員ノ業務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十四條 警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)徵發命令ノ傳達又ハ通知ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ部下警察官吏ヲ派遣シ自動車徵發委員ト協議ノ上徵發自動車差出場所等ノ取締ニ任シ且市町村長ノ職務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十五條 警察署長ハ第二十七條ノ手續ヲ終リタルトキハ徵發自動車到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徵發自動車検査ニ立會ヒ自動車ノ集合ヲ監視スヘシ

市町村長ハ第二十七條及第二十八條ノ手續ヲ終リタルトキハ市町村徵發自動車名簿ヲ携ヘテ徵發自動車到着期日前ニ差出場所ニ到着シ該市町村徵發自動車ノ

検査ニ立會ヒ自動車ノ集合ヲ監視スヘシ

第三十六條 自動車徵發告知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該告知ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印(自動車所有者又ハ管理人ニ代リ受領シタル者ハ記名捺印)ノ上直ニ之ヲ返付スヘシ

第三十七條 應徵自動車ノ所有者又ハ管理人ハ自動車徵發告知書ヲ携ヘ自動車ト共ニ市町村長ノ指定スル到着期日及時刻ニ徵發自動車差出場所(市町村長ヨリ集合場所ヲ指定セラレタルトキハ先ツ集合所ニ到着シタル上)ニ到着シ其ノ旨市町村長ニ届出ツヘシ

自動車徵發告知書ノ交付ヲ受ケタル者其ノ受領前ニ於テ自動車更新等ニ因リ該告知書ニ指定スル車輛番號ノ自動車ヲ所有又ハ

管理セサルニ至リタルトキト雖現ニ所有又ハ管理スル自動車中其ノ用途該告知書ニ指定スルモノト同一ナルモノアル場合亦前項ニ同シ

前項ノ場合ニ於テハ告知書ノ交付ヲ受ケタルトキヨリ二十四時間以内ニ現住地市町村長ニ届書(第九様式)ヲ提出スヘシ

第三十八條 應徵自動車ノ所有者又ハ管理人其ノ自動車ノ賣却又ハ故障等ニ因リ徵發ニ應スルコト能ハサルトキハ告知書ノ交付ヲ受ケタルトキヨリ二十四時間以内ニ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ヲ受ケ現住地ノ市町村長ニ、應徵途中自動車ノ故障ニ因リ徵發ニ應スル能ハサルトキ及運轉手ノ事故又ハ道路橋梁等ノ故障ニ因リ指定ノ期日及時刻ニ差出場所等ニ到着スルコト能ハサルトキハ直ニ最寄市町村長ニ届出

ツヘシ

第三十九條 市町村長第三十七條

第三項又ハ前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ徵發自動車差出場所ニ在ル自動車徵發委員(町村長ニ在リテハ該地ニ在ル警察署長ヲ經テ)ニ届出テ運轉手ノ事故又ハ交通路ノ故障ニ因ルモノハ直ニ徵發自動車差出場所ニ到着セシムルノ處置ヲ爲スヘシ

市町村長ハ應徵自動車ノ所有者又ハ管理人ニシテ前條ノ届出ヲ爲スコトナクシテ指定ノ期日ニ應徵自動車ト共ニ徵發自動車差出場所ニ到着セサルモノアリタルトキハ該所有者又ハ管理人ノ氏名及應徵自動車ノ自動車番號其他必要ナル事項ヲ直ニ憲兵及警察官吏(憲兵アラサル地ニ在リテハ警察官吏)ニ通知スヘシ

第四十條 市町村長自動車徵發委員ヨリ發徵自動車受領證票(第八様式)乙號及丙號ヲ受ケタルトキハ乙號ハ之ヲ保管シ丙號ハ之ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第四十一條 採用自動車ヲ徵發自動車差出場所ヨリ所要部隊、改修工場、停車場、乗船地等ニ運搬スル爲自動車ノ運轉手ヲ徵用スル第四十二條 自動車徵發ニ關スル費用ハ左ノ各號ニ依リ之ガ支拂ヲ請求スヘシ

甲 警察署長及市町村長ヨリ師團長ニ
一、師團長ノ要求ニ依リ警察署長及市長ノ實施シタル徵發自動車差出場所ニ關スル設備費
二、官吏等ニシテ徵發事務ニ關シ徵發自動車差出場所ニ出張執務シタル者ノ旅費

乙 運轉手ヨリ自動車ノ交付ヲ受ケタル職員ニ
一、交付ヲ受ケタル職員ニ自動車ヲ交付シタル後歸郷スル運轉手ノ旅費
二、運轉手ノ徵用賃金(前給賃金ヲ給シタルモノアルトキハ之ヲ控除シタルモノ)

其ノ他官公署ニ於テ使用シタル郵便電信料使用者賃金等總テ徵發實施ニ關スル諸費但シ道廳府縣官吏ニ係ルモノニ在リテハ當該官廳ヨリ之ヲ請求スルモノトス
三、自動車買上代(請求ノ際ハ徵發自動車受領證票乙號ヲ添付スヘシ)
丙 市町村長ヨリ自動車徵發委員ニ
一、自動車徵發委員ノ要求ニ依リ市町村長ノ實施シタル徵發自動車差出場所ノ設備

費

一、應徵又ハ歸郷ノ爲徵發區外ニ於ケル自動車ノ輸送諸費

二、自動車採用セラレ徵發自動車差出場所ヨリ歸郷スル自動車所有者又ハ管理人ノ旅費

三、採否未定ニシテ徵發自動車差出場所ニ滞在ヲ命ジタル自動車ニ關スル諸費

四、運轉手ノ前給賃金(本人ノ請求スル場合ニ限ル)

前項各號ノ内乙號ノ一、丙號ノ三ニ關シテハ徵發區ノ内外ヲ問ハス差出場所(解備地)ヨリ應徵自動車ノ所有者又ハ管理人(運轉手)ノ現住地市町村ニ至ル間ニ付支給スルモノトス
第四十三條 前條自動車徵發ニ關スル費用ノ額ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一、甲號ノ一及丙號ノ一ノ設備費ハ實費トス

二、甲號ノ二ノ旅費ハ左ノ區分ニ依ル
イ、道廳府縣ノ官吏ニ係ル旅費ハ内國旅費規則ノ規定ニ依ル但シ警察官吏ニ在リテハ内務省所定ノ警察官吏内國旅費規則ノ規定ニ依ル
ロ、市町村吏員等ニ係ル旅費ハ内務省所管旅費規則ノ規定ニ依ル

三、甲號ノ二ノ使用者賃金ハ實費トス
四、乙號ノ一及丙號ノ三ノ旅費ハ陸路四十八杆(鐵道ハ四哩水路ハ二海里ヲ以テ陸路一杆ニ換算ス)ヲ以テ一日行程トシ日數ニ應シ一人一日ニ付二圓(半日行程未滿ノモノハ半額)ヲ給スル外鐵道賃及船賃ノ實費ヲ給ス

五、乙號ノ二ノ徵用賃金ハ一人一日四圓トス
六、丙號ノ二ノ輸送諸費ハ一車一日三十圓トス(一日行程ハ百杆トシ半日行程未滿ノモノハ半額トス)
七、丙號ノ四ノ自動車ニ關スル諸費ハ滞在翌日ニ亙ルトキハ一車二十五圓爾後一日ヲ増ス
附 則
本令ハ昭和四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則
(昭六陸省二三)
本令ハ昭和六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

自動車發售管區表

所管管區	發售管區	所管管區	發售管區
近衛	埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣	第八	青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣
第一	東京府	第九	石川縣、富山縣、福井縣
第二	宮城縣、福島縣、新潟縣	第十	鳥取縣、岡山縣、兵庫縣
第三	愛知縣、岐阜縣、靜岡縣	第十一	香川縣、愛媛縣、德島縣、高知縣
第四	大阪府、和歌山縣	第十二	福岡縣、長崎縣、佐賀縣
第五	廣島縣、島根縣、山口縣	第十四	茨城縣、栃木縣、群馬縣、長野縣
第六	熊本縣、鹿兒島縣、大分縣、沖繩縣、宮崎縣	第十六	京都府、滋賀縣、三重縣、奈良縣
第七	北海道、樺太		

軍用自動車補助法

第一條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ陸軍ノ軍用ニ適スヘキ自動車ノ製造者又ハ所有者ニ對シ補助

金ヲ下付スルコトヲ得
前項ノ製造者又ハ所有者ノ其ノ自動車ニ關スル業務ノ承繼人ハ之ヲ前項ノ製造者又ハ所有者ト看做ス
第二條 補助金ヲ受クルコトヲ得

ヘキ製造者又ハ所有者ハ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南滿洲鐵道附屬地ニ存在スル自動車製造所又ハ自動車ヲ有スル帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ限ル但シ社團法

人ハ株式會社ニ在リテハ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民ニ屬スルモノ其ノ他ノ社團法人ニ在リテハ其ノ社員カ帝國臣民ナルコトヲ要ス
前項ニ掲クル者ノ外公團體ニハ補助金ヲ下付スルコトヲ得製造者及製造所ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條 補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ自動車ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ製造シタルモノニシテ主トシテ貨物ノ運搬ヲ目的トシ四分三佛噸以上ノ積載量ヲ有スルモノ又ハ之ニ改造シ得ヘキモノニ依ル
第四條 製造者ニハ其製造ニ係ル自動車一輛ニ付三千圓以内ノ製造補助金ヲ下付スルコトヲ得製造者其ノ製造ニ係ル新ナル自動車ニシテ製造補助金ヲ受ケタルモノヲ所有シテ使用シ又ハ他

人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ自動車一輛ニ付更ニ五百圓以内ノ増加補助金ヲ下付スルコトヲ得
第五條 所有者ニハ製造補助金ヲ受ケタル新ナル自動車ヲ其ノ製造者ヨリ購買シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テ自動車一輛ニ付千圓以内ノ購買補助金ヲ下付スルコトヲ得
第六條 増加補助金又ハ購買補助金ヲ受ケタル自動車ヲ所有スル者之ヲ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ其ノ期間ニ應シ自動車一輛ニ付一年六百圓以内ノ維持補助金ヲ下付スルコトヲ得
維持補助金下付ノ期限ハ増加補助金又ハ購買補助金下付指令ノ日ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得
維持補助金ハ毎年其ノ年分金額

ヲ下付指令ノ際自動車ヲ所有スル者ニ之ヲ下付ス
第七條 製造補助金ヲ受ケタル自動車ハ其ノ補助金下付指令ノ日ヨリ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至ル迄ノ間之ヲ保護自動車ト稱ス
一、自動車ノ所有者カ第二條第一項ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキ
二、第六條第二項ノ期限ヲ經過シタルトキ
三、第十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ受ケタル資格ヲ廢除セラレタルトキ
第八條 主務大臣ハ軍用ノ爲何時ニテモ保護自動車ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル場合ニ於テハ自動車ノ所有者ニ補償金ヲ下付ス其ノ金額

ハ主務大臣之ヲ定ム
 補償金額ニ對シ不服アル者ハ收
 用又ハ使用ノ通知ヲ受ケタル日
 ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出
 訴スルコトヲ得
 前項ノ出訴ハ自動車ノ收用又ハ
 使用ヲ停止セス
 第九條 保護自動車ノ所有者ハ主
 務大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外
 保護自動車ノ構造又ハ能力ヲ變
 更スルコトヲ得ス
 第十條 保護自動車ハ主務大臣ノ
 許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外
 之ヲ第二條第一項ニ掲クル地域
 ノ外ニ輸出シ又ハ外國人ニ對シ
 讓渡シ、貸付シ若ハ擔保ニ供ス
 ルコトヲ得ス
 第十一條 主務大臣ハ保護自動車
 ノ保護ヲ期スル爲其ノ構造及能
 力ヲ検査シ所定ノ構造又ハ能力
 ヲ有セスト認ムルトキハ其ノ所
 有者ニ對シ期限ヲ指定シテ之カ

修理ヲ命スルコトヲ得
 前項ノ外主務大臣ハ保護自動車
 ノ所有者ニ對シ其ノ保護ニ關シ
 必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 第十二條 主務大臣ハ前條第一項
 ノ規定ニ依ル検査ニ依リ所定ノ
 構造又ハ能力ヲ有セスト認メタ
 ル保護自動車ニ對シテハ修理ヲ
 命シタル場合ヲ除クノ外補助金
 ヲ受クル資格ヲ廢除ス其ノ修理
 ヲ命シタル場合ニ於テ修理完成
 ノ検査ニ合格セス又ハ指定期限
 迄ニ其ノ検査ヲ受ケサルトキ亦
 同シ
 主務大臣ハ本法若ハ本法ニ基キ
 テ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲
 ス處分ニ違反シタル者ニ對シテ
 ハ違反ノ事實アリタル時ヨリ當
 該自動車ニ對スル補助金ヲ受ク
 ルノ資格ヲ廢除シ又ハ停止スル
 コトヲ得
 主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ

依リ修理ヲ命シタル自動車ニ對
 シテハ前條第一項ノ規定ニ依ル
 検査ノ時ヨリ修理完成ノ検査ヲ
 受ケタルモノニ在リテハ合格不
 合格決定ノ時迄、其ノ検査ヲ受
 ケサルモノニ在リテハ指定期限
 迄補助金ヲ受クルノ資格ヲ停止
 ス
 第十三條 主務大臣ハ本法又ハ本
 法ニ基キテ發スル命令ニ違反ス
 ル犯罪ノ爲起訴セラレタル者ニ
 對シテハ裁判確定ニ至ル迄ノ間
 補助金ノ支給ヲ中止スルコトヲ
 得
 第十四條 主務大臣ハ第十五條乃
 至第十七條ノ規定ニ依リ處罰セ
 ラレタル者又ハ第二條第一項ニ
 該當セサルニ至リタル者ニ對シ
 當該自動車ニ付既ニ下付シタル
 補助金ニ相當スル金額ノ全部又
 ハ一部ヲ償還セシムルコトヲ得
 前項ノ償還金ハ國稅滯納處分ノ

例ニ依リ之ヲ徵集スルコトヲ得
 但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次
 クモノトス
 第十五條 詐欺ノ所爲ヲ以テ補助
 金ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲
 役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
 ル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓
 以下ノ罰金ニ處ス
 一、第八條第一項ノ規定ニ依ル
 收用又ハ使用ヲ拒ミタル者
 二、第十條ノ規定ニ違反シタル
 者
 第十七條 第九條ノ規定ニ違反シ
 タル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五
 百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十八條 本法又ハ本法ニ基キテ
 發スル命令ニ依ル自動車ノ検査
 ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ檢
 査ニ關スル當該官吏ノ質問ニ對
 シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述

ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金
 又ハ科料ニ處ス
 第十九條 製造者又ハ所有者カ未
 成年者又ハ禁治産者ナルトキハ
 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命
 令ニ依リ製造者又ハ所有者ニ適
 用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適
 用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者
 ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者
 ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 第二十條 製造者又ハ所有者ハ其
 ノ代理人、戸主、家族、同居者
 雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ
 關シ本法又ハ本法ニ基キテ發ス
 ル命令ニ違反シタルトキハ自己
 ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其
 ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
 第二十一條 前二條ノ場合ニ在リ
 テハ懲役禁錮又ハ拘留ノ刑ニ處
 スルコトヲ得ス
 第二十二條 明治三十三年法律第
 五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キ

テ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ
 準用ス
 附 則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ
 定ム
 本法ニ依リ製造補助金ヲ受クルコ
 トヲ得ル自動車ト同等以上ノ能力
 ヲ有スル新ナル外國製自動車ヲ所
 有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用
 セシムル者ニハ當分ノ内自動車一
 輛ニ付千圓以内ノ補助金ヲ下付ス
 ルコトヲ得
 前項ノ補助金ヲ受ケタル自動車ハ
 本法ノ製造補助金及購買補助金ヲ
 受ケタルモノト看做ス
 前二項ノ規定ハ官立工場ニ於テ製
 造シタル自動車ニ付之ヲ準用ス

爆發物取締罰則

第一條 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身體
 財産ヲ害セントスル目的ヲ以テ

爆發物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條ノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用セントスル際發覺シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫、教唆、煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止マル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條 第一條ニ記載シタル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若クハ其ノ使用ニ供スヘキ器具ヲ製造輸入販賣讓與寄藏シ及ヒ其ノ約束ヲ爲シタル者ハ三年以上十年

以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
第六條 爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者第一條ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ證明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第七條 爆發物ヲ發見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 第一條乃至第五條ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ラントスル人ニ告知ス可シ違フモノハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九條 第一條乃至第五條ノ犯罪ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメ又ハ其ノ罪證ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十條 廢止
第十一條 第一條ニ記載シタル犯罪

罪ノ豫備陰謀ヲ爲シタル者ト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ爲スニ至ラサル時ハ其ノ刑ヲ免除ス第五條ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ
第十二條 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ從テ處斷ス

軍需工業動員法

第一條 本法ニ於テ軍需品ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クルモノヲ謂フ
一、兵器、艦艇、航空機、彈藥
二、軍用器具機械及物品
三、軍用ニ供シ得ヘキ船舶、海陸聯絡輸送設備、鐵道軌道及其ノ附屬設備其ノ他ノ輸送用物件

三、軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服及糧秣

命令ヲ爲スコトヲ得
第七條 戰時ニ際シ第一條ニ掲クル物件ニシテ徵發令中ニ規定ナキモノヲ使用又ハ收用セントスルトキハ徵發令ノ規定ヲ準用ス

第八條 政府ハ戰時ニ際シ兵役ニ在ル者ヲ徵發令ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ召集シテ軍事輸送機關又ハ第二條ノ規定ニ依ル政府ノ管理スル工場若ハ事業場ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第二條各號ニ掲クル工場又ハ事業場ニシテ國ノ經營ニ係ルモノニ關シ之ヲ準用ス
第九條 政府ハ戰時ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ在ラサル者ヲ徵用シテ前條ニ掲クル業務ニ從事セシムルコトヲ得

第十條 第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ收用シタル工場、事業場土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物及

四、軍用ニ供シ得ヘキ衛生材料及獸醫材料
五、軍用ニ供シ得ヘキ通信用物品
六、前各號ニ掲クルモノノ生産又ハ修理ニ要スル材料、原料器具機械、設備及建築材料
七、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件
第二條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ掲クル工場及事業場並其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得
一、軍需品ノ生産又ハ修理ヲ爲ス工場及事業場
二、前號ニ掲クル工場及事業場ニ要スル原料若ハ燃料ヲ生産シ又ハ電力若ハ動力ヲ發生スル工場及事業場

三、前各號ニ掲クル工場ニ轉用スルコトヲ得ル工場
第三條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産、修理又ハ貯藏ノ爲必要アルトキハ土地並家屋倉庫其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ使用シ又ハ收用スルコトヲ得
政府ハ戰時ニ際シ必要アルトキハ第一條第二號ニ掲クル物件ノ全部又ハ一部ヲ管理スルコトヲ得
第四條 前二條ノ場合ニ於テ政府ハ從業者ヲ供用セシムルコトヲ得
第五條 前三條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ生シタル損害ハ政府之ヲ補償ス
第六條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ讓渡、使用、消費、所持、移動若ハ輸出入ニ關シ必要ナル

其ノ附屬設備不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ五年内ニ拂下クルトキハ舊所有者又ハ其ノ承繼人ニ於テ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十一條 政府ハ軍事上必要アルトキハ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ其管理ニ對シ其ノ事業ニ使用スル設備、器具機械、從業者若ハ材料、原料器具機械ノ供給者又ハ生産發生者ハ修理ノ能力若ハ數量其ノ他事業ノ狀況必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十二條 政府ハ軍事上必要アルトキハ鐵道、軌道、船舶、海陸連絡輸送設備其ノ他ノ輸送物件ノ所有者又ハ管理者ニ對シ車輛、軌條、船舶又ハ海陸連絡輸送設備ノ數量、構造、輸送能力、從業者其ノ他必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十三條 政府ハ軍事上必要アルトキハ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ取引又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ其ノ取引ノ相手方、取引又ハ保管ノ數量、保管ノ設備其ノ他事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十四條 政府ハ軍事上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ前條ニ掲クル者ニシテ一定ノ資格アル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ軍需品ノ生産修理又ハ貯藏ヲ爲サシメ又ハ軍事上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第十五條 第五條ノ規定ニ依ル補償金及前條ノ利益保證又ハ獎勵金ノ算定並第十條ノ規定ニ依ル拂下價格ハ軍需評議會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第十六條 當該官吏又ハ吏員ハ第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ報告ヲ命シ得ル事項調査ノ爲又ハ第十四條ノ規定ニ依ル監督若ハ處分ヲ爲ス爲必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得

第十七條 工業的發明ニ係ル物又ハ方法ニ關シ豫メ政府ノ承認ヲ得タル事項又ハ設備ニ付テハ報告ヲ命シ検査ヲ爲シ調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得

問ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 利益保證又ハ獎勵金ヲ受クル事業ヲ承繼スル者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令、之ニ依リテ爲ス處分又ハ利益保證若ハ獎勵金下付ニ付シタル條件ニ依ル前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條又ハ第三條ノ規定ニ依ル管理、使用又ハ收用ヲ拒ミタル者

二 第四條ノ規定ニ依ル借用ヲ拒ミタル者

三 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

軍事法令—軍事救護法

戰時ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ罰前條ニ同シ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル召集ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者

二 第九條ノ規定ニ依ル徵用ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者

三 第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲナス又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

四 第十四條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第十六條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サス若ハ虚偽ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十二條 當該官吏若ハ吏員又ハ其職ニ在リタル者本法ニ依ル職務ニ依リ知得シタル事業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第十七條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ

軍事救護法

第一條 傷病兵其ノ家族若ハ遺族又ハ下士兵卒ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

第二條 本法ニ於テ傷病兵ト稱ス

ルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 隨海軍下士兵卒ニシテ戰闘又ハ公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者

二 前項ニ掲クル者ヲ除クノ外隨海軍下士兵卒ニシテ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ戰地ニ於テ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者

第三條 本法ニ於テ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
一 隨海軍現役兵、應召中ノ隨海軍下士、兵卒又ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外隨海軍現役兵、應召中ノ隨海軍

軍下士兵卒又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ現役兵入營シタル時、下士兵卒ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

前項各號ノ隨海軍現役兵ニハ未入營現役兵及歸休兵ヲ包含セス
第四條 本法ニ於テ下士兵卒又ハ傷病兵ノ遺族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
一 戰死シタル隨海軍下士兵卒又ハ第二條各號ノ傷病若ハ疾病ノ爲死歿シタル隨海軍下士兵卒若ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ下士兵卒又ハ傷病兵カ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外戰死シタル隨海軍下士兵卒又ハ第二條各號ノ傷病若ハ疾病

ノ爲死歿シタル隨海軍下士兵卒若ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ下士兵卒ノ死亡ノ時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

第五條 救護ハ現役兵ノ入營、下士兵卒ノ應召傷病若ハ死亡又ハ傷病兵ノ死亡ノ爲生活スルコト能ハサル者ニ對シテノミ之ヲ爲ス
救護ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ス
第六條 救護ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産及生業扶助トス
第七條 救護ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條ノ二 救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スル

コトヲ得

第八條 傷病兵六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレシ者ナル場合ニ於テハ其ノ者並其ノ家族及遺族ニ對シ救護ヲ爲サス

第九條 下士兵卒又ハ傷病兵六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ傷病兵及其ノ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十條 下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ救護ヲ爲サス六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間又同シ
第十一條 下士兵卒ニシテ逃亡シ

又ハ陸軍教化隊ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ逃亡又ハ收容ノ間其ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十二條 下士兵卒又ハ傷病兵ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ傷病兵並其ノ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ救護ヲ爲サス又ハ救護ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

第十三條 傷病兵又ハ傷病兵ノ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同シ
第十四條 傷病兵ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ救護ヲ爲サス

第十五條 下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ニ對スル救護ハ下士兵卒又ハ傷病兵死亡後仍三月内之ヲ繼續スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其間下士兵卒又ハ

傷病兵ノ遺族トシテノ救護ハ之ヲ爲サス

第十六條 本法ニ依リ救護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救助ニ非サルモノト看做ス

第十七條 本法ニ依リ給與ヲ受ケタル救護金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス
第十八條 本法ニ依リ救護金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラス之ヲ差押フルコトヲ得ス
第十九條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ爲セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ

刑ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正六年勅令第二百四號ヲ以テ大正七年一月一日ヨリ施行)

入營者職業保障法

第一條 何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營(應召)ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ヲ命セラレタル者又ハ入營ヲ命セラレタルコトアルヘキ者ニ對シ其故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲スヘカラス

第二條 雇傭者ハ入營ヲ命セラレタル被傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ノ入營中雇傭期間ノ滿了シタルトキハ其ノ者カ退營(入營ノ際行フ身體檢査ノ結果歸郷ヲ命セラレタル場合)ヲ含

ム)シタル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス

但シ左ノ各號ニ掲クル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ掲クル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 被傭者カ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

二 被傭者カ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サス又ハ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クヘキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク二十日以内ニ勞務ニ就カサルトキ

三 被傭者カ傷病又ハ傷痕ニ因リ勞務ニ堪ヘサルトキ

四 被傭者カ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ

五 被傭者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

六 雇傭ノ目的タル事業ノ廢止終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他ニ準スル事由アルトキ

雇傭者及被傭者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各號ニ掲クル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ス

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フヘキ勞務及給與ハ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被傭者ガ疾病又ハ傷痕ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘサルトキ其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコト

ヲ妨ケス

第四條 前二條ノ規定ハ入營ヲ命セラレタル被傭者カ解雇セラレサル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條 前三條ノ規定ハ雇傭者カ常時五十人以上ノ被傭者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六條 當該官吏又ハ公吏ハ前四條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準スルモノノ被傭者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準シ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之

軍事法令—海戰法規拔萃

ヲ定ム
(昭和六年勅令第二百六十號ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行)

海戰法規 (拔萃)

第一條 帝國軍艦ハ戰時ニ於テ本令其ノ他ノ法令及條約ノ規定ニ依リ海上捕獲、其ノ他ノ敵對行為及戰爭ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得其ノ規定ナキ事項ニ付テハ國際法ノ原則ニ準據スヘシ

第二條 海上捕獲其ノ他ノ敵對行為ハ中立國領水ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三十條 左ニ掲クル場合ニ於テ帝國船舶ハ敵ト交通スルモノト看做ス

一 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ヲ發航シタルトキ

二 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地

ニ寄港シ又ハ到着スル目的ヲ以テ航行スルトキ

第五十五條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲クル材料及物件ハ絕對的戰時禁制品タルヘキモノトス

一 一切ノ武器(狩獵用武器ヲ含ム)及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

二 一切ノ彈丸、裝藥、彈藥、包及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

三 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタル火藥及爆發物

四 砲架、彈藥車、前車、軍用運搬車、野戰鍛冶器及其組成品タルコト明ナルモノ

五 軍用タルコト明ナル被服及武裝具

六 軍用タルコト明ナル一切ノ馬具

七 特ニ軍用トシテ製造セラレ

- タル工具器材
- 八 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乗用軌用駄用ノ獸類
- 九 陣營具及其ノ組成品タルコト明ナルモノ
- 十 甲鐵飯
- 十一 軍艦及戰艦用艇舟並特ニ上記艦艇ニ限り使用シ得ヘキコト明ナル組成品
- 十二 飛行機、飛行船、氣球其他一切ノ航空機及其ノ組成品タルコト明ナルモノ並航空機用ニ供セラルルモノト認ムヘキ屬具、物件材料
- 十三 兵器彈藥製造ノ爲又ハ陸海軍用ノ武器及材料ノ製造修理ノ爲專ラ作製セラレタル機械器具
- 第五十六條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲クル材料及物件ハ條件附戰時禁製品タルヘキモトス

- 一 糧食
- 二 獸類ノ飼料用ニ適スル獵秣及穀類
- 三 軍用ニ適スル被服、被服用織物及靴類
- 四 金銀貨幣地金銀及紙幣
- 五 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ一切ノ車輛及其ノ組成品
- 六 一切ノ船舶及艇舟、浮船渠、船渠ノ部分並其ノ組成品
- 七 鐵道ノ固定及運轉用材料並電信、無線電信及電話ノ材料
- 八 燃料及機械潤滑用材料
- 九 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニ非サル火藥及爆發物
- 十 刺アル鐵線及其ノ架設又ハ切斷用ニ供スヘキ機械
- 十一 蹄鐵及蹄鐵用材料
- 十二 軌用及鞍用ノ物件
- 十三 雙眼鏡、望遠鏡「クロノメートル」及各種ノ航海用具

- 第七十六條 中立船ニシテ左ニ掲クル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スヘシ
- 一 船舶ニシテ敵國軍隊ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合
- 二 船舶所有者船舶全部ノ備船者又ハ船長ニ於テ情ヲ知リテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戰行動ニ對シ航海中直接ノ幫助ヲ與フル一人若ハ數人ヲ有スル場合
- 前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲沒收セララルヘキ中立船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ得
- 第八十條 中立船ニシテ左ニ掲クル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スヘシ
- 一 該船舶ニシテ直接ニ戰艦行

- 爲ニ加ハル場合
- 二 該船舶ニシテ敵國政府ニ於テ該船内ニ乗組マシメタル代理人ノ命令又ハ監督ヲ受クル場合
- 三 該船舶ニシテ全部敵國政府ノ爲ニ傭入セラレタル場合
- 四 該船舶ニシテ現ニ且專ラ敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲情報ノ傳達ニ從事スル場合
- 前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ敵商船ト同一ノ取扱ヲナスコトヲ得
- 第九十五條 船舶ニシテ停船、臨檢、搜索及拿捕ノ權利ノ合法ナル行使ニ對シ強力ヲ以テ抵抗スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スヘシ
- 第九十六條 前條ノ船舶ハ沒收セラルヘキモノトス
- 前項ノ船舶ニ搭載スル貨物ハ敵船ノ載貨ト同一ノ處分ヲ受クヘシ

- シ船長又ハ船舶所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ敵貨ト看做ス
- 第九十三條 通常船舶内ニ備フヘキ重ナル船舶書類ハ左ノ如シ
- 一 船舶國籍證書
- 二 航海日誌
- 三 海員名簿
- 四 乘客名簿
- 五 備船契約書
- 六 船荷證券及送狀
- 七 載貨目錄
- 八 出港證書
- 九 健康證書
- 十 船舶賣渡證書
- 第九十六條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スヘシ
- 一 船舶書類ヲ備ヘサルトキ
- 二 船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隱匿シタルトキ
- 三 二重ノ船舶書類又ハ變造若ハ偽造シタル船舶書類ヲ備フ

- 第九十七條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ情狀疑フヘキモノアルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スルコトヲ得
- 一 船内ニ備フヘキ必要ナル書類ヲ提供セス又ハ船舶書類不整頓ナルトキ
- 二 船舶書類互ニ矛盾シ又ハ其ノ書類ト船長ノ陳述ト齟齬スルトキ
- 第九十八條 拿捕スヘキ嫌疑アリト認ムヘキ一切ノ私船ニ對シテハ其ノ何レノ國籍ニ屬スルヲ問ハス臨檢及搜索ヲ行フコトヲ得
- 第九十九條 艦長船舶ニ停止ヲ命スルニ當リテハ必ス帝國軍艦ノ旗章ヲ掲揚スヘシ

日常法規

【無能力者】

未成年者、禁治産者、準禁治産者及び妻を民法上無能力者といふ。無能力者の行爲は取消すことが出来る。

禁治産者—とは瘋癲白痴等、心神喪失の状態にある者に對し、裁判所が本人、配偶者、四親等内の親族、戸主、後見人、保佐人又は檢事の請求に依り、禁治産の宣告を爲した者をいひ、禁治産者には後見人が附せられる。

準禁治産者—とは心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及び浪費者にして、禁治産者と同じく裁判所が宣告した者のことで、準禁治産者は保佐人が之を監督する。

【時効】

民法上の時効には消滅時効と、取消時効とがある。前者は一定の時日を経過して権利の消滅するもの、後者は之を取得するものを云ふ。

消滅時効—権利の種類に依り其期限に差異あり、大體左の通り。

- 【國の債權債務に特有なもの】
 - 人民の國に對する支出 五年
 - 又は支拂請求權 五年
 - 國の人民に對する請求權 五年
 - 恩給請求權 七年
 - 關稅徵收權 二年
 - 關稅通關納に因り生ずる請求權 二年
 - 整理公債支(元金) 十五年
 - 拂請求權(利子) 十五年
 - 大藏省證券仕拂請求權 六月
 - 海軍公債證書(元金) 十五年
 - 仕拂請求權(利子) 十五年

- 保管金拂戻請求權 五年
- 國債仕拂請求權(元金) 五年
- 通用廢止貨幣紙幣引換請求權 三年乃至五年
- 郵便料金を納付せしめる權 六月
- 電信又は電話に關する料金を納付せしめる權 六月
- 郵便爲替金に對する權利 三年
- 郵便貯金及び保管に係る證券に關する權利 十年
- 郵便貯金拂出金に關する權利 三年
- 罰金 三年
- 科料及び沒收 一年
- 【民法に規定されたもの】
 - 普通の債權 十年
 - 定期金(第一回の辨濟期最) 二十年
 - 債權(後の辨濟期より) 二十年
 - 年又は之より短い時期を以て定めた金錢其他 二十年

- 物の給付を目的とする債權 五年
- 醫師產婆及び藥劑師の治術、勤勞及び調劑に關する債權 三年
- 技師棟梁及び請負人の工事に關する債權 三年
- 辯護士、執達吏、公證人の職務に關する債權 二年乃至三年
- 生産者、卸賣商人及小賣商人が賣却した產物及び商品の代價 二年
- 店職人及び製造人の仕事に關する債權 二年
- 生徒及び習業者の教育衣食及び宿の代料に關する債權 二年
- 及師匠の債權 二年
- 月又は之より短い時期を以て定めた雇人の給料 二年
- 勞力者及び藝人の賃金並に其供給した物の代價 二年

- 運送貨 一年
- 旅店、料理店、貸席及び娯樂場の宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並に立替金 一年
- 不法行為損害及び加害者爲に因り知つた時より 三年
- 賠償請求(不法行為の時より) 二十年
- 【商法に規定されたもの】
 - 商行為に因り生じた債權 五年
 - 運送取扱人の委託者、又は荷受人に對する債權 一年
 - 旅店、飲食店、浴場、其他客の來集を目的とする場屋の主人の物品に對する責任 一年
 - 質入證券所持人の預證券所持人に對する請求權 一年

- 質入證券所持人の質入證券裏書人に對する請求權 六月
- 質入證券裏書人のその前者に對する請求權 六月
- 寄託物の滅失又は毀損に因り生じた倉庫營業者の責任 一年
- 保險金額支拂の義務及び保險料返還の義務 二年
- 保險料の支拂義務 二年
- 被保險者の爲めに積立てた金額を拂戻す義務引受人、又は約束手形の振出人に對する債權 三年
- 所持人の其前者に對する償還請求權 一年
- 裏書人の其前者に對する償還請求權 一年
- 船長の船舶所有者に對する債權 一年
- 船舶所有者の儲船者、 一年

荷送人又は荷受人に對する債權
海員の債權
共同海損又は船舶の衝

突に因り生じた債權
救助料の請求權
船舶債權者の先取特權
【其他の法律に規定されたもの】
一年
一年
一年
運賃の請求權
取得時効の種類に依り期限が異ふ
不動産
所有權以外の財産權
十年乃至二十年

【犯罪の種類】—刑法其他に規定する各種犯罪に對する最重最輕の刑は左の通りである。

罪名	最重刑	最輕刑
皇室に對する罪	死刑	二月以上四年以下懲役
内亂に關する罪	死刑	一年以上十年以下禁錮
外患に關する罪	死刑	一年以上十年以下懲役
國交に關する罪	死刑	二年以下懲役又は二百圓以下罰金
公務の執行に妨害する罪	一年以上十年以下懲役	二年以下懲役又は三百圓以下罰金
逃走の罪	一年以上十年以下懲役	一年以下懲役
犯人藏匿及び證憑湮滅の罪	二年以下懲役又は二百圓以下罰金	罰せず
騒擾の罪	一年以上十年以下懲役又は禁錮	五十圓以下罰金
放水及び失火の罪	死刑又は無期若しくは五年以上懲役	三百圓以下罰金
溢水及び水利に關する罪	死刑又は無期若しくは三年以上懲役	三百圓以下罰金
往來を妨害する罪	死刑又は無期懲役	五百圓以下罰金
住居を侵す罪	三月以上五年以下懲役	三年以下懲役又は五十圓以下罰金
秘密を侵す罪	一年以下懲役又は二百圓以下罰金	六月以下懲役又は百圓以下罰金
阿片煙に關する罪	一年以上十五年以下懲役	一年以下懲役
飲料水に關する罪	死刑又は無期若しくは五年以上懲役	六月以下懲役又は五十圓以下罰金

通貨偽造の罪
文書偽造の罪
有價證券偽造の罪
印章偽造の罪
偽證の罪
誣告の罪
猥褻、姦淫及び重婚の罪
賭博及び富籤に關する罪
禮拜所及び墳墓に關する罪
瀆職の罪
殺人の罪
傷害の罪
過失傷害の罪
墮胎の罪
遺棄の罪
逮捕及び監禁の罪
脅迫の罪
略取及び誘拐の罪
名譽に對する罪
信用及び業務に對する罪

無期又は三年以上懲役
無期又は三年以上懲役
二年以上有期懲役
無期又は三年以上懲役
三月以上五年以下懲役
三月以上五年以下懲役
一年以上十年以下懲役
死刑又は無期懲役
無期又は三年以上懲役
三年以下禁錮又は千圓以下罰金
六月以上七年以下懲役
六月以上七年以下懲役
六月以上七年以下懲役
三年以下懲役
二年以上有期懲役
一年以下懲役若しくは禁錮又は五百圓以下罰金
行使名價三倍以下罰金又は科料
六月以下懲役又は五十圓以下罰金
三月以上十年以下懲役
三月以下懲役
三月以上十年以下懲役
三月以上十年以下懲役
科料
罰金三百圓以下又は科料
五十圓以下罰金又は科料
六月以下懲役又は禁錮
二年以下懲役
一年以下懲役又は五十圓以下罰金若しくは科料
五百圓以下罰金又は科料
一年以下懲役
一年以下懲役
三月以上五年以下懲役
一年以下懲役又は百圓以下罰金
三月以上五年以下懲役
拘留又は科料
三年以下懲役又は千圓以下罰金

竊盜及び強盜の罪
詐欺及び恐喝の罪

死刑又は無期懲役
十年以下懲役

免除
五年以下懲役又は千圓以下罰金
一年以下懲役又は百圓以下罰金若しくは科料

横領の罪

十年以下懲役

免除

贓物に關する罪

十年以下懲役及千圓以下罰金

免除

毀棄及び隱匿の罪

三月以上七年以下懲役

六月以下懲役若しくは禁錮又は五十圓以下罰金若しくは科料

公選の投票を偽造する罪×

一年以上五年以下禁錮五圓以上五十圓以下罰金附加

一月以上一年以下禁錮二圓以上二十圓以下罰金附加

傳染病豫防に關する罪×

一月以上一年以下禁錮

五圓以上五十圓以下罰金

暴力行為に關する罪・

三年以下懲役又は五百圓以下罰金

六月以下懲役若しくは禁錮又は五十圓以下罰金

決闘に關する罪・

二年以上五年以下禁錮二十圓以上二百圓以下罰金附加

一月以上一年以下禁錮五圓以上五十圓以下罰金附加

爆發物に關する罪・

死刑又は無期懲役若しくは七年以上懲役又は禁錮

百圓以下罰金

外國に於て流通する貨幣紙幣銀行券證券偽造の罪・

有期懲役

免除

印紙に關する罪・

五年以下懲役

免除

治安維持に關する罪・

死刑又は無期若しくは五年以上懲役又は禁錮

免除

盜犯防止に關する罪・

無期又は十年以上懲役

免除

×印は舊刑法、印は單行法律。

右の外各種の特別法及び閣令、省令、府縣令等にも夫々罰則の規定がある。

刑法令

刑罰、懲罰

刑罰ハ犯罪行為ニ對シ科スル所ノ法益剝奪ノ處分ニシテ犯罪者ヲ膺懲シ社會共同生活ノ危害ヲ豫防スル目的ヲ以テ設ケタル制裁ナリ之カ爲刑法其他ノ刑罰法令アリ就中刑法ハ其主ナルモノニシテ他ノ刑罰法令ノ基礎ヲ爲シ汎ク之ヲ適用シ殊ニ其一般原則ハ特別ノ規定アルモノノ外他ノ刑罰法令ニ適用スルモノノ外他ノ刑罰法令ニ對シ科スル所ノ軍事上ノ制裁ニシテ行政ノ處分ニ屬スル紀律罰ノ一種ナリ陸軍軍人軍屬ハ一般臣民トシテ普通刑法ノ制裁ヲ受クル外陸軍刑法及陸軍懲罰令ノ支配ヲ受クルモノトス

陸海軍刑法

軍事法令—刑法令

軍ノ鞏固ナル成立ハ軍紀ノ嚴肅ヲ以テ其最大要件ト爲シ軍紀ノ嚴肅ハ軍人ニ課スルニ特別ナル服從義務ヲ以テセサルヘカラス從テ常ニ峻嚴ナル紀律ノ下ニ立タシムルノ要アル軍人ニ對シテハ普通ノ刑罰法ノ外更ニ軍刑法ヲ制定セラル即チ常人ニ在テハ罰ト爲ラサル行為モ軍人ニ在テハ特ニ之ヲ罰ト爲シ又等シク罰ト爲ルヘキ行為モ軍人ニ對シテハ更ニ之ヲ嚴ニセサルヲ得サルモノアリ陸軍刑法ハ此必要ニ基ケル刑法ニシテ普通刑法ニ對シ特別法タル關係ヲ有スルモノトス

陸軍刑法ハ陸軍ノ害ヲ爲スモノヲ懲スルモノナルヲ以テ陸軍軍人、陸軍所屬ノ學生生徒、軍屬及陸軍ノ勤務ニ服スル海軍軍人ニ適用スルハ勿論此等ノ者ノ身分カ構成要件タルヘキ犯罪行為ニ共犯シタル場合(逃亡、抗命ノ如キ犯罪ニ加

ル部隊ノ急迫ニ臨ミ軍紀ヲ保持スル爲己ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス但其必要ノ程度ヲ超エタル行爲ハ性狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトアリ普通刑法又ハ他ノ法令ノ罪トナルヘキ行爲ニ就キテモ亦然リ陸軍刑法ノ罪ハ行爲ノ性質ニ應シ之ヲ叛亂、擅權、辱職、抗命、暴行脅迫、侮辱、逃亡、軍用物損壞、掠奪、違令及俘虜ニ關スル罪ノ十一ニ分ツ海軍刑法ニ於テモ其罪名陸軍刑法ト同シク十一ヨリ成ル

懲罰

陸軍懲罰令ニ所謂懲罰トハ陸軍軍人ノ爲シタル犯行ニ對シ統帥權ニ基キ科スル所ノ制裁ナリ從テ懲罰ハ國家ノ司法權ニ基キ犯罪ニ科スル制裁タル刑罰ト其性質ヲ異ニス懲罰令ニ所謂犯行トハ陸軍軍人タ

ルノ本旨ニ背キ又ハ軍事ノ定則ニ違ヒ其他軍紀ヲ害シ風紀ヲ紊ル行爲ニシテ陸軍刑法ノ罪ニ該ラサルモノヲ謂フ而シテ懲罰ト刑罰トハ其性質ヲ異ニスルヲ以テ同一ノ行爲ニ對シテ二種ノ制裁ヲ併科スルヲ妨ケスト雖此兩者ハ共ニ軍秩保持ノ必要上科セララルル制裁ナルカ故ニ陸軍刑法ノ刑ニ處セラレタル陸軍軍人ニ對シテハ懲罰ヲ併科スルヲ許サス之ニ反シ陸軍刑法以外ノ法令ノ刑ニ處セラレタル陸軍軍人ニ對シテハ軍事ノ必要ニ依リテハ更ニ懲罰ヲ科スルコトヲ得ルモノナリ

陸海軍軍事司法

司法權ハ 天皇ノ總攬シ給フ所ニシテ陸軍ニ在リテハ憲法第六十條ニ據ル特別裁判所即チ軍法會議 天皇ニ代リテ之ヲ行フ

軍法會議

抑ミ軍人軍屬ノ犯罪ヲ檢察審判スルハ常人ト其趣ヲ異ニスルモノナカルヘカラス蓋シ軍人軍屬ノ國家ニ對スル義務ハ一般臣民ノ國家ニ對スル義務權利ト同日ノ論ニ在ラズシテ森嚴ナル軍紀ヲ維持スルハ軍隊成立上最モ緊要ナレハナリ是即チ軍ノ特質ニ適合スル軍法會議法ヲ制定セラレアル所以ナリ

適合セシムル爲軍ノ内容ニ通曉セル裁判官ニヨリ最モ迅速ニ判決ヲ與ヘ以テ軍ノ要求ニ應セントスルニ在リ從テ左ノ特色ヲ有ス
一、軍隊指揮權ト軍ノ裁判權トヲ事情ノ許ス限リ一致セシムル爲軍隊指揮官ヲ軍法會議ノ長官トス
二、平常常設スル軍法會議ト戰時特設スル軍法會議トノ間ニ訴訟手續ノ差別ヲ設ケ以テ軍事ノ必要ニ應セシム
三、軍法會議ノ裁判官ハ大部分ヲ將校ヲ以テ任命シ軍事上ノ必要ト人權ノ尊重トノ一致調節ヲ圖リ以テ軍紀ノ確保ト軍事上ノ利益保護トヲ適切ナラシム
四、判士ハ被告人ノ身分ニ應シテ區別シ常ニ被告人ト同等以上ノ官等ノ者タルコトヲ要ス
軍法會議ノ裁判權 軍人、軍屬、陸軍用船ノ船員、俘虜等ノ犯罪及

戰時事變ニ際シテハ常人ノ特定ノ犯罪ヲ審判ス其大要次ノ如シ
一、陸軍ノ現役ニ在ル者(未入營者ヲ除) 召集中ノ在郷軍人、召集ニ依ラス部隊ニ在テ現役軍人ヲ以テ充ツヘキ勤務ニ服スル在郷軍人、現ニ服役上ノ義務履行中ノ在郷軍人、志願ニ併リ國民軍隊ニ編入セラレ服務中ノ者、陸軍所屬ノ學生生徒(各部依テ除ク) 陸軍軍屬、陸軍ノ勤務ニ服スル海軍軍人、陸軍用船ノ船員並以上掲ケタル外陸軍ノ部隊ニ屬シ又ハ從フ者(各部隊所屬ノ職工ヲ除ク) 及俘虜ノ犯罪ハ時ト場所トヲ問ハス又普通法上ト軍事法トノ區別ナク總テ審判ス
二、前項以外ノ在郷軍人ハ時ト場所トノ如何ヲ問ハス制服着用中ニ犯シタルハ陸軍刑法ノ罪ニ因

リ逮捕拘留若ハ拘引セラレ又ハ捜査報告アリタルトキニ限り審判ス
三、常人ハ戰時事變ニ際シ合圍地域又ハ作戰地域兵站地域ノ占領地域ニ於テ特定ノ犯罪アリタルトキニ限り審判ス
軍法會議ノ種類 軍法會議ハ次ノ如ク區分シ概シテ長官指揮官ノ部下若ハ監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件ヲ管轄ス
一、高等軍法會議 東京ニ常設シ陸軍大臣ヲ以テ其長官トス
二、師團軍法會議 内地各師團ニ常設シ師團長ヲ以テ其長官トス
三、朝鮮(臺灣)(關東)軍法會議 軍ニ常設シ軍司令官ヲ以テ其長官トス
四、以上ノ外戰時事變ニ際シテハ必要ニ依リ軍法會議、獨立師團軍法會議、獨立混成旅團軍法會議、兵站軍法會議及臨時軍法

會議ヲ特設シ又戒嚴ニ際シテハ所要ニ應ジ合國地軍法會議ヲ特設ス而シテ此等ノ特設軍法會議ハ軍法會議ヲ設置シタル部隊又ハ地域ノ司令官ヲ以テ長官トス軍法會議ノ職員 軍法會議ニ判士陸軍法務官、陸軍錄事及陸軍警查ヲ置ク

判士ハ陸軍將校ヲ以テ之ニ充テ將官ヲ以テ判士ト爲ス時ハ陸軍大臣ノ奏請ニヨリ之ヲ命シ佐官以下ノ將校ヲ以テ判士ト爲ストキハ長官之ヲ命ス

檢察機關 陸軍大臣及軍法會議ノ長官ハ公訴及捜査ヲ指揮監督ス

檢察官 法務官中ヨリハ長官ニ隸屬シ捜査ヲ爲シ公訴ヲ行フ

檢察官ハ陸軍司法檢察官又ハ司法警察官ヲシテ捜査ノ輔佐ヲナサシムルコトヲ得

憲兵ノ將校、准士官又ハ下士官

ハ陸軍司法警察官トシテ捜査ヲ爲ス

中隊以上ノ軍隊及之ニ準スヘキ軍隊、官衙、學校、特務機關及戰時ニ於ケル特設機關ノ長ハ其部下ニ屬スル者及監督ヲ受ケル者ノ犯罪ニ付陸軍司法警察官ノ職務ヲ行フ

警查又ハ憲兵ハ檢察官又ハ陸軍司法警察官ノ命令ヲ受ケ陸軍司法警察吏トシテ捜査ノ補助ヲ爲ス

豫審及審判機關 豫審ハ豫審官、(法務官中ヨリ長官之ヲ命ス)之ヲ行フ

審判ハ裁判官五人 高等軍法會議務官二、其他ハ判士三、法務官一、法務官一ヲ以テ構成シタル會議ニ於テ之ヲ爲シ其上席判士ヲ以テ裁判長ト爲ス

【海軍軍法會議法】モ陸軍ト略同シ軍法會議ノ種類

- 一、高等軍法會議 海軍大臣ヲ以テ長官トス
 - 二、東京軍法會議 同 右
 - 三、鎮守府軍法會議 鎮守府司令長官ヲ以テ長官トス
 - 四、要港部軍法會議 要港部司令官ヲ以テ長官トス
 - 五、艦隊軍法會議 必要ニ依リ艦隊司令長官、獨立艦隊司令官若ハ分遣艦隊司令官ノ率キル艦隊又ハ外國派遣ノ軍艦ニ之ヲ特設ス
 - 六、合國地軍法會議 戒嚴ノ宣告アリタル合國地境ニ之ヲ特設ス
 - 七、臨時軍法會議 戰時事變ニ際シ必要ニ因リ海軍ノ部隊ニ之ヲ特設ス
- 軍法會議ニ判士、海軍法務官、海軍錄事及海軍警查ヲ置ク
- 判士ハ海軍ノ將校ヲ以テ之ニ充ツ、將官ヲ以テ判士ト爲ストキハ海軍大臣ノ奏請ニ因リ之ヲ命

ス、佐官以下ノ將校ヲ以テ判士ト爲ストキハ長官之ヲ命ス

【訴訟手續】

一、始審

イ、捜査 告訴、告發アリタルトキ又ハ苟モ犯罪アリタルコトヲ知リタルトキハ捜査ヲ爲ス犯人ノ自首モ亦捜査ノ端緒タリ捜査ヲ爲シタルトキハ書類及證據物ニ意見ヲ添ヘ長官ニ捜査ノ報告ヲ爲ス

長官捜査ノ報告ヲ受ケタルトキハ檢察官ニ對シ公訴提起ノ命令又ハ豫審請求、事件送致ノ命令ヲ爲ス

ロ、豫審 豫審官取調ヲ終了シタルトキハ書類及證據物ヲ檢察官ニ送付ス檢察官ハ之ニ意見書ヲ添ヘ長官ニ豫審終了ノ報告ヲ爲ス長官ハ報告ヲ受ケタルトキハ檢察官ニ對シ公訴

提起又ハ不起訴處分ノ命令ヲ爲ス

ハ、公訴

公訴ノ提起ハ公訴狀ニヨリ之ヲ爲シ被告人ニ犯罪事實及罪名ヲ示ス

ニ、公判

公訴提起アリタルトキハ裁判長ハ公判期日ヲ定メ期日ニハ被告人、辯護人(公訴ノ提起アリタル後陸軍將校又ハ同相當官、陸軍高等文官又ハ同候補、陸軍大臣ノ指定シタル辯護士中ヨリ之ヲ選出スルコトヲ得)及其他ノ關係人ヲ召喚ス被告人ノ訊問及證據調ハ裁判長又其命ヲ受ケタル一名ノ裁判官之ヲ爲ス辯論ハ之ヲ公開ス但安寧秩序若ハ風俗ヲ害シ又ハ軍事上ノ利益ヲ害スル虞アルトキハ辯論ノ公開ヲ停ムルコトヲ得而シテ軍法會議ハ審判ヲ爲スニ付他ノ干渉ヲ受タルコトナシ裁判

ニ、上告

檢察官又ハ被告人(被告法定代理人、保佐人、夫及辯護人)ハ師團軍法會議及朝鮮、臺灣、關東軍各軍法會議ノ判決ニ對シテ法令違反ヲ理由トスルトキニ限り上告ヲ爲スコトヲ得

高等軍法會議上告ノ理由アリタルトキハ原判決ヲ破棄シ更ニ審判ヲ爲サシム

三、非常上告 軍法會議ノ判決確定後其判決法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ高等軍法會議ノ長官ハ檢察官ヲシテ高等軍法會議ニ非常上告ヲ爲サシムルコトヲ得

四、再審 管轄軍法會議ノ檢察官及刑ノ言渡ヲ受ケタルモノハ刑ノ言渡又ハ無罪、免訴、若ハ公訴棄却ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ニ對シ事實ノ認定ニ瑕瑾アルコトヲ理由トシ刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ利益若ハ不利益ノ爲再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得

管轄軍法會議再審ノ理由アリトスルトキハ再審開始ノ決定ヲ爲シ其事件ノ審級ニ從ヒ更ニ審判ヲ爲ス

五、裁判ノ執行 裁判ハ確定シタル後之ヲ執行ス

裁判ノ執行ハ其裁判ヲ爲シタル軍法會議ノ檢察官又ハ其裁判ヲ爲シタル豫審官ノ屬スル軍法會議ノ檢察官之ヲ指揮ス但其性質上軍法會議裁判長、受命裁判官又ハ豫審官ノ爲スヘキモノハ此限ニ在ラス

軍用機並商業用航空機
スポーツ用小型機並附屬品

設計製作

(株式會社石川島飛行機製作所改稱)

立川飛行機株式會社

東京府立川町 (電話 二二〇・三二二)
立川 二四一・三七二
東京事務所 丸ノ内東京海上ビルディング
(電話 丸ノ内 一五二五・一五二六)

ジーエス蓄電池

名聲四海に轟く
強力無敵の品質

海に 陸に 空に
各種軍用電池の
御用命を辱くす

PATENT
GS
ACCUMULATOR

日本電池株式會社

機械 諸艦 船艦 各種スプリング
 自動車用 スプリング製作
 並に 兵器用 スプリング製作



株式會社大同電氣製鋼所
帝國發條製作所
 東京市向島區寺島町四ノ三
 電話番田 695.696.2190.3057.

過去諸戰役諸統計

日露戰役

旅順攻 城(自明治三十七年七月三十日
 至三十八年一月一日)

戰鬪總員 死傷者數
 第一回總攻撃(自八月九日 至八月廿四日) 約五萬一千人 約一萬六千人
 第二回總攻撃(自十月廿一日 至十月廿六日) 約四萬四千人 約四千人
 第三回總攻撃(自十一月廿六日 至十二月六日) 約六萬四千人 約一萬七千人
 攻城日子 一五五日
 日本參加人員(後方部隊ヲ含ム)約十三萬、火炮三九
 三門、死傷者五萬九千餘。
 露國戰鬪總員約三萬四千。開城ノ際ノ捕虜二萬五千、
 鹵獲火炮約一千二百門、小銃約六萬一千挺。

過去諸戰諸統計—日露戰役

遼陽會 戰(明治三十七年自八月二十日
 至九月四日)

戰鬪總員 死 傷
 日本 約十三萬五千人 約二萬四千人
 露國 約二十二萬五千人 約二萬
 沙河會 戰(明治三十七年自十月十日
 至十月十七日)

戰鬪總員 死 傷
 日本 約十二萬一千人 約二萬人
 露國 約二十二萬二千人 約四萬一
 千
 鹵獲砲四十五門、小銃約六千、俘虜約六百五十人。
 奉天會 戰(明治三十八年自三月十日
 至三十日)

參加戰鬪總員 死 傷
 日本 約二十五萬人 約七萬人
 露國 約三十二萬人 約九萬人
 軍旗三旒、砲四十八門、小銃約三萬四千
 挺、俘虜約二萬二千人。
 奉天會戰日本軍總射耗彈數 三三五、〇〇〇發
 野砲 三〇 (交戰日數十三日)
 榴彈砲 一三
 世界大戰シャンパーニュ佛軍一日一門野砲 一四一
 榴彈砲 四七
 (交戰日數十七日)

四五七

國債價格	募 債			額 債		
	三十五年	十七年	三十三	全募債總額	戰利率	役手取金
三十八年三月	三十八年八月	三十八年十月	年手取金	年利	年利	年手取金
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五
九二圓八八	九三圓六〇	八九圓二一	九〇圓五	四分五	四分五	九〇圓五

日本軍は勝戦者たりしに拘らず戦敗者たる露國に比し戦費の募集困難なりしを知るべし。是れ軍事的勝利よりも經濟的確實に重きを置けるが爲なり

四分利附國債の倫敦市場に於ける平均相場なり

日露開戰當時ノ兩國海軍勢力

日	總噸數(噸)	比率
日本	二四六、一三三	七五
露國(黑海艦隊を含まず)	三二八、一七四	一〇〇

著名戰爭原因梗概一覽表

西曆紀元年	戰爭ノ名稱	主要交戰國	原因ノ梗概
一〇九六―一二七〇	十字軍(前後七回)	羅馬法王國獨佛英對土耳其	羅馬法王ガ法權ヲ以テ世界ヲ統一セントスル大抱負ヲ實行セントスルニ際シ、イエルサレムノ聖地ガ土耳其人ノ有ニ歸シ、耶蘇教徒ヲ虐待シタルニ因リ聖地ヲ回復シ土耳其人ニ怨ヲ嗜サントシテ征討ノ師ヲ起ス
一六一八―一六四八	三十年戰爭	獨逸帝國對「ポヘミヤ」丁株、瑞典等	獨逸帝國内ニ於ケル新舊兩教信者ノ軋轢ヨリ他ノ新教國參加シテ獨乙ト戰フ、尙瑞典ノ加入ハ同國王「グスタフ」ノ野心得ム
一七五六―一七六三	七年戰爭	普、英對奧佛露瑞典	普王「フレデリック」大王國ヨリ「シレジア」ヲ奪ヒ、奧國皇帝「マリア」ノ憤怒ヲ買ヒ佛露、瑞典モ亦普國ノ強盛ヲ嫉ミ聯合シテ普國ヲ討タントス、普王「ジョージ」ニ侵入シ宣戰スルニ至ル

著名戰爭原因梗概一覽表

一七七六一一七八三	米國獨立戰爭	英對米殖民地	殖民地ノ人民ガ英國ノ壓迫ヨリ免レン爲其軀幹ヲ脱セシムルニ因ル
一七九六一一七九七	「ナポレオン」 埃國征伐	佛對埃	佛國ノ政治ハ國內窮乏シテ兵士ノ給與ハ外征ニ之ヲ求ムルニ必要ト認メ、尙外征ノ偉勳ニ依リ國民ノ信望ヲ求メシメントスルニ原因シ、先ニ佛國革命以來ノ政敵埃國ヲ征伐セシムルニシテ
一七九八	「ナポレオン」 埃及遠征	佛對英(埃及)	埃國征伐ニ連繫シ第二政敵タル英國ヲ討タントセシモ、英本國ト印度トノ連絡ヲ遮斷セントス、尙外征ノ偉勳ニシテ「ナポレオン」ノ聲望ヲ忌ミ外征ニ事寄セ之ヲ巴里外ニ遠ケントス
一八〇〇一八〇一	「ナポレオン」 第二回埃國征伐	佛對埃	埃國ハ「ナポレオン」ノ新憲法ヲ否認シ、王位篡奪者ト稱セシヲ以テ「ナポレオン」ハ之ヲ膺懲シテ國威ヲ輝シ、佛國ヲ嗜ラサントス
一八〇五一一八〇七	「ナポレオン」 外征諸戰	佛對埃、露、普	「ナポレオン」ハ英國ニ對シテ積憤ヲ晴サントスルモ、海軍力不足ニシテ果サズ、一八〇五年英國侵入ヲ企テシモ、モントラフアルガルノ海戰ニ敗レテ果サズ、一八〇七年英國同盟國タル露、普、埃ヲ征伐シ大陸ヲ統一セントス
一八五三一一八五五	「クリミヤ」戰爭	露對土、英、佛	露國ノ土耳古侵略慾ニ原因シテ土耳古、佛、露葛藤タリ、聖地保權ヲ佛國ニ與ヘタルヲ怒リ露土開戰ス。英、佛、露國ガ土耳古ヲ占領シテ地中海ニ進出スルヲ喜バズ、佛國ト共ニ土國ヲ援助シ「サルヂニヤ」王伊國統一ノ手段トシテ英佛ヲ助ケ
一八六一一一八六五	北米南北戰爭	南方對北方	北米南北ハ其ノ利害關係ヨリ左ノ如ク主張ヲ異ニセリ、政治、經濟、農業ニ從事スルモノ多ク、保護關稅ヲ要求セシモ、南方ハ工業發達シ、保護關稅ヲ要求セシモノ少ク、廢止ノ見一致セズ、早晩衝突ヲ見ナラシムルニ當リ、奴隸ノ廢止ノ「リンカーン」大統領トナルヤ南方派之ニ反對シ獨立ヲ宣言ス

著名戰爭原因梗概一覽表

一八七六一一七八三	普埃戰爭	普對埃	普國ハ其國勢漸ク盛ナルニ因リ、埃國ノ嚴禁ヲ脱シ、自國統一ノ下ニ堅固ナル國體ヲ作ラントス。一八六三年埃國ハ「フランクフルト」會議ニ於テ普國ヲ抑壓セン、トシテ成ラズ、兩國ノ感情惡化ナラズ、一八六四年丁未戰後「シユレスウイヒ」ニホルスタインニ處分問題ヲ直接原因トシテ開戰スルニ至ル
一八七〇一一八七一	獨佛戰爭	獨對佛	佛帝「ナポレオン」三世ノ普國ニ對シテ外交上ノ失敗ニ對シテ憤怒ヲ晴シ、尙之ガ失敗ニ關シテ普國ニ復讐セシムルノ感情衝突シ開戰ス
一八七七	露土戰爭	露對土	露國ノ地中海進出ニ對スル野心ニ肝胎シ土耳古領内耶蘇教徒保護ノ名ノ下ニ露國ガ土耳古ノ内政干渉ニ因リ戰ヲ開ク
一八九九一一九〇〇	英杜戰	英對「トランスバール」	英國ガ「ゲートホープ」嶺殖民地一帶統一ノ必要ヨリ「トランスバール」共和國ヲ併合セントス、偶々共和國ニ在住英人ノ參政權問題ヨリ衝突シ兩國開戰ス
一八九四一一八九五	日清戰爭	日對清	清國ノ暴狀ト朝鮮ノ獨立保護
一九〇四一一九〇五	日露戰爭	日對露	露國極東ノ侵略ニ對シ日本ガ支那領土保全ト朝鮮獨立保護トニ依リ東洋平和ヲ維持セントスルニ基キ露國ノ滿洲撤兵ヲ履行ニ端ヲ發ス
一九一四一一九一八	世界戰爭	日、露、塞、佛、英、獨、荷、米、勃等對獨、埃、土、勃等	一八七〇年戰役ノ結果佛國ハ領土ノ一部ヲ割讓セザルベカラザルニ至リ、技ニ兩國間ニ救済スベカラザル永久的深淵ヲ穿テ、而シテ又戰捷ノ結果、新獨逸帝國ハ一躍中央ノ霸權ヲ握リ更ニ進んで世界の強國タルトス、爾來ノ權ヲ及ビ、端ナクモ英、露、佛其ノ他ト利害ノ背馳ヲ來シタリシガ偶々「サラエヴォ」ノ兇變アルニ及ビ技ニ戰亂ノ勃發ヲ見ルニ至レリ

世界戦争交戦列強兵力一覽表

國名	平時		戰時		兵力		開戰當初 師團數	同大 隊數	兵力最大 ノ師團數	戰役末期 ノ師團數
	師團數	大隊數	騎兵 中隊數	兵員	砲數	軍馬數				
英	六	一五七	九三	四〇萬	一・一千	六四千	二〇	二四〇	九三	八〇
佛	四八	六六二	四五五	七五	三・〇	一九三	九七	一・一六四	一二八	一一三
伊	二五	三六二	一八〇	三〇	一・六	六二	三八	三八四	八五	六一
米	二五	一九五	三二五	二〇	?	?	?	一一四	四二	四二
露	七〇	一、二六八	七三一	一三〇	四・七	二二〇	二二〇	一、九二四	二三八	—
獨	五〇	六七二	五四七	八〇	四・六	一二三	一二三	一、五二二	二四三	二二八
埃	四九	六八六	三五三	四二	三・二	七〇	五三	?	八二	八〇

交戦各國兵力飛行機自動車數

區別	獨	埃	露	英	佛	伊	米	日
兵力	一四〇師	八〇	二四〇	一〇〇	一四〇	八〇	—	—
飛行機	二、七〇〇機	六三	—	一、七七八	三、三三三	八三三	七〇	一〇〇
自動車	一六五、〇〇〇臺	四五、四〇〇	四、九〇〇	七二〇、〇五〇	二二六、一〇〇	四三、〇〇〇	六、四〇、五〇〇	六、〇〇〇

最近三大戰役會戰兵力比較



一、圓ノ大小ハ兵力ノ大小ニ比例シ圓内ノ數字ハ對抗軍兵力ノ比率ヲ示ス（敗者ヲ下トス）

二、

三、本表ハ最近三大戰役中勝敗明瞭ト決シタル主要會戰（世界大戰中兵力未ダ不明ナルモノハ除ク）ヲ掲グ

【獨、佛、戰、役】

最近三大戰役會戰兵力比較

最近三大戰役會戰兵力比較

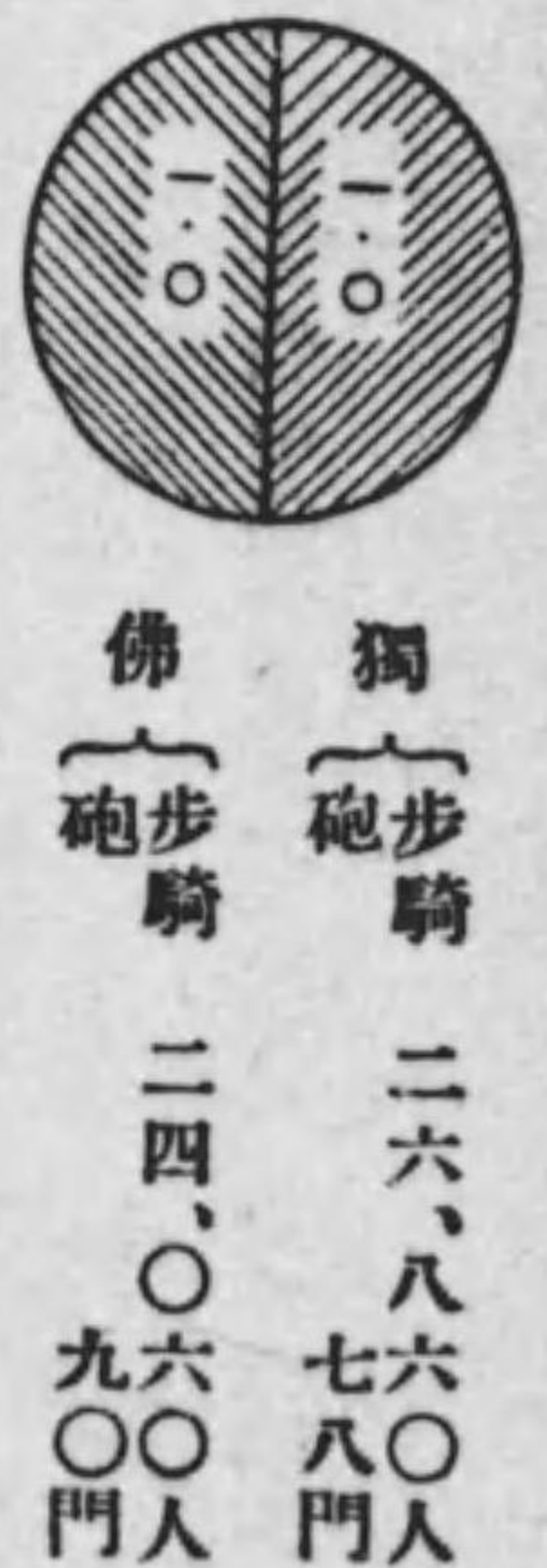
「ウエルト」(一八七〇年)八月六日



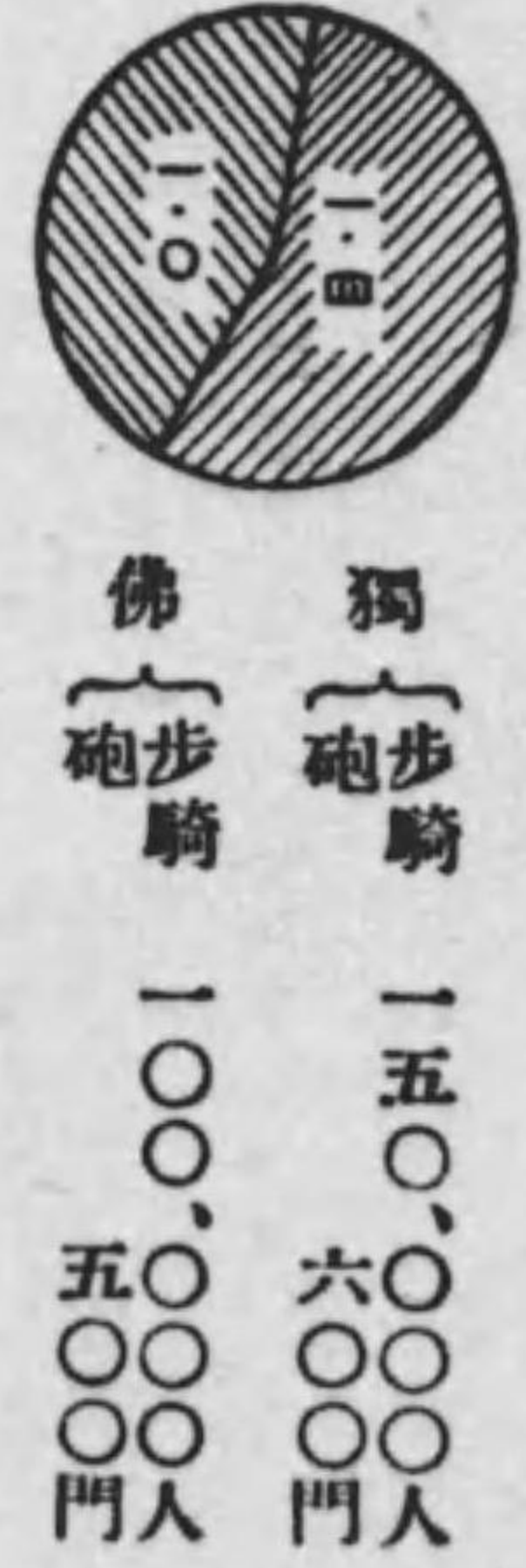
「グラベロツトサンブリバー」(一八七〇年)八月十八日



「スピツヘルン」(一八七〇年)八月六日



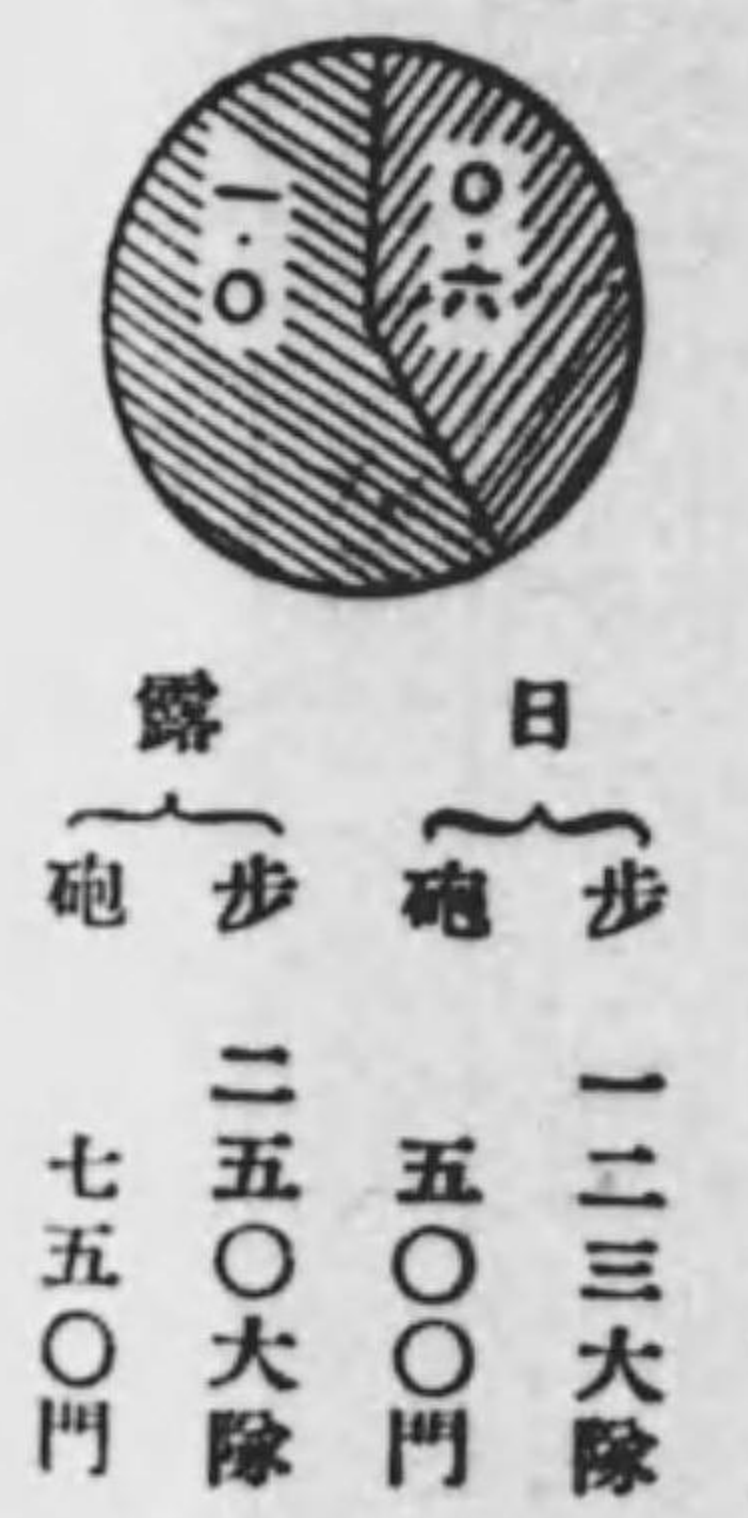
「セダン」(一八七〇年)九月一日



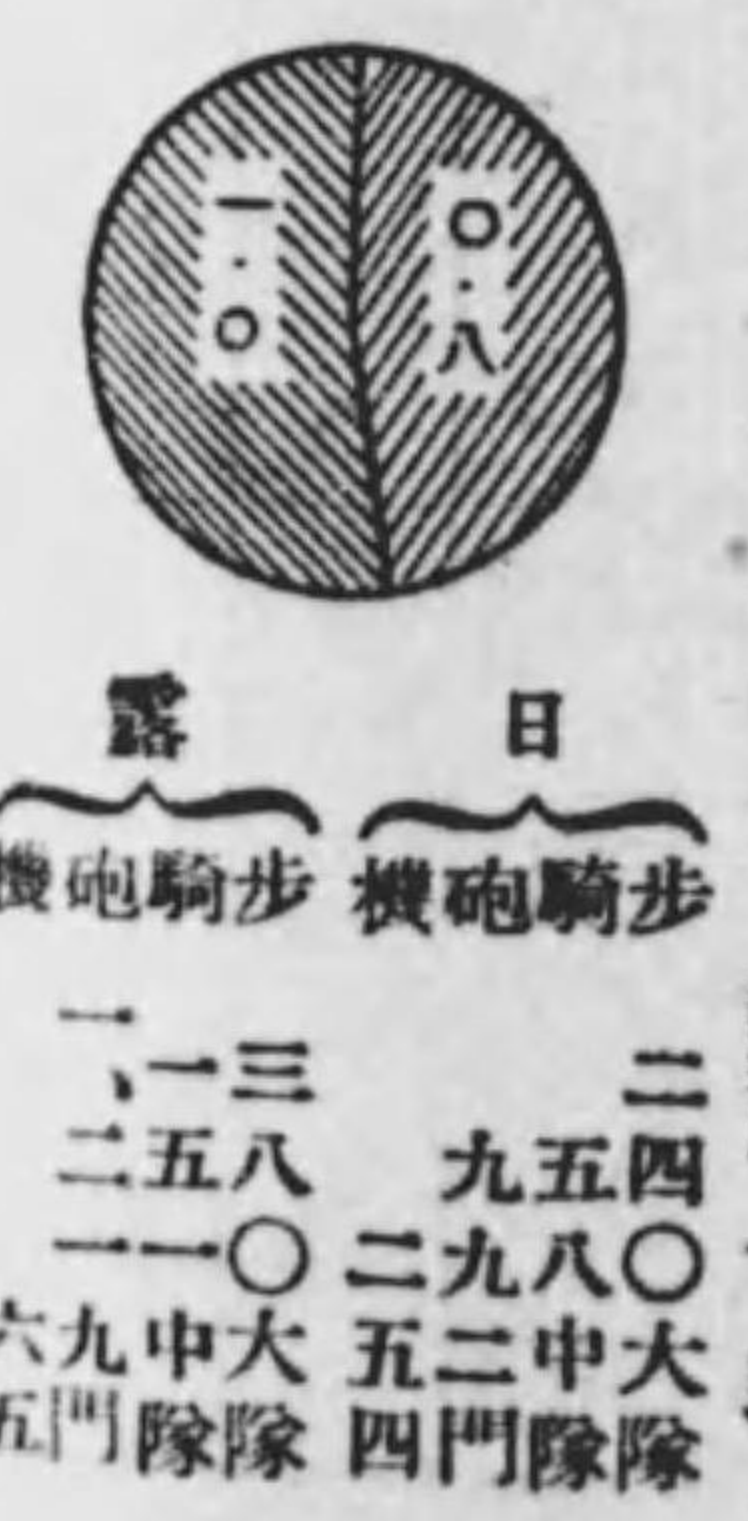
四六六

【日露戰役】

遼陽 明治三十七年(自八月二十五日) 沙河 明治三十七年(自十月八日)

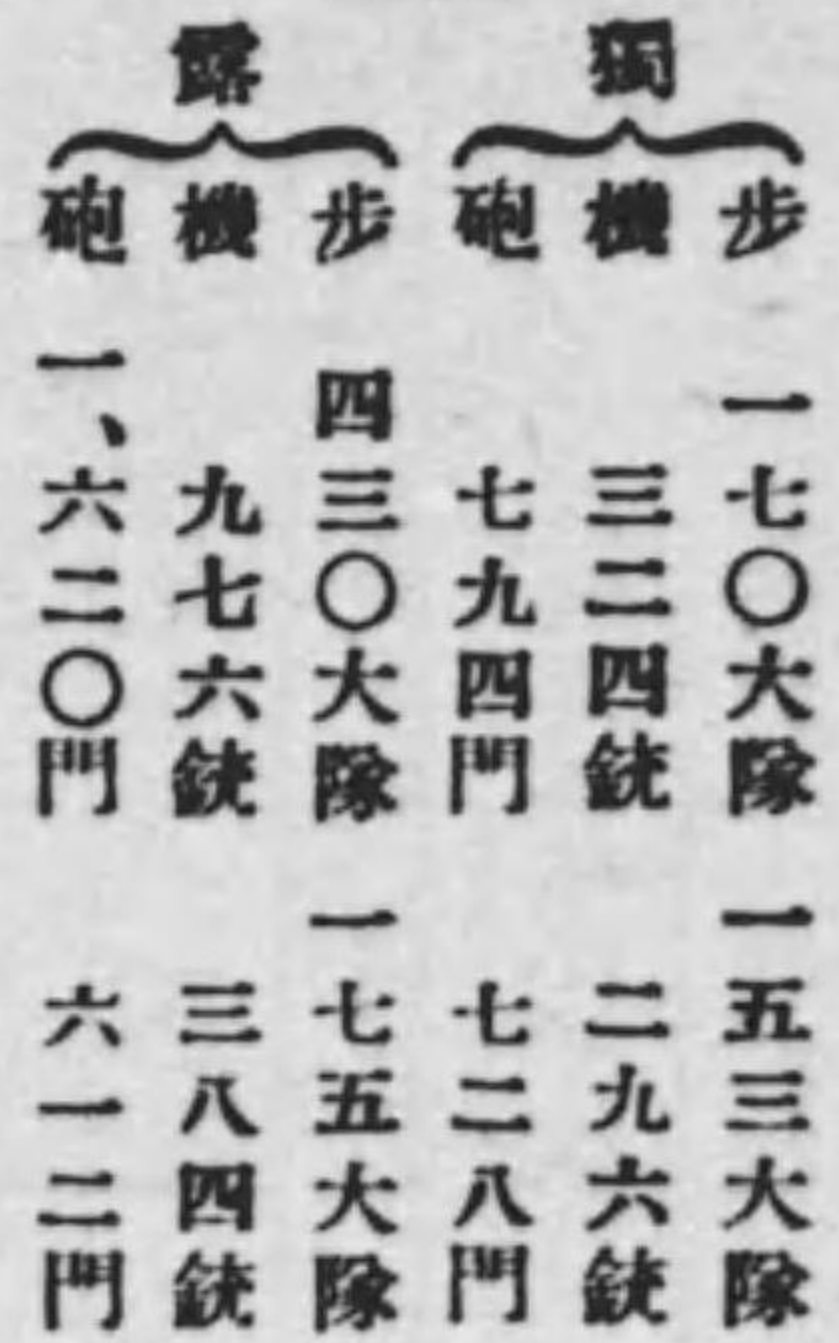


奉天 明治三十八年(自三月二十二日)

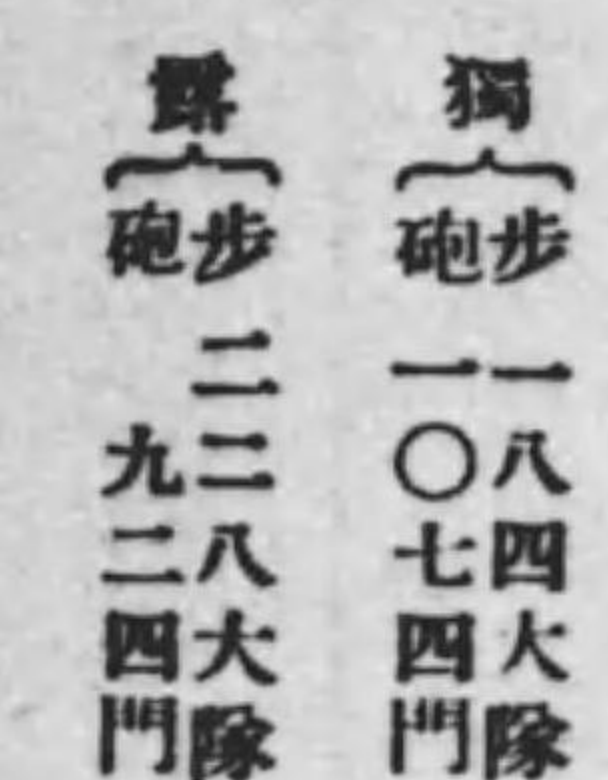


【世界大戰】(其一)

西方國境 一九一四年(自八月二十四日) 「マルヌ」一九一四年(自九月五日)



「マルヌ」河畔 一九一四年(自九月九日) 露境國境 一九一四年(自八月下旬)



最近三大戰役會戰兵力比較

【世界大戰】(其二)

「ワイヒゼル」河畔(獨第一次波蘭攻勢) 一九一四年(自十月廿五日)



「ロツツ」(一九一四年(自十一月十二日)) 「マスール」冬季一九一五年(自二月廿七日)



一九一八年獨軍 第一次攻勢 自三月二十一日 至四月九日



一、日露戰役間我軍が各會戰場裡ニ於テ劣勢ヲ以テ優勢ヲ擊破シタル跡顯著ナリ。
二、主要會戰ノ兵力増大ノ傾向アルモ小ナル會戰亦無シトセズ

四六七

主要會戰時期ニ於ケル損耗數一覽表

年次	主要會戰名	獨軍(佛白英軍正面)			佛軍(西方戰場)			英軍(西方戰場)		
		死者	失踪及俘虜	傷者	死者、失踪及俘虜	傷者	死者	失踪及俘虜	傷者	
一九一四	國境線「マルヌ」會戰	二六、七五〇	一〇七、六四〇	四三三、〇五〇	四四四、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一五、二四四	二五、〇〇五	四四、三三六	
一九一四	「イーゼル」河畔戰	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇四、一〇〇	七四、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	四、九六二	一、九六四	一〇、六九六	
一九一五	「シャパンバーニユ」佛軍攻撃	五、八三三	一一、一〇〇	一〇四、一〇〇	七四、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	四、九六二	一、九六四	一〇、六九六	
一九一五	「シャパンバーニユ」冬期戰	三三、三三三	一三、八五一	七、二四八	六九、〇〇〇	一七一、〇〇〇	九、三八九	一、二八四	二三、〇〇五	
同	「イーゼル」河畔及「アルトア」ノ戰	四三、三三三	二八、三三〇	一六〇、〇三三	一四三、〇〇〇	三〇六、〇〇〇	二四、九三三	一〇、一七八	八四、四四八	
同	「アルゴンヌ」戰後陣地戰繼續	一五、六三三	五、五三三	五七、三三七	四八、〇〇〇	一四三、〇〇〇	六、八八七	三、四三三	二三、六七三	
同	「アルトア」及「シャパンバーニユ」ノ秋期會戰	三〇、七三六	三六、五三三	一一八、九四五	一三三、〇〇〇	二七九、〇〇〇	二〇、九三八	一〇、七一九	六三、一四〇	
一九一六	「アルトア」及「シャパンバーニユ」ノ戰	七、九〇三	二、三九四	二九、四〇六	二二、〇〇〇	五六、〇〇〇	六、四四八	一三〇	一五、五二四	
一九一六	「ヴェルダン」ノ會戰	五七、八二八	二七、八四七	二四八、八八一	一七九、〇〇〇	二六三、〇〇〇	二八、五七五	三、五二四	八六、九〇二	
同	「ソンム」河畔ノ戰	八二、八四八	一〇九、三三三	三四六、八九八	一三六、〇〇〇	二〇五、〇〇〇	一〇、三四二	三三、四六〇	三二七、三七七	
同	「ソンム」河畔ノ持續戰	一四、五九〇	二二、六三三	五五、〇八一	三八、〇〇〇	五五、〇〇〇	一六、九五四	四、一九七	三八、八九〇	
一九一七	「シャパンバーニユ」及「ソンム」方面持續戰	二二、七〇四	六、四六七	四六、三二〇	三〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	二〇、九〇九	二、五六二	四三、七四七	

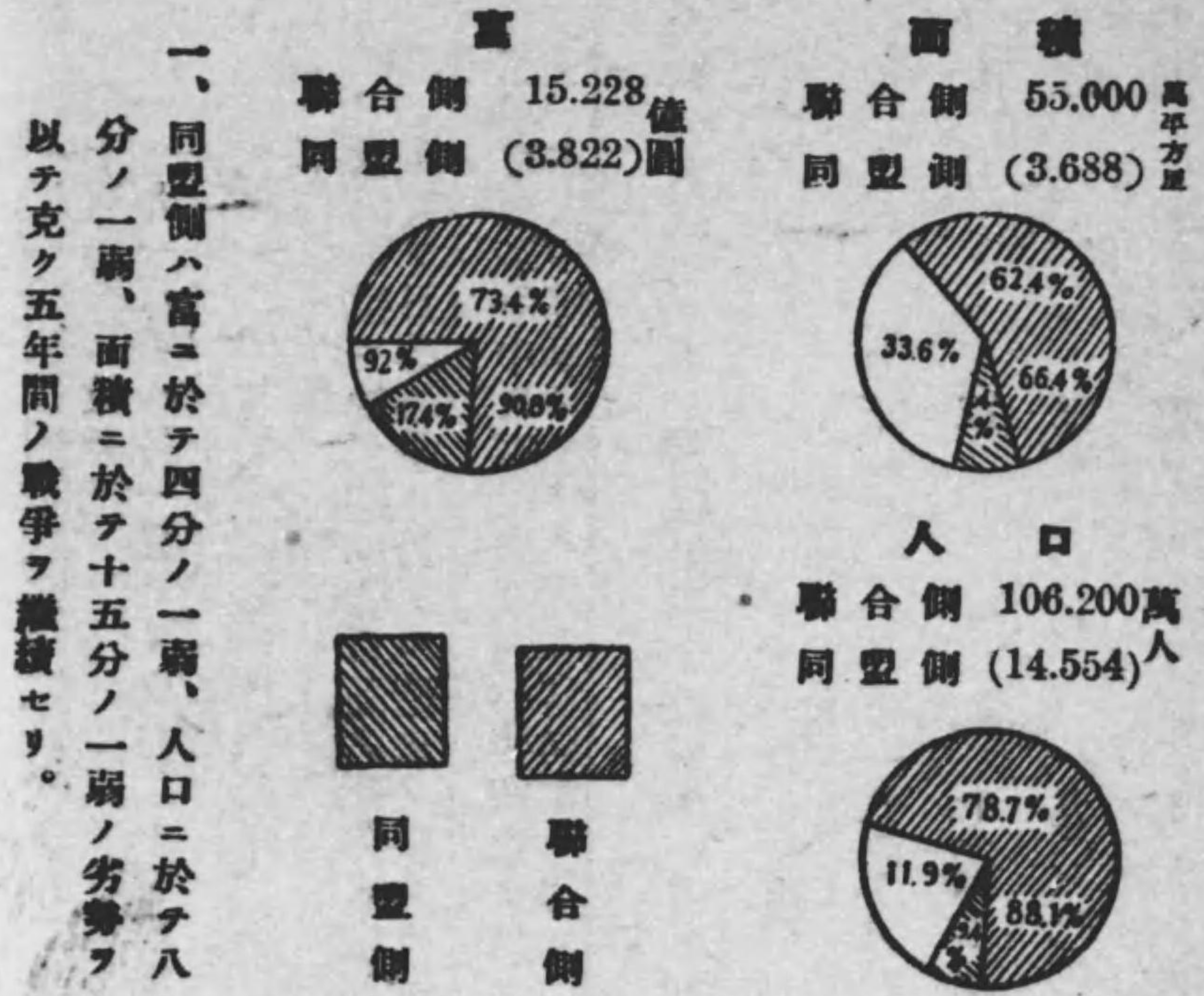
備考	計	「アラス」及「エーヌ」河畔聯合軍攻勢	「フランデル」會戰	準備及偵察戰	西方正面獨軍大攻撃(第一次)(第二次)	第三次獨軍大攻撃、聯合軍逆襲獨軍退却	
同	六七、七六四	八九、〇九一	二七、三三六	一一〇、〇〇〇	一六九、〇〇〇	八二、三五四	
同	六三、三三八	八五、三九六	二五、七六三	五四、〇〇〇	二八、〇〇〇	九一、〇五三	
一九一八	四、四〇〇	一、九八六	一七、六七八	一〇、〇〇〇	四一、〇〇〇	六、四三三	
同	一一四、二五一	七三、四七三	五〇、六一七	一六七、〇〇〇	二六六、〇〇〇	五九、七四〇	
同	七八、一九六	三四七、八六七	三五九、六七〇	一六三、〇〇〇	三六八、〇〇〇	七一、七五八	
計	七九九、四〇〇	九六八、一九七	三、〇八八、七四三	一、八二八、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇	五九九、五九八	
備考	一、本表ハ一九二一—二二年獨逸統計年表ヲ基礎トシ西方戰場主要會戰時期ニ於ケル損耗ヲ調査シタルモノトス 二、英軍ノ西方戰場ニ於ケル損耗合計ハ死者五五八、九七九 失踪及俘虜三四四、二四八 傷者一、八三九、一五トモ謂フ						

過去戰役創痕ニ依ル戰傷者區分表

佛軍	戰	爭		
		小銃及機關銃創(%)	砲創及爆彈創(%)	其他(白兵創、打撲、災害等)(%)
八五四年	「クリミヤ」戰爭	五四・〇	四三・〇	三・〇
八七〇年	普佛戰爭	七〇・〇	二五・〇	五・〇

過去戰役創痕ノ種類ニ依ル戰傷者區分表

世界大戦勢比較



近世主要戦争直接戦費比較

- ナポレオン戦争 (一八〇〇—一八一五年) 一二五億圓
- クリミア戦争 (一八五三—一八五六) 三四億圓
- 南北戦争 (一八六一—一八六五年) 一六〇億圓
- 普佛戦争 (一八七〇—一八七一年) 七〇億圓
- 南阿戦争 (一八九九—一九〇二年) 二五億圓
- 日露戦争 (一九〇四—一九〇五年) 五〇億圓
- 世界大戦 (一九一四—一九一八年) 三、七七二億圓
- 大正 關東大震災損失額 五五億圓
- 二年ニ亘ル日露戦争ノ戦費ハ兩國ノモノヲ合シ數日間ニ生ジタル關東大震災ノ損失ヨリ少ク我國ノ戦費ハ約三分ノ一ニ過ギズ

世界戦争交戦列強戦費主要統計一覽表

國名	戦費總額 (千圓)	戰費總額ノ對スル百ニ對スル比	戰役間平均一日戰費 (千圓)	戰場兵員一人ニ對スル一日ノ平均戰費	平均一ケ年ノ戰費ノ國民所得額ニ對スル百分比	同上ノ國民貯蓄年額ニ對スル百分比	一九一八年度戰費ノ一九一四年歲出豫算ニ對スル倍数
英國	七二、八六八、七七六	四七	四七、三七九	二七、五五	八八	四六八	一一、一
佛國	六〇、九一八、六〇九	五六	三五、五五六	一八、七二	九七	五五九	九、七
伊國	一七、〇三四、五七九	四二	一三、六七三	一〇、六九	九五	九八一	七、二
米國	四五、九二一、四一八	九	七二、〇六五	六三、七八	三四	二六二	二七、一
露國	五五、八二九、六五二	四五	三九、〇四〇	一一、四〇	九二	五四一	六、四
獨國	六六、六〇五、六三九	四五	三九、〇二四	九、九〇	八五	五二五	八、六
奧國	三四、三六四、七二五	三六	二〇、四五五	一一、七六	七三	四五五	二五、〇
米國ヲ除ク平均	五一、二七〇、三三〇	四六	三八、一七〇	一五、七二			
日露戦争ノ日本	二、三〇〇、九四〇	一	三、五四〇	三、三〇			

世界大戦間一人一日ノ戦費ハ日露戦争ニ於ケル我軍ノモノニ比シ三倍以上二十倍ニ達ス。

世界戦争交戦列強戦費主要統計一覽表

世界戦争間米軍飛行機及毒瓦斯使用概数表

飛行學校卒業者	(臺) 飛行機							區分	員數	摘要
	偵察者等	高等科	初等科	戰鬥ニ依リ敵機ヲ墜落セシメシ數	戰鬥ニ依ル米機損失數	リバーチー十ニシリンダー發動機製造數	觀測用及夜間爆撃用			
五、〇〇〇	四、〇二八	八、六〇二	七五五	三七七	一三、五七四	三、二二七	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	三、八〇〇	
					內佛國へ送付數 一、八八五臺					
					內在佛米軍へ送付數 四、四三七臺					
					聯合軍へ交付數 一、〇二五臺					

毒瓦斯	(噸) 製造高										飛行家總數(戦争終局迄)(人)	
	手榴彈	七厘半砲彈	合計	青臭化ベンゼン	四鹽化チタニウム	四鹽化錫	黃燐	イペリット	フオスゲン	クロールピクリン		氣體鹽素
	八〇三、九二九	五八一、八〇五	一〇、八一七	五	一八一	一、〇〇六	七一一	一、六一六	二、七七六	一、一〇四	二、七二二	二、〇〇〇
	同右	同右	同右		同右	同右	同右	同右	同右		內戰地へ輸送數	一、四八八噸
	四〇〇、〇六四發	四五〇、〇〇〇發	四、二七八噸		一〇六噸	一七一噸	一九〇噸	四二〇噸	一、九〇三噸			

考備	(發)高造製彈		
	合	燒	擲
本表ハ米國參謀本部統計部長「レオナード・ビー・エールス」大佐著並一九一七—一九二〇年間ノ陸軍次官「ベネディクト・クロウエル」氏及豫備米國大尉「ローベルト・ウイilson」氏ノ著書ヲ基礎トセルモノナリ	計	彈	彈
	一、四一四、〇五九	二、六四六	二五、六八九
	同	右	内戦地へ輸送數
	八六八、六六四		一八、六〇〇發

日露及世界戦争射耗砲彈比較表

戰名	日露戦争			別國
	露軍	軍	日	
會戰名	全戰役	遼陽	奉天	全戰役
總射耗砲彈數(千發)	一、五〇〇	一、二二二	三三五	一、〇四九
一日一門射耗砲彈數(發)		平均野砲彈 二二六	平均野砲彈 一三〇 野戰榴彈砲彈 一三〇	
交戰日數			十三日	
摘要	全戰役			三四〇、〇〇〇

考備	世界戦争					
	米軍	伊軍	獨軍	英軍	佛軍	
一、一日一門ノ最大發射彈數ハ佛軍及露軍ニ於テ千發以上ヲ發射セル場合少カラザル如ク又獨軍ニ於テモ「ソム」會戰ニ於ケル一日ノ最大發射數千百發ヲ超過ス 二、普佛戦争當時獨軍砲兵發射榴彈總數ハ約八十萬發ナリ	全戰役	全戰役	全戰役	全戰役	「ソム」	「マールヌ」
	八、八五〇	四七、二五〇	五八〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	九〇〇
					平均野砲彈 一一〇	平均野砲彈 五一
					平均野砲彈 二二三	野戰榴彈砲彈 四七一
					平均野砲彈 二二三	野戰榴彈砲彈 四七一
					一九一六年七月—九月迄	一九一六年二月—五月
					一九一四年八月二十三日—九月十六日迄	一九一五年九月—十月
					八十八日間	交戰日數七日

日露戰役及世界大戰射耗砲彈數

全戰役

一日一門發射彈數

日露戰役
日 露 戰 役

會戰射耗彈數

日	佛	英
馬爾天	シヤンパー	ソソム
遼陽	ヴェルダン	ソソム
奉天	ニユ	ソソム
會戰射耗彈數	開戰當初ヨリ「マルヌ」戰終迄	ソソム

一、我日露全戰役間ノ射彈數ハ略ク「マルヌ」會戰ノモノニ相等シク「ソソム」會戰ニ於ケル佛軍ノモノハ我日露全戰役ノ十回乃至二十回分ナリ

日露戰役
日 露 戰 役
三、四、〇〇〇〇
三、〇〇〇〇〇
五、八、〇〇〇〇
四、七、〇〇〇〇
八、八、五〇〇〇
萬發

國名	戰日	會戰名	一日一門射彈平均	會戰日數
日本	日露	奉天	野砲 野戰榴彈砲	一三〇
日本	日露	遼陽	野砲	二六
佛	馬爾ヌ	野砲	五二	一〇
佛	開戰當初ヨリ「マルヌ」戰終迄	野砲	二二三	二五
佛	シヤンパー	野戰榴彈砲	四七一	一七
佛	ヴェルダン	野砲	四七一	一七
英	ソソム	野砲	二二〇	八〇
獨	ヴェルダン	野砲	二二五〇	四ケ月
備考	一日一門發射彈數	佛露軍一〇〇〇以上ノコト	佛露軍一〇〇〇以上ノコト	佛露軍一〇〇〇以上ノコト

大戰間獨逸の倫敦空襲狀況

年次	回数	飛行機ニ依リ			回数	飛行船ニ依リ		
		死	傷	軍人		死	傷	軍人
一九一四年	2	1	1	1	1	1	1	
一九一五年	4	2	6	1	1	4	1	
一九一六年	16	1	4	1	1	6	1	
一九一七年	33	1	4	1	1	7	1	
一九一八年	8	1	3	1	1	5	1	
合計	53	6	19	5	5	27	5	

歐洲大戰中彼我空襲回数及死傷者數

地名	空襲ヲ受ケタル回数	死	傷
倫敦	一〇四回	一、四二二人	三、四三八人

大戰間獨逸の倫敦空襲狀況・歐洲大戰中彼我空襲回数及死傷者數

獨逸「ダンケルク」	一七七回	三、四〇八人	八八八人
巴里	三二回	二六六人	六〇三人

世界大戰間列國喪失船舶噸數表

英國	七七七萬噸	諸國	一一八萬噸
佛國	八九萬噸	伊國	八五萬噸
米國	四〇萬噸	希國	三五萬噸
丁國	二四萬噸	波國	二〇萬噸
瑞國	二〇萬噸	露國	一九萬噸
獨國	一八萬噸	西國	一七萬噸
日國	一二萬噸	其他	二三萬噸

世界戰爭間佛英獨婦人の利用概況表

利用ノ爲採リタル處置	軍隊ノ利用範圍	勞働婦人總數	全勞務人員對勞務婦人ノ百分比					區分	國名
			農	業			工		
				被服工業	食料品工業	紡績工業			
陸軍大臣ハ婦人利用ヲ公許ス、調査委員會ニテ女工増加ノ手段、作業、使用法、衛生保護ニ關スル研究ヲナシ良案ヲ遂行實行ス	事務員、「タイピスト」、筆生、縫工、看護人、炊事婦、其ノ他ノ雜役	軍需工業ノミ 約三〇〇、〇〇〇 (一九一六年末)			軍需品製造ニ從事スル職工中女子三五		佛		
男女ノ兵員徵收ノ爲婦人ノ就職ヲ獎勵ス、男子ト同僚ノ方ニテ募集スルコトヲ限リ特ニ募集ス	看護及慰籍、酒保炊婦、配膳、書生、「タイピスト」、電話、郵便其他	(以上一九一八年七月) 一、三四五、〇〇〇 (一九一八年七月)	七六	四九	六七	三九	二五	英	
婦人勞働保護ニ關スル制限ヲ解キ夜業ヲ許シ勞働時間十時間ノ規定ヲ廢スル等勞役ヲ強制セス勸誘スルニ止ム	各隊本部、炊事場、隊内各種工場、武器工場、各廠洗濯場、看護勤務、書記、助手、傳令、電話手、掃除婦等其他官吏ノ位置ニモ之ヲ使用ス	(以上一九一六年秋)四五 七六三、〇〇〇 (一九一五年)	六四	六〇	六四	二三	一九	獨	

考備	待
婦人利用ノ範圍ハ本表ニ示セル各種農工業及軍隊利用ノ外交通要員及事務員等苟モ社會ニ於テ 婦人ヲ以テ男子ニ代ヘ得ベキ職業ニハ努メテ利用スル方針ヲ講セリ 從テ鐵道從業員、電車ノ車掌、運轉手等多數ノ婦人就職セリ	遇 内務大臣ハ女工ノ子女保護 養育ノ爲救護事業ヲ獎勵シ、 政府ヨリ補助ヲ與フ
	男勞働ノ三分ノ二、小兒ノ 保護監督保護ニ關スル救護 施設ヲ行フ

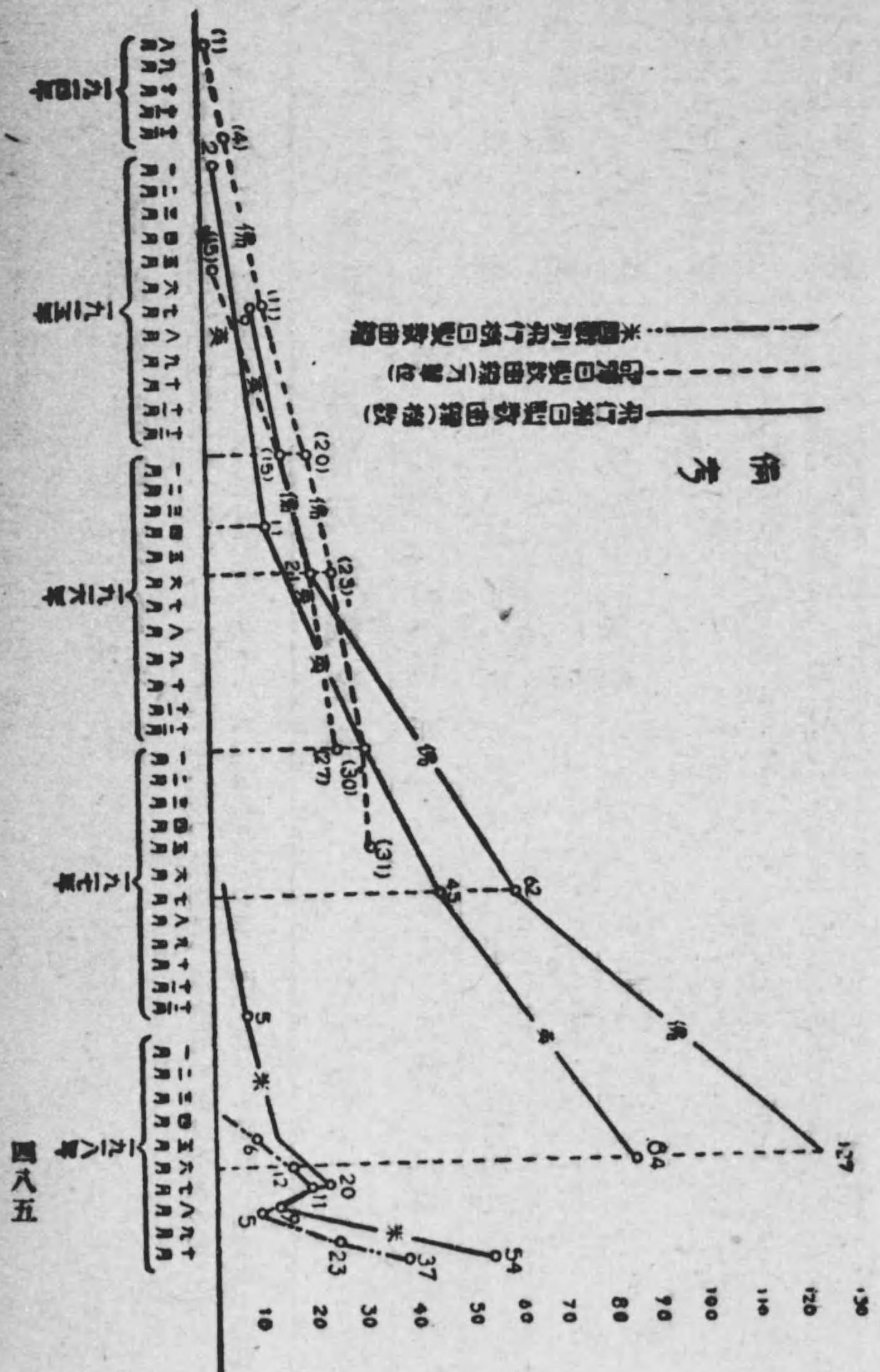
世界戰爭間獨國代用品、廢品及不用品利用一覽表

品	用	代	原料、燃料等	食料、飼料等	其ノ他
智利硝石			被代用品	被代用品	被代用品
棉	花		代用品	代用品	代用品
銅			鐵、亞鉛又ハ此等ト銅 ヲ合金、「アルミニ ウム」ト「マグネシ ウム」トノ合金	食用脂肪	銅製電線
樹皮ノ内側木纖維、 黃麻紙			植物ノ木纖維特ニ柳 樹皮ノ内側木纖維、 黃麻紙	脫臭セル魚油	銅製屋蓋ノ他 器具機械
空中窒素ヲ定固セル 硫酸鹽			集成化學ノ力ニ依ル 一種ノ金屬	燕麥	鋼製水管、瓦 鉛製水管、瓦
人造護謨原料			人造護謨原料	人造酪用	鋼製水管、瓦
「アルミニウム」治 金原料タル純礬土			酸化礬土及粘土中ヨ リ析採	「ラミノ」屬海 藻、馬鈴薯	鋼製水管、瓦
起爆劑原料タル 水銀			其芳香化合物		綿絲、麻絲
被甲用白銅			核心極軟鋼外皮白銅又 ハ銅及「マンガン」鐵合 金)或ハ銅、亞鉛及「アル ミニウム」合金		土囊、天幕、蓋 布幌布巾用布
榴霰彈用松脂			硫黃又ハ「ピッチ」類		調革、胴縮綱
「ベンゼン」油			樹木ヨリ採取セル木精 「アルコール」又ハ「ベ ンゾール」		襪衣、裏地、 職工服
酒精原料タル砂糖			木纖維搾汁中ノ糖分又 ハ「アセチリン」		革製ノ靴
硫酸原料			石膏		「グリセリン」
新鮮ナル獸魚骨ヨリ			食用脂肪		工業用酒精
			不用品		
			植物、纖維製造所洗滌水 及彈藥製造所廢水中ヨリ		

廢	部	ノ	用	利
護	護	護	護	護
人造護謨原料	人造護謨原料	人造酪用	野生植物	白銅貨
「アルミニウム」治 金原料タル純礬土	酸化礬土及粘土中ヨ リ析採	燕麥	植物油	鋼製水管、瓦
起爆劑原料タル 水銀	其芳香化合物			綿絲、麻絲
被甲用白銅	核心極軟鋼外皮白銅又 ハ銅及「マンガン」鐵合 金)或ハ銅、亞鉛及「アル ミニウム」合金			土囊、天幕、蓋 布幌布巾用布
榴霰彈用松脂	硫黃又ハ「ピッチ」類			調革、胴縮綱
「ベンゼン」油	樹木ヨリ採取セル木精 「アルコール」又ハ「ベ ンゾール」			襪衣、裏地、 職工服
酒精原料タル砂糖	木纖維搾汁中ノ糖分又 ハ「アセチリン」			革製ノ靴
硫酸原料	石膏			「グリセリン」
新鮮ナル獸魚骨ヨリ	食用脂肪			工業用酒精
	不用品			
	植物、纖維製造所洗滌水 及彈藥製造所廢水中ヨリ			

考備	部ノ用品用不			
一、本表ハ利用セラレタル代用品、廢品、不用品等ノ全部ヲ網羅セルモノニアラス 二、獨國外ニ於ケルモノモ參考ノ爲一部收録セリ此ノ種ノモノハ括弧内ノ國名ヲ記シテ之ヲ區別ス 三、獨國ノモノハ大正十三年科研雜報第八九號「ハーバー」博士講演參照	動物屍體及血液ヨリ	飼料(肉粉、血粉)	樹木ノ植物纖維ヨリ	人造絹絲(紡績可能)
	葉蒲附用葉ノ代用トシテ	紙屑、鈹屑	櫛實及洋栗ヨリ	含澱粉食料
	敷葉ノ代用トシテ	鋸屑、鈹屑、泥炭	陶土ヨリ	「アルミニウム」
	糞草屑ヨリ	窒素肥料	溝泥中ヨリ	石鹼成分
	馬鈴薯ノ腐敗(年額三、四百萬噸)ヲ防ク爲	乾燥貯藏	日向莢ヨリ	濕養飼料
			樹葉ヲ乾燥シテ	飼料
			櫛、橡實ヨリ	飼料
			山毛櫸、菩提樹實ヨリ	脂料
			葉ニ灰汁ヲ以テ加工シテ	飼料
				料

表較比:況果加増力製日旗行飛國米佛英問事戰界中
較比、ト況果加増力製日彈冠拉



滿洲事變戰死傷者調

昭和六年九月滿洲事變勃發以來、本年八月十日までの戦死、戦傷死、戦傷者の数は本表の如くである。これを年月別に見ると、昭和九年の二、三月が最も多く、次で昭和八年の三、四、五月（熱河河北方面の戦闘）が多い。

滿洲事變戰死傷者調査表

（昭和十一年八月十日迄調）

關東軍	間島派遣隊	越境部隊	支那駐屯軍	計	上海派遣軍	合計
戦死	二、三三三	三一	五五	七	二、四七六	三、〇〇二
戦傷死	四一六	七	三	三	四二九	五三七
計	二、七九九	三八	五八	一〇	二、九〇五	三、五三九
戦傷	六、四九八	一二九	八一	四一	六、七四九	八、五三一
合計	九、二九七	一六七	一三九	五一	九、六五四	一一、〇七〇

滿洲事變の經過一覽表

昭和六年	昭和	和	年次	月別	作戦關係	其他行事					
九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六、七		
奉天、長春、吉林附近の戦闘	錦州爆撃	嫩江、昂々溪附近の戦闘、天津事件	遼西方面平定、錦州入城	哈爾濱附近の戦闘	上海事件	方正、東支線及松花江流域の反吉林軍討滅	呼海線方面馬占山軍討滅	張學良政權崩壊	聯盟票決十三對一	滿洲國獨立	リットン卿一行來滿

年 七 年 八 和 昭

八	七	六	五	四	三	二	一	十二	十一	十	九	八
三角地帯討匪			北支停戰協定成立	北支作戰		熱河作戰	吉林省東方地區討匪、山海關事件	三角地帯討	東邊道方面討匪 コロンバイル方面蘇炳文討滅			
菱刈軍司令官著任	武藤元帥薨去	國際聯盟の滿洲國不承認案採擇	蘇聯邦東支鐵道賣込提議		國際聯盟離脫の詔書喚發	國際聯盟票決四二對一			リットン報告書發表	帝國の滿洲國承認 日滿議定書の締結		武藤軍司令官著任本庄中將と交代

年 九 和 昭

十一	十	九	六	五	三	二	一	十一	十	十二	一
吉林省東部地區討匪 間島方面討匪				饒河附近討匪、黑龍江省討匪 東邊道及三角地帯討匪	土龍山事件	黑河附近汽船紀賢號に對する蘇軍の不法射擊事件			秋季大討伐		察哈爾省に於ける宋哲元部隊侵入小廠 附近の戰鬪、貝爾湖方面外蒙兵侵入ハ ルハ廟事件
滿洲國帝政實施聲明				滿洲國皇帝登極 康德元年と改元	サルバアドル共和國滿洲國承認	秩父宮殿下御名代として御渡滿	ローマ法王廳の滿洲國承認 滿蘇水路協定成立	英國滿洲國産業視察團バンビー卿一行 來滿	新京忠靈塔納骨式	南軍司令官著任菱刈大將と交代 滿支通郵協定成立	

昭和十年

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
三角地帯討匪	滿支通電協定成立 大灘會議	北滿鐵道接收	滿洲國皇帝陛下御訪日 下ミニカ共和国と外交關係成立	回鑾訓民詔書煥發 日滿稅關協定成立 張景惠國務總理就任	滿洲里會議 滿支電話連絡開始	日滿經濟共同委員會設立	帝國政府の滿洲國治外法權撤廢方針聲明	冀東防共自治委員會設置 北支自治運動開始 滿洲里會議決裂	冀察政務委員會結成 日滿郵便條約正式調印、獨逸經濟使節 キープ博士入京	オラホドカ附近及ボルンデルス附近日 滿軍と外蒙兵との衝突事件
停戰地區に於ける孫永勤匪討伐				獨石口附近宋哲元軍不法射擊 呼倫貝爾に於ける外蒙兵我測量班員拉 致事件	奈曼旗公署區域襲擊事件 京圖線列車襲擊事件	北票附近討匪	綏芬河北方に於ける蘇滿兵衝突事件	秋季大討伐		

昭和十一年

一	二	三	四	五	六	七
金廠溝事件 オラホドカ附近戰闘	タウラン附近外蒙兵 澁谷支隊との戰闘	長嶺子事件	綏芬河事件	春季大討伐		滿洲に於ける日本國臣民の居住及滿洲 國の課稅等に關する日本國滿洲國間條 約締結
						植田軍司令官著任南大將と交代



日本製鐵株式會社

公私軍事關係諸團體

(順序不同)

帝國在郷軍人會

勅語 (大正三年十一月三日)

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本文ヲ盡サムコトヲ期セヨ

奉 答 (大正三年十一月四日)
會長 伯爵 寺內大將

今回在郷軍人會ニ優渥ナル勅語ヲ賜ヒ内帑金拾萬圓 御下賜セラル 聖旨宏遠區等感激恐懼ノ至リニ堪ヘス爾今益々奮勵努力誓テ 聖恩ニ答ヘ奉ラシコトヲ期ス

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會

勅語

朕親シク帝國在郷軍人會會員ヲ閱シ其ノ健在ヲ憐フ汝等益々奮勵克ク其ノ本分ヲ盡シ以テ朕力倚信ニ副ハンコトヲ期セヨ

奉 答 (大正四年十二月二日)
總裁 貞愛親王

陛下茲ニ帝國在郷軍人會會員ヲ親閱アラセラレ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ貞愛等感激ノ至ニ堪ヘス益々奮勵努力以テ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス 貞愛帝國在郷軍人會會員一同ヲ代表シ謹ミテ奉答ス

勅語 (昭和三年十二月三日)

朕親シク帝國在郷軍人會會員ヲ閱シ其ノ勇健ヲ憐フ汝等克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ深ク時勢ノ推移ニ鑑ミ益々其ノ本分ヲ盡シ同心協力以テ朕カ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

奉答 (昭和三年十二月三日)
總裁 載仁親王

陛下親シク帝國在郷軍人會會員ヲ閱セラレ優渥ナル勅語ヲ賜フ洵ニ感激ノ至ニ堪ヘス載仁等益々奮勵各々本分ヲ盡シ以テ 聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス

勅語 (昭和十一年十一月三日)

朕時勢ノ推移ト國防ノ整備トニ鑑ミ茲ニ帝國在郷軍人會ノ組織ヲ確立セシム汝在郷軍人克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ其ノ本分ニ顧ミ戮力奮勵以テ朕カ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

奉答文 (昭和十一年十一月三日)
海軍大臣 永野 修身
陸軍大臣 伯耆 寺內 壽一

帝國在郷軍人會ノ組織確立ニ當リ特ニ優渥ナル勅語ヲ賜フ數慮深遠恐懼感激ノ至リニ勝ヘス臣等益々奮勵各々其ノ本分ヲ盡シ以テ 聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス

勅令第三百六十五號

帝國在郷軍人會令

第一條 在郷軍人其ノ精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ兼テ社會ノ公益ヲ圖リ風教ヲ振作シ國家ノ干城國民ノ中堅タルノ實ヲ擧グル目的ヲ以テ帝國在郷軍人會ヲ組織セントスルトキハ陸軍大臣及海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

帝國在郷軍人會ノ組織、會員ノ資格、加入及脫退其ノ他帝國在郷軍人會ニ關シ必要ナル事項ハ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ定ム

第二條 陸軍大臣及海軍大臣ハ帝國在郷軍人會ヲ監督ス

陸軍大臣及海軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ陸海軍部隊ノ長ヲシテ帝國在郷軍人會ヲ監督セシムルコトヲ得

第三條 政府ハ帝國在郷軍人會ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第四條 帝國在郷軍人會ハ附屬第一ニ定ムル會旗ヲ使用スルモノトス

帝國在郷軍人會會員ハ附屬第二ニ定ムル會員徽章ヲ佩用スルモノトス

公私軍事關係附屬體—帝國在郷軍人會令

會旗ノ使用及會員徽章ノ佩用ニ關シテハ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ定ム

第五條 帝國在郷軍人會ハ政治ニ干與スルコトヲ得ズ

第六條 陸軍大臣及海軍大臣ハ帝國在郷軍人會ニ對シ徵募、召集、徵發、防衛等ニ關シ協力ヲ求ムルコトヲ得

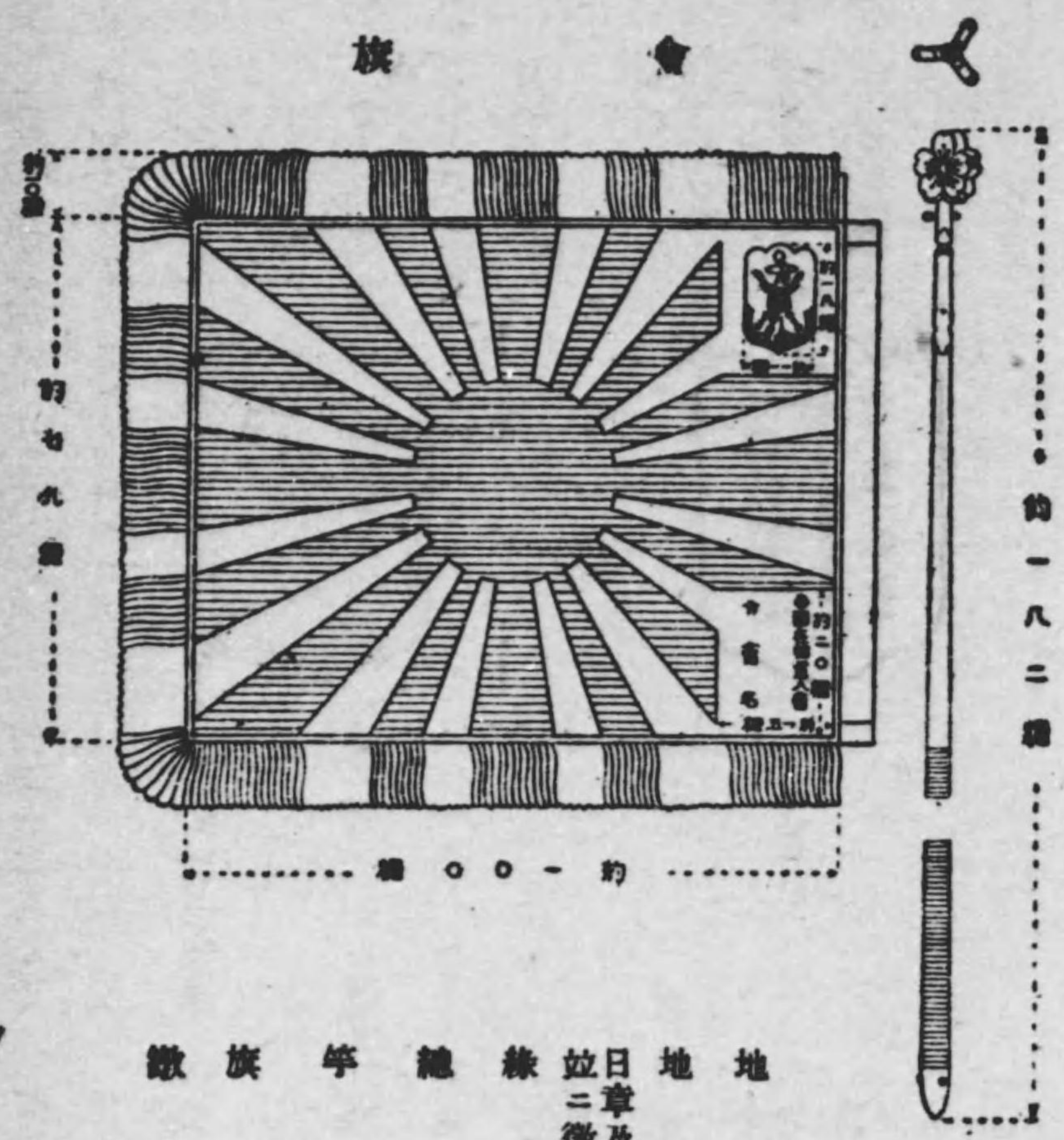
第七條 陸軍大臣、海軍大臣及第二條第二項ニ規定スル陸海軍部隊ノ長ハ帝國在郷軍人會ニ對シ會務ニ關スル報告ヲ徵シ會務執行又ハ會計ノ狀況ヲ檢査シ及監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十一年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

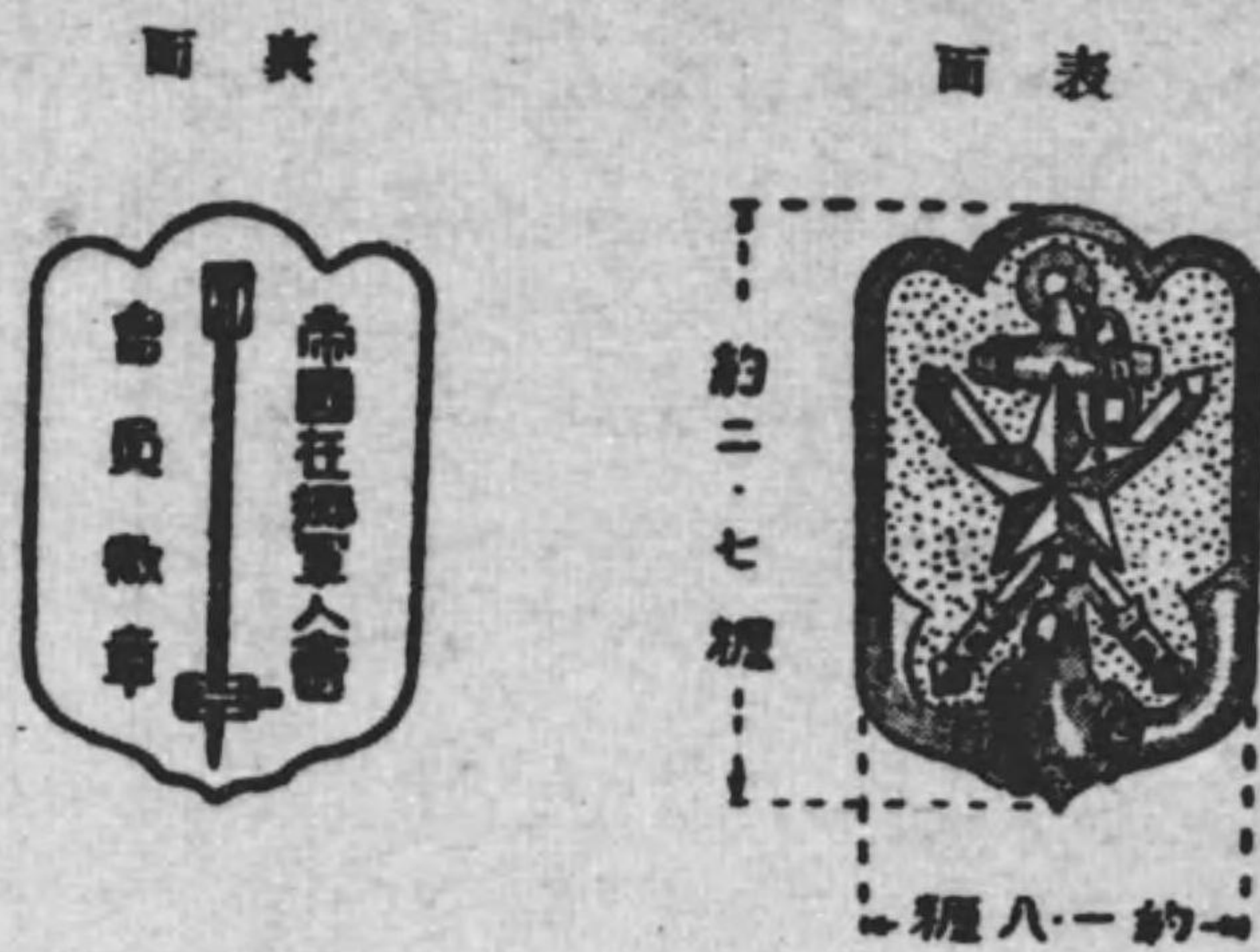
本令施行ノ際現ニ存シ陸軍大臣及海軍大臣ノ監督ヲ受クル帝國在郷軍人會ハ本令施行ノ日ヨリ一月以內ニ會則ヲ具シ陸軍大臣及海軍大臣ニ届出デ本令ニ依ル帝國在郷軍人會ト爲ルコトヲ得

附圖第一



- 地 色 白
- 地 質 絹鹽瀬織刺子
- 日章及光線 紅
- 並ニ徽章 白絹モール織
- 總 縁 絹クルミ緒、光線ハ紅其ノ他ハ白
- 竿 頭 眞鍮製三面櫻花、金鍍金
- 旗 竿 櫻棒、下一半螺旋卷
- 徽 鐵 全部黒漆塗

會 員 徽 章



地 金
白銅 (ニッケル 一八) 鉛 (三五) 銀 (五七)
金、燻製、鍍銀及綠ハ艶出

表示物
星章、十八金張研出製

帝國在郷軍人會規程

- 第一條 帝國在郷軍人會ハ聯合支部、支部、聯合分會及分會ヨリ成ル
- 第二條 帝國在郷軍人會ニ本部ヲ置ク
- 第三條 聯合支部ハ内地（樺太ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ在リテハ師管內、朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官ノ師團毎ニ定ムル區域（滿洲國間島省ハ第十九師團ノ區域ニ含ム）內、臺灣ニ在リテハ臺灣全島內、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル區域內ニ在ル支部ヲ以テ之ヲ組織ス
- 前項ノ區域內ニ於テ特別ノ事情ニ依リ支部ヲ組織シ得ザル聯合分會及分會アルトキハ之ヲ當該聯合支部ノ組織ニ編入ス
- 第四條 支部ハ内地ニ在リテハ聯隊區內、朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル區域內、臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル區域內、南洋群島ニ在リテハ全島內、其ノ他ノ地ニ在リテハ適宜ニ定ムル區域內ニ在ル聯合分會ヲ以テ之ヲ組織ス
- 前項ノ區域內ニ於テ特別ノ事情ニ依リ聯合分會ヲ組織シ得ザル分會アルトキハ之ヲ當該支部ノ組織ニ編入ス

第五條 本部ニ關スル規程並ニ聯合分會及分會ノ組織ハ帝國在郷軍人會會則ニ於テ之ヲ定ム

第六條 聯合支部ハ内地ニ在リテハ師管ノ番號、朝鮮ニ在リテハ師團司令部所在地ノ地名、臺灣ニ在リテハ該名稱、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル地名等ヲ冠稱ス

第七條 支部ハ内地ニ在リテハ聯隊區ノ名稱ヲ、其ノ他ノ地ニ在リテハ其ノ區域内ニ在ル著名ナル土地又ハ其ノ事務所所在地ノ地名ヲ冠稱ス

第八條 帝國在郷軍人會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ豫備役、後備役又ハ退役ノ將校同相當官（海軍ニ在リテハ士官、特務士官）准士官、豫備役又ハ後備役ノ下士官、歸休兵、豫備兵、後備兵、第一補充兵、海軍豫備員、豫備役幹部候補生、豫備役操縱候補生及第一國民兵役ニ在ル者トス
前項以外ノ者ヲ以テ會員ト爲スニ付テハ會則ニ於テ之ヲ定ム

第九條 前條第一項ニ規定スル者ニシテ帝國在郷軍人會ノ會員タラントスルモノハ其ノ屬セントスル分會ノ長ニ届出デ其ノ承認ヲ受クルモノトス
帝國在郷軍人會ノ會員ニシテ退會セントスル者ハ理由ヲ具シ所屬分會ノ長ノ承認ヲ受クルモノトス
前項ノ外帝國在郷軍人會ノ會員ハ會員タル資格ノ喪失、死亡又ハ除名ノ事由ニ因リ退會ス除名ノ事由ハ會則ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 軍司令官（朝鮮軍司令官ヲ除ク）、師團長及鎮守府司令長官（朝鮮ニ在リテハ要港部司令官）ハ管内ニ在ル聯合支部、支部、聯合分會及分會ヲ、聯隊區司令官（朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル者）及海軍人事部長ハ管内ニ在ル聯合分會及分會ヲ監督ス
軍司令官（朝鮮軍司令官ヲ除ク）ハ其ノ定ムル者ヲシテ臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在ル支部、聯合分會及分會ヲ監督セシムルコトヲ得

前項地域内ニ在ル海軍部隊ノ長ハ當該地域ニ在ル聯合支部、支部、聯合分會及分會ノ監督ニ關與ス
第十一條 帝國在郷軍人會ノ會計檢査ノ施行ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 帝國在郷軍人會會長ハ陸軍大將又ハ海軍大將ノ中ヨリ、同副會長ハ陸軍中將及海軍中將ノ中ヨリ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ推薦ス

第十三條 聯合支部長ハ當該師團ノ師團司令部附少將タル者（朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル者）、支部長ハ當該聯隊區司令官タル者（朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル者）ヲ以テ之ニ充ツ
臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ於ケル聯合支部長及支部長ハ軍司令官ノ指名シタル將校ヲ以テ之ニ充ツ
前二項以外ノ地域ニ於ケル支部長ハ陸軍大臣及海軍大臣ノ指名シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 要港部司令官及海軍人事部長（臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ所在海軍部隊ノ長）ハ必要ニ應ジ管内ニ於ケル聯合支部長及支部長ノ指導ニ參與ス

第十五條 帝國在郷軍人會ノ會旗ハ分會毎ニ一旒ヲ備ヘ團體ヲ表示スル場合ニ之ヲ使用スルモノトス

第十六條 帝國在郷軍人會ノ會員徽章ハ會員タルノ身分ヲ表示スル場合ニ之ヲ佩用シ軍服ニ在リテハ右胸部上衣概ネ第二鈕（海軍兵ニ在リテハ概ネ襟飾ノ結目）ト同等ノ高サニ裝著シ其ノ他ノ洋服ニ在リテハ軍服ニ準ズルモノトス

和服ニ在リテハ前項ノ例ニ依ル但シ羽織着用ノ場合ハ其ノ見返シニ裝著スルモノトス

第十七條 帝國在郷軍人會ヲ設立セントスルトキハ會則ヲ定メ陸軍大臣及海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ會則ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

帝國在郷軍人會會則ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外事業、組織、會員、役員、會議、資産、會計其ノ他必要ナル事項ヲ記載スベシ

附 則

本令ハ昭和十一年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ内會員徽章ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ佩用セザルコトヲ得

帝國在郷軍人會會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ昭和十一年勅令第三百六十五號帝國在郷軍人會令ニ依リ之ヲ組織ス

第二條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ奉戴ス

第三條 本會則中帝國在郷軍人會令ハ會令ト、帝國在郷軍人會規程ハ規程ト略稱ス

第四條 本部ハ之ヲ東京ニ置キ本會ノ指導監督機關トス

第五條 會令第五條ニ基キ本會ハ團體トシテ、本會會員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ス

第六條 本會則中郡、市、町、村トアルハ各左記下欄ノ地ニ相當ス

北海道、樺太ニ在リテハ支廳長ノ管轄區
郡 臺灣ニ在リテハ州知事及廳長ノ管轄區

朝鮮ニ在リテハ郡守、島司ノ管轄區

公私軍事關係諸團體——帝國在郷軍人會會則

市 東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區
府尹、市尹ノ管轄區

町村 町村ニ準ズベキモノ（臺灣ニ於ケル郡及支廳長ノ管轄區ヲ含ム）

第二章 目的及事業

第七條 本會ハ會令第一條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業ヲ行フ事業ノ計畫及實施ニ付テハ左記其ノ

一ノ要綱ニ則リ行事ハ其ノ二ノ各號ニ準據スルモノトス

其ノ一

- 一 聖旨ヲ奉體シ軍人ノ本分ヲ恪守スルコト
- 二 皇軍ノ任務ニ寄與スルヲ主眼トスルコト
- 三 階級秩序ヲ重ンジテ鞏固ナル團結ヲ形成スルコト
- 四 犠牲奉公ノ實ヲ學ブルコト
- 五 實踐躬行ノ範ヲ郷黨閭里ニ垂ルルコト

其ノ二

- 一 勅諭、勅語、詔書捧讀式ヲ行ヒ四方拜、紀元節、天長節、明治節及廉アル宮中ノ式典當日ハ遙拜式ヲ行フコト
- 二 軍人精神ノ鍛鍊、軍事學術ノ研究及演練竝ニ體育ヲ行フコト
- 三 會員ヲシテ應召準備ヲ整頓セシムルコト竝ニ召集、徵發業務ヲ幫助シ又ハ徵兵、徵募檢査及簡閱點呼ノ際其ノ業務ヲ援助スルコト
- 四 精神修養、軍事及一般知識ノ増進竝ニ團體及會員ノ指導連絡ノ爲講演ヲ行ヒ雜誌、圖書等ヲ發行シ其ノ他各種ノ施設ヲ講ズルコト
- 五 國防思想普及ノ爲適當ナル手段ヲ講ズルコト
- 六 本會創立記念日ニ式典ヲ行フコト
- 七 現役兵又ハ補充兵トシテ入營又ハ入團スル者及補充兵ニシテ未ダ入營セザル者ノ軍事教育ヲ行ヒ且入退營（團）者ヲ送迎スルコト
- 八 青年學校及青年訓練所ノ發達ヲ援助シ特ニ其ノ教練ヲ幫助シ且青年團員及少年團員ノ誘掖指導ニ協力スルコト
- 九 會員、現役者及戰（公）傷病軍人竝ニ其ノ家族ニ對シ必要ニ應ジ慶弔、慰藉又ハ扶助ヲ行ヒ

延テ社會ノ融和協調ノ美ヲ助成スルコト

十 過去戰役ヲ記念シ戰役死亡者及公務ニ起因スル死亡者ノ祭典ヲ幫助シ且其ノ遺族及戰(公)傷病軍人ヲ優遇スルコト

十一 御警衛ニ關シ責任宜憲ヲ援助シ公安ノ維持並ニ防衛及救護事業ニ協力スルコト

十二 思想ノ善導、風教ノ改善ニ協力シ社會公益事業ヲ幫助スルコト

第八條 本會ハ本會ノ事業ト其ノ目的又ハ種類ヲ同クスル事業ヲ行フモノアルトキハ要スレバ之ト協同シテ該事業ヲ實施シ又ハ之ヲ幫助スルモノトス

第三章 組 織

第九條 本會ノ組織ハ規程第一條乃至第五條ニ依ル

第十條 本部ニ所要ノ部(課)ヲ置ク其ノ細部ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第十一條 聯合分會、分會ノ新設、併合、分離及廢止ハ支部長本部直屬ノモノハ會長、聯合ノ承認ヲ經テ行フモノトス海軍部ニ關シテハ聯合分會、分會ノ場合ニ同ジ

第十二條 聯合分會ハ内地(樺太ヲ含ム)ニ在リテハ各郡市ノ區域内ニ、朝鮮、臺灣、關東州、南洋

群島及其ノ他ノ地ニ在リテハ特ニ定ムル區域内ニ在ル分會ヲ以テ組織ス但シ工場、鑛山、會社、鐵道等ノ分會ハ其ノ事務所所在地ノ聯合分會ノ組織ニ編入ス

第十三條 分會ハ本會ノ團結及事業實施上ノ單位ニシテ各町村ノ區域内ニ在ル會員ヲ以テ組織ス但シ外國領土ニ在リテハ其ノ地居住ノ會員ヲ以テ分會ヲ組織スルコトヲ得

工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ在リテハ其ノ所屬ノ會員ヲ以テ分會ヲ組織スルコトヲ得

市及聯合分會ヲ設置シアル町村ニ於テ同一聯合分會ノ區域内ニ居住スル海軍正會員多數ニシテ分會トシテ事業ヲ實施セシムルヲ適當ト認ムルトキハ支部長ニ於テ會長ノ承認ヲ受ケ當該聯合分會内ニ海軍正會員ヲ以テ分會ヲ組織セシムルコトヲ得

第十四條 前二條ノ外必要アル場合ニ於テハ郡ノ區域内又ハ市ニ數箇ノ聯合分會ヲ、同一支部管内ニ於ケル隣接スル郡ノ區域又ハ其ノ一部ヲ合シテ一箇又ハ數箇ノ聯合分會ヲ、町村内ニ一箇ノ聯合分會又ハ數箇ノ分會ヲ組織スルコトヲ得

第十五條 分會ハ行政區劃、小學校通學區域又ハ交通等其ノ地方ノ狀況ニ從ヒ通常班ニ區分ス班ハ更ニ最寄若干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第十六條 協同ノ事業ヲ處理スル爲必要アル場合ニハ支部長ノ承認ヲ經テ左ノ區分ニ從ヒ聯合會ヲ設

置スルコトヲ得

一 大ナル都市ニ於テハ聯合分會ノ聯合會但シ一都市ニシテ二箇以上ノ支部ノ區域ニ亘ル地ニ在リテハ聯合支部長ノ承認ヲ經テ之ヲ設置シ關係支部長ノ協同監督ヲ受クルモノトス

二 工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ於テ數箇ノ分會ヲ有スルモノニ在リテハ分會ノ聯合會第十七條ノ前條ノ規定ニ依リ聯合會ヲ設置スルトキハ第一號ノ場合ニ於テハ關係聯合分會ノ、第二號ノ場合ニ於テハ關係聯合分會及分會ノ協議ニ依リ聯合會規約ヲ定メ所屬ノ支部長又ハ聯合支部長ノ承認ヲ受クルモノトス

聯合會規約ニハ聯合會ノ名稱、協同事業、役員、費用支辨ノ方法等ヲ定ムルモノトス

第十八條 聯合分會其ノ組織内ニ海軍分會ヲ有スルモノヲ除クハ海軍正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必
要アリト認ムルトキハ海軍部ヲ設置スルコトヲ得

海軍部ヲ設置シアラザル聯合分會ノ下ニ在ル分會又ハ聯合分會ヲ組織シアラザル分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍正會員ヲ有スルトキ亦同シ

第十九條 聯合支部以下各團體ノ稱號ハ概ネ左記例稱ニ從フ

(規程第六條ニ從ヒ)

聯合支部

帝國在郷軍人會第何師管(龍山)(臺灣)(滿洲)(北支那)聯合支部

支部

規程第七條ニ從ヒ

帝國在郷軍人會何支部

聯合分會

郡、市等ノ名稱ヲ冠シ

帝國在郷軍人會何郡(郡南部)(市)(市北部)(區)聯合分會

町村又ハ工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ノ名稱ニ從ヒ

分會

帝國在郷軍人會何町(村)分會又ハ何市(町)(村)海軍分會

帝國在郷軍人會何工場(鑛山)(會社)(運輸事務所)(保線事務所)(車庫)分會

朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及外國領土ニ於ケル聯合分會及分會ハ前項ニ依ルノ外通常其ノ區域

内ニ在ル著名ナル土地又ハ其ノ事務所所在地ノ名稱ヲ冠シ且前記ノ例稱ニ準ズルモノトス

第四章 會 員

第二十條 本會ノ會員ハ正會員、特別會員及名譽會員ノ三種トス其ノ區別左ノ如シ

一 正會員

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

(一) 規程第八條第一項該當者

(二) 前號ニ依リ會員タリシ者ニシテ其ノ役ヲ退キ前號ニ該當セザルニ至リタルモノノ中正會員タルコトヲ希望スルモノ
入會、退會ニ關シテハ規程第九條ニ準ズ

二 特別會員

現役將校同相當官 海軍ニ在リテハ士官、特務士官 ニシテ役員タル者及本會各團體ヨリ推薦セラレタルモノ

三 名譽會員

(一) 本會ヲ退キタル者ノ中功績顯著ニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタルモノ

(二) 在郷軍人ニ非ズシテ特ニ本會ニ助力ヲ與ヘ若ハ功勞アリタルモノ又ハ其ノ協力ヲ受クベキモノニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタルモノ

第二十一條 會員ノ所屬ハ左ノ區分ニ依ルモノトス

一 正會員ハ住所地ノ分會ニ屬ス但シ本籍地以外ニ住所ヲ有スル者ハ住所地ノ分會ニ屬スルノ外本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得

二 工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ在ル正會員ハ當該分會ニ屬ス但シ前記分會ニ屬スル外住所地又ハ本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得

三 特別會員及名譽會員ハ其ノ推薦セラレタル團體ニ屬ス

第二十二條 分會ハ會員名簿ヲ備付ケ其ノ移動ヲ明ニスルモノトス必要アル場合班ニ於テモ亦同ジ

第二十三條 會員ハ其ノ住所地又ハ分會所屬ヲ變更シタルトキハ之ヲ關係分會ニ届出ヅルモノトス

第二十四條 特別會員及名譽會員ノ推薦ハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ之ヲ行フモノトス

第二十五條 正會員ニシテ會則ニ背キ本會ノ目的遂行上有害ト認メタルモノアルトキハ分會長ハ之ニ

戒告ヲ與ヘ尙改悛セザル場合ニハ評議會ノ決議ヲ經テ支部長 本部直屬ノ分會ニ在リテハ分會長、聯合ノ支部直屬ノ分會ニ在リテハ聯合支部長

承認ヲ受ケ一時會員タルノ待遇ヲ停止シ又ハ除名スルコトアルベシ

前項ニ依リ處分セラレタル者ニシテ改悛ノ狀顯著ナルトキハ前項ノ手續ニ準ジ之ヲ復活セシムルコトヲ得

第二十六條 正會員ハ會員タルノ身分ヲ表示スル場合ニハ成ルベク軍服ヲ着用スルモノトス

第五章 役員及顧問

第二十七條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

副會長 若干名
 總務 一名
 參事 各若干名
 監事 各若干名
 參事 各若干名
 審議員 各若干名

第二十八條 聯合支部、支部ニ左ノ役員ヲ置ク

長 一名
 副長 一名
 參事 各若干名
 監事 各若干名
 審議員 各若干名

第二十九條 聯合分會、分會ニ左ノ役員ヲ置ク

長 一名

各若干名

副會長 一名
 理事 各若干名
 監事 各若干名
 評議員 各若干名
 班長 一名
 同副長 若干名
 組長 一名
 同副長 若干名
 海軍部長 一名
 同副長 若干名

班、組、海軍部ヲ設ケタル場合其ノ各ニ

第三十條 役員ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ囑託スルモノトス

一 本部

會長及副會長ハ總裁之ヲ囑託ス

總務ハ正會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

參事及監事ハ正會員及特別會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
參與ハ會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

審議員ハ内地ニ在リテハ支部長ニ於テ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部ノ正會員中ヨリ一名ヲ聯合支部長ノ承認ヲ經テ推薦シ朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國及北支那ニ在リテハ聯合支部長ニ於テ當該聯合支部ノ審議會ニ諮リ當該聯合支部ノ正會員中ヨリ一名ヲ推薦シ且別ニ海軍人事部長ニ於テ鎮守府管區毎ニ海軍正會員中ヨリ審議員三名ヲ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
前項中海軍正會員ノ審議員ノ詮衡ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル

- 一 鎮守府管區内ニ在ル支部ノ長ハ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部内ノ海軍正會員中ヨリ一名ノ候補者ヲ推薦シ所屬聯合支部長ヲ經テ所管鎮守府ノ海軍人事部長ニ通報ス但シ支部ニシテ二以上ノ鎮守府ノ管區ニ亘ルトキハ其ノ支部ハ海軍正會員數多キ區域ノ鎮守府管區ニ屬スルモノトシ次期ノ推薦アル迄ハ海軍正會員數ニ移動アルモ其ノ所屬ハ之ヲ變更セズ
- 二 海軍人事部長ハ前號ノ候補者中ヨリ審議員ヲ推薦ス

審議員ハ所屬聯合支部及支部ノ審議員タルモノトシ聯合支部長又ハ支部長之ヲ囑託ス

二 聯合支部

聯合支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

聯合支部副長ハ聯合支部長ニ於テ其ノ一名ヲ聯合支部内ノ特別會員中ヨリ、其ノ他ヲ當該聯合支部ノ審議會ニ諮リ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參事及監事ハ聯合支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ聯合支部長之ヲ囑託ス

審議員ハ支部長ニ於テ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部内ノ正會員中ヨリ推薦シ聯合支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ聯合支部長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應ジ豫メ各支部ニ配當ス

三 支部

支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

支部副長ハ支部長ニ於テ其ノ一名朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國ニ在リテハ若干名ヲ支部内ノ特別會員中ヨリ、其ノ他ヲ當該支部ノ審議會ニ諮リ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參事及監事ハ支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ支部長之ヲ囑託ス

審議員ハ聯合分會聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會ノ評議會ニ於テ當該聯合分會聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ支部長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應ジ豫メ各聯合分會

聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會ニ配當ス但シ朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及外國領土ニ在リテハ狀況ニ依リ